

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第二卷 第九號

昭和十六年九月刊行

研究

婚姻率の變動……………岡崎文規(一)

資料

結婚擧式日と婚姻届出日との間隔……………岡崎文規(二三)
獨逸に於ける児童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手當制度の概観……………本多龍雄(二五)
北米合衆國に於ける人口政策の動向……………河野和彦(二五)

紹介

ウンゲルン・シュテルンベルグ著「生物學と經濟學」出產減退の原
因及び結果と民族生物學的没落への對策(本多)……………(二三)

彙報

家計調査施行規則並に施行細則改正令の公布——醫療保護法施行期日に關する勅令及び
同法施行令の公布——厚生省人口局の「結婚に於ける健康問題の指導指針」の刊行——保
險院の國民健康保險普及狀況調——住宅營團の昭和十六年度事業計畫——財團法人人口
問題研究会編輯「人口問題」第四卷第一號の刊行——財團法人中央社會事業協會の第一回
社會事業研究發表會の開催計畫——北米合衆國に於ける國勢調査圖書室の設置

文獻

邦文人口問題關係文獻(一六)

厚生省

人口問題研究所



入	昭和20年10月7日
書	" "
庫	3187

人口問題研究

第二卷 第九號

研究

婚姻率の變動

岡崎文規

一、婚姻率の安定度

現在の統計研究方法によつて社會現象を観察する場合、謂ゆる社會法則と稱せられるものも、場所的に、また時間的に變動しつゝあるは確かな事實であらう。これは統計研究方法の不完全であることにも原因してゐるかも知れないが、しかし人間の行爲決行の動機を誘發する社會状態が場所的に差異あること、および同一地域内においても、時間の経過に伴つて變動することに主なる原因があると信ぜられる。このことは社會現象の一種である婚姻の統計的觀察においても明らかに認められるのであつて、例へば同一地域内の婚姻率は、ある期間においては徐々に變動し、またある時期においては激變するのである。

婚姻率の變動

次に婚姻率は如何なる事情の下では如何に變動するものであるか、また婚姻率の變動と他の社會現象の變動との比較、すなはち兩者の安定度の比較が問題となるであらう。婚姻率變動の原因に關する考察は後段にゆづり、こゝでは専ら婚姻率の安定度を問題にしようと思ふ。

ワグナー (Wagner) は、婚姻率と死亡率との安定度について論じたが、拙稿「婚姻統計概説」(本誌第一卷第九號)においてすでに述べた如く、彼は、一見、個人の自由意志によつて決行せられる思ひ思ひの婚姻現象も、これを大量觀察する場合、比較的に自然現象に近いと思はれる死亡率よりも却つて一層安定的事實を指摘して、社會法則を自然法則視せんとしたのである。われわれは婚姻率の安定度の大小によつて、直ちにこれを自然法則視すべきか否かの問題に深く立ち入ることを避けておきたいが、婚姻率の安定度の大小を測定する一手段として死亡率の安定度と比較することは意義あることと信ずる。そこでわが國の統計資料に基いて、婚姻率の安定度を觀察するために、長期に亘る婚姻率と死亡率との安定度を比較對照してみようと思ふ。

明治三十二年より昭和十三年に至る四十年間の婚姻率と死亡率とについて、その安定度を比較するのであるが、この四十年間における婚姻率と死亡率との變動を一覽しただけでは、次の第一表においてみられる通りいづれが一層安定的であるかを見定めることは甚だ困難である。そこで婚姻率

と死亡率について、それぞれ標準偏差を求め、更にこの標準偏差を平均値で除して算出せる變動係數を比較對照することによつて、兩者の安定度を容易に決定することが出来るであらう。明治三十二年乃至昭和十三年における婚姻率および死亡率ならびにそれぞれの變動係數を示せば、第一表の如くである。

第一表 明治三十二年乃至昭和十三年における婚姻率

および死亡率ならびに變動係數

明治三十二年	婚姻率	偏差	偏差ノ平方	死亡率	偏差	偏差ノ平方	昭和	婚姻率	偏差	偏差ノ平方	死亡率	偏差	偏差ノ平方	
三十二年	六六三	(一)	一・三三	二・四五	(十)	〇・六九	二年	七九六	(一)	〇・二九	〇・八四	二・四三	(一)	〇・二九
三十三年	七三三	(一)	〇・五五	二・〇三	(一)	〇・〇四	三年	八〇四	(一)	〇・二二	〇・〇四	一九九	(一)	〇・〇四
三十四年	八〇四	(十)	〇・〇九	二・〇三	(十)	〇・〇四	四年	七九〇	(一)	〇・三三	〇・一三	二〇〇	(一)	〇・三三
三十五年	八五七	(十)	〇・三三	二・〇三	(十)	〇・〇四	五年	七六八	(一)	〇・三九	〇・一五	一八七	(一)	〇・三九
三十六年	七九六	(一)	〇・二九	二・〇三	(一)	〇・〇四	六年	七六〇	(一)	〇・三六	〇・一三	一八九	(一)	〇・三六
三十七年	八四七	(十)	〇・三三	二・〇三	(十)	〇・〇四	七年	七三七	(一)	〇・四八	〇・二〇	一七三	(一)	〇・四八
三十八年	七三七	(一)	〇・八八	二・〇三	(一)	〇・〇四	八年	七三三	(一)	一・一〇	〇・四〇	一七六	(一)	一・一〇
三十九年	七三三	(一)	〇・五五	二・〇三	(一)	〇・〇四	九年	七五三	(一)	〇・七三	〇・五三	一八一	(一)	〇・七三
四十年	八八八	(十)	〇・三三	二・〇三	(十)	〇・〇四	十年	八〇四	(一)	〇・三三	〇・〇四	一六六	(一)	〇・三三
四十一年	九二五	(十)	一・一〇	二・〇三	(十)	〇・〇五	十一年	七八二	(一)	〇・五五	〇・一八	一七五	(一)	〇・五五
四十二年	八七七	(十)	〇・五五	二・〇三	(十)	〇・〇四	十二年	八四二	(十)	一・三三	〇・一八	一六九	(十)	一・三三
四十三年	八七四	(十)	〇・四九	二・〇三	(十)	〇・〇四	十三年	八〇四	(一)	〇・七九	〇・六三	一七四	(一)	〇・七九
四十四年	八三三	(十)	〇・七七	二・〇三	(十)	〇・〇六	總平均	八三三	(十)	〇・七九	〇・六三	二〇二	(十)	〇・七九
四十五年	八三三	(十)	〇・七七	二・〇三	(十)	〇・〇六	標準偏差	〇・六八三二七						
大正							變動係數	〇・〇〇〇〇四						
二年	八二五	(一)	〇・一〇	二・〇三	(一)	〇・〇四	第一表でみると、この四十年間における平均婚姻率は八・二五、標準偏差は〇・六八三二七であるから、その變動係數は〇・〇八三〇七である。また平均死亡率は二〇・三六、標準偏差は一・〇三九二九八であるから、その變動係數は〇・一〇〇一六である。従つてわが國においても、婚姻率は死							
三年	八〇四	(十)	〇・一〇	二・〇三	(十)	〇・〇四								
四年	八二八	(一)	〇・〇七	二・〇三	(一)	〇・〇三								
五年	七八五	(一)	〇・〇四	二・〇三	(一)	〇・〇三								
六年	七九六	(一)	〇・〇六	二・〇三	(一)	〇・〇四								

亡率よりも明らかに一層安定的であることがわかる。第一表で明らかである通り、大正七年および大正九年の死亡率は、流行性感冒の猖獗によつて激増し、また昭和六年以降、相當に大なる減少を續けてゐる。死亡そのものは個人の自由意志とは無關係に生起するは確かな事實と思はれるが、しかし悪疫の流行は突如として平均死亡率を著しく攪亂し、また社會衛生施設の改善普及によつて死亡率を漸減させることも可能である。死亡率の變動係数が比較的に大きいのはかゝる理由によるものであると思はれる。

これに反して婚姻率もつねに變動はしてゐるが、しかしいづれの年次においても、その變動率は死亡率におけるほど大ではない。もつとも明治三十二年には戸籍法の改正によつて婚姻率は激減し、明治四十一年、昭和十二年には戦争の影響によつて、また大正九年には經濟的好況によつて婚姻率はいづれも激増してゐるが、全體を通じてみれば、婚姻率の變動は死亡率の變動の如く甚だしくない。社會状態の變動が婚姻率に及ぼす影響の比較的に小さいことについては、いろいろの理由を想像することが出来る。まず第一に、事實上の婚姻が行はれても、届出のない場合もあらうし、また婚姻届出の年月と事實上の婚姻年月と一致しない場合もあらうから、現實には社會状態の變化が事實上の婚姻に相當大なる影響がある場合にも、われわれの觀察対象である法律上の婚姻は、その影響を如實に反映しないであらうといふことが想像せられる。第二に、婚姻そのものは、その性質上、社會状態の變化によつて影響を蒙ることが比較的に少ないのではなからうかとも想像せられる。社會衛生施設が改善せられる場合には、死亡率はそれに対応する程度において直ちに減少し、また悪疫が流行する場合には、死亡率はそれに対応する程度において直ちに増大する傾向あるに反して、經濟界に變動があつても、それに対応する程度において婚姻率が直ち

に増減するか否かは甚だ疑はしい。といふのは經濟の變動は婚姻率に影響を及ぼすところの一要因であることは否定出来ないが、しかし他方において、經濟の變動が婚姻率に及ぼす影響を阻止せんとする他の要因がつねに存在してゐるやうに思はれるからである。しかもわれわれの想像にして誤りがないならば、婚姻率を左右する諸要因のなかで、婚姻に關する社會的慣習は最も強大なる力をもち、且つ比較的に安定的である。すなはち經濟に變動があつても、それに対応するだけの程度において婚姻率が變動しないのは、婚姻に關する社會的慣習は婚姻の決行に對して相當に強力なる支配力をもつてゐるばかりではなく、この社會的慣習は容易に變動せざる性質のものであることに基因してゐると思はれる。

しかし婚姻に關する社會的慣習は地域を異にするに従つてそれぞれ異なる特質をもつてゐるといふ理由から、同一年次における異なる諸地域の婚姻率は、同一地域における異なる諸年次の婚姻率に比較して、ヨリ大なる變動係数をもつてゐると速断してはならない。婚姻に關する社會的慣習が地域を異にするに従つて著しく異なつてをり、そして各地域の婚姻率も著しき差等ある場合には、その變動係数はおそらく大きいであらう。しかるにこれに反して婚姻に關する社會的慣習が地域的に大した差異がなく、婚姻率にも大した差等の認められない場合には、同一年次における異なる諸地域の婚姻率は、同一地域における異なる諸年次の婚姻率に比較して、必ずしもヨリ大なる變動係数をもつてゐるとはかぎらないであらう。同一年次における異なる諸地域の婚姻率と同一地域における異なる諸年次の婚姻率とを比較して、いづれの變動係数がヨリ大であるかはこれを一般的に確定することは困難である。

二、婚姻率變動の要因

われわれの想像に反して、婚姻率は死亡率よりも安定的であることは、わが國の統計資料によつても明かに認め得るたしかな事實である。しかしこれは婚姻率の不變的であることを意味するものではない。現に第一表においてみられる通り、婚姻率は明かに年によつて變動してゐる。しかもこの變動割合は年によつて相當に大きな場合もある。例へば明治三十二年乃至昭和十三年の四十年間における平均婚姻率は八・二五であるが、明治三十二年の六・七二、明治三十八年の七・三七、明治三十九年の七・三三、昭和八年の七・二三、昭和十三年の七・四六等の婚姻率は平均婚姻率よりも著しく低く、これに反して明治四十一年の九・三五、大正九年の九・七六、大正十年の九・二四、昭和十二年の九・四一等の婚姻率は平均婚姻率よりも著しく高くなつてゐる。

婚姻は、すでに述べた如く、明かに社會現象に屬するものであつて、婚姻率の變動についても、その原因をもつば社會學的觀點から説明することが出来るし、またさうすることが至當であるやうに思はれる。婚姻率變動の原因として戦争および經濟の變動がしばしばあげられるのであるが、しかしこのほかに戸籍法の改正或ひは婚姻政策の實施等によつても、婚姻率は影響を受けるものであることをみのがしてはならない。以下、婚姻率の變動を原因別に觀察しようと思ふ。

イ、戦争と婚姻率の變動

戦時には婚姻適齡期にある壯丁が大量に動員せられ、そして戦後にはその壯丁が一時に復員する結果、戦争によつて婚姻率が大なり小なり攪亂されることは容易に想像され得る。戦争が婚姻率に及ぼす影響の大小はもつばら戦争の規模の大小に依存するものと思はれる。

婚姻率は、普通、戦時中には減少し、戦後に増大すると考へられてゐる。

しかるに從來の婚姻統計が示すところによれば、戦争勃發の當初においては、婚姻率は却つて上昇し、その後、低下して、戦後に再び上昇の傾向をとつてゐる。戦争勃發の當初において、婚姻率の上昇することは、一見、奇異の感をいだかせるが、しかしこれは戦争の勃發に際して、婚姻數が現實に増加したといふよりは、事實上の夫婦關係にあつた應召者および應召適格者の婚姻屆が一時に殺到することに原因してゐると思はれる。

明治三十二年乃至昭和十三年の期間中、わが國が經驗した大戦争は、いふまでもなく、明治三十七、八年の日露戦争と今次の支那事變とである。いま、この兩戦時における婚姻率の變動を觀察しよう。第一表でみると、明治三十六年の婚姻率は七・九六であるが、日露戦争の勃發せる明治三十七年の婚姻率は八・四七に激増してゐる。これは事實上の夫婦關係にあつた應召者および應召適格者の婚姻屆が一時に殺到したことに原因してゐると思はれる。しかるに明治三十八年には、かゝる種類の婚姻屆は出つくしてしまつて、そして婚姻數は現實に減少したために、婚姻率は七・三七に激減したのである。明治三十九年には、戦後の婚姻増加によつて婚姻率は上昇すべきであるやうに考へられるが、事實はこれに反して七・三一とさらに低下してゐるのである。私の推察にして誤りがないならば、明治三十九年にはすでに婚姻そのものは増加してゐたにちがひない。それにもかゝらず明治三十九年の婚姻統計にその事實が現はれてゐないのは、事實上の婚姻期日と婚姻の届出期日とは、多くの場合一致せず、わが國においては、この兩期間は平均的にみてほぼ一年もずれてゐるからである。すなはち明治三十九年に婚姻數が増加しても、その結果が婚姻統計に現はれるのは明治四十年以降のことである。婚姻率は、明治四十年に八・八八、明治四十一年に九・三五に激増してゐるのは、この理由によるものであると考へられる。

次に支那事變の婚姻率に及ぼす影響についてみると、婚姻率は支那事變の勃發せる昭和十二年に激増し、翌昭和十三年には激減してゐる。すなはち婚姻率は、昭和十一年には七・八二であつたが、昭和十二年には九四一に激増し、そして昭和十三年には七・四六に激減してゐるのである。支那事變はいまなほ繼續中であり、且つ昭和十四年以降の婚姻統計は、爾餘の人口動態統計とともに、公表されてゐないから、その後における婚姻率の變動については説明することは出来ない。

戦争が婚姻率に及ぼす影響は、外國においてもほぼ同様の傾向を示してゐる。例へば第一次歐洲大戰における交戦國の婚姻率を示せば第二表の如くである。

第二表 第一次歐洲大戰における交戦國の婚姻率

年次	ドイツ	オーストリア	フランス	イタリヤ	イギリス
一九一三年	七・七	七・一	七・五	七・五	七・九
一九一四年	六・八	七・二	五・一	七・〇	八・〇
一九一五年	四・一	四・五	二・三	五・一	九・七
一九一六年	四・一	四・四	三・三	二・九	七・五
一九一七年	四・七	四・八	四・九	二・七	六・九
一九一八年	五・四	五・六	五・五	三・〇	七・七
一九一九年	一三・四	一二・三	一四・〇	九・二	九・九
一九二〇年	一四・五	一三・四	一五・九	一四・〇	一〇・一

第二表でみると、イギリスをのぞけば、いづれの國の婚姻率も戦時中は著しく激減し、戦後において激増してゐる。わが國の經驗によれば、戦争勃發の當初においては、婚姻率は、やや増大の傾向を示してゐるが、これらの交戦國の婚姻率は、戦争勃發の當初、すなはち一九一四年において

婚姻率の變動

も、概ね前年の婚姻率よりも幾分低下してゐる。これらの交戦國においては、わが國におけるが如く、事實上の夫婦關係にあつた應召者の婚姻届が一時に殺到するやうな事實は存在しなかつたとみるべきであらうか。この點については確言し得る何らの資料も、また文献ももち合せてゐないが、この種の婚姻届は、戦争勃發の當初には、相當に殺到したのではなからうか。一九一四年の婚姻率が一九一三年の婚姻率に比較して大した減少を示してゐないのは、戦争の勃發せる八月までは半年の通りに婚姻が行はれたことと、事實上の夫婦關係にあつた應召者の婚姻届が相當の數に達し、戦争のために減少すべきである婚姻率をある程度まで阻止する作用をなしてゐるのではなからうかと考へられる。

一九一五年乃至一九一八年における婚姻率は實に著しき減少であつて、一九一三年の婚姻率の半數、國によつては三分の一にも達してゐないのである。第一次歐洲大戰の規模は日露戦争の場合とは比較にならないほど大きいものであつただけ、婚姻率に及ぼせる影響も大きかつたのである。従つて戦後における婚姻率の反動、換言すれば戦後における大量の復員は婚姻流行症を出現し、一九一九年および一九二〇年の婚姻率は戦前の婚姻率よりも遙かに高く、戦時中の婚姻率の三倍乃至四倍にも達したのである。

われわれは、こゝで特に注意しなければならないのは、イギリスの婚姻率の特質である。第二表において明かである如く、イギリス以外の交戦國における婚姻率は、一九一五年以降、戦時中には著しき減少を示してゐるにもかゝらず、イギリスの婚姻率は、一九一三年の七・九に對して、一九一四年には八・〇、一九一五年には九・七と増加し、一九一六年乃至一九一八年における婚姻率の低下も比較的輕少である。これは何に原因してゐるのであらうか。グラツエ(Graetz)の説明によれば、イギリスにお

いは、四十一歳以下の未婚男子に兵役義務を課することとしたために、兵役に服することを避けんとする未婚者の婚姻増加によつて、一九一四年および一九一五年には婚姻率が平時よりも却つて増加し、一九一六年以降においても、婚姻率は大きく減少しなかつたといふのである。平時においても兵役を回避することは國民の恥辱である。まして戦時において兵役を回避せんとする心情に至つては、われわれ日本國民の到底理解し能はざるところであるが、イギリスなればこそ、かゝる事實も存在したのであらう。最後に、第一次歐洲大戦の如き大規模の戦争にあつては、交戦國の婚姻率が影響を受けるばかりではなく、中立國の婚姻率でさへも、多少の影響をまぬがれることは出来ない。例へば第一次歐洲大戦における中立國の婚姻率を示せば第三表の如くである。

第三表 第一次歐洲大戦における中立國の婚姻率

年次	デンマーク	ノールウェー	スウェーデン	スペイン	スイス	オランダ
一九一三年	七・二	六・二	五・九	六・八	六・九	七・九
一九一四年	六・九	六・四	五・八	六・五	五・七	六・八
一九一五年	六・五	六・四	五・八	六・二	五・〇	六・七
一九一六年	七・二	六・九	六・一	六・六	五・七	七・三
一九一七年	七・〇	七・一	六・二	六・八	六・〇	七・五
一九一八年	七・六	七・八	六・七	六・七	六・七	七・四
一九一九年	八・二	五・九	六・九	八・一	七・九	八・六
一九二〇年	八・八	七・〇	七・三	八・五	九・〇	九・六

第三表でみると、ノールウェーの婚姻率は、戦時中にも減少してゐないが、その他の中立國の婚姻率はいづれも戦争勃發の初期に大なり小なり減少してゐる。たゞ交戦國の如く、中立國における婚姻率の低下は著しくなく、また戦争終結前に、すなはち一九一七ごろより再び上昇の傾向を示

してゐる。要するに第一次歐洲大戦勃發の初期においては、國際情勢の不安は中立國の婚姻率にも影響を及ぼし、多少の減少を來たしたことは明らかである。

□、經濟の變動と婚姻率の變動

經濟の變動と婚姻率の變動との間には一定の關係あることは、すでに早くから、統計學者、經濟學者等によつて注目され、幾多の統計的研究が發表せられてゐる。ただ經濟界變動の指標を統計的に現はすには何をもちてすべきかは大いに問題のある點であつて、從來、經濟變動の指標は研究家によつてそれぞれ異なるものが使用せられてゐる。すなはち經濟變動の指標として、古くは穀價の變動が重要視せられたが、その後、外國貿易額の推移、失業率の變動、物價指數等がしばしば使用せられてゐる。

經濟變動の指標として、かくも多種多様なものが使用せられ來つた理由は決して簡単なものではなく、一方においては、經濟變動の指標はただ一つにして、しかもこれではなければならないといふものを理論的に決定することが困難であるとともに、他方において、經濟發展の階梯を歴史的に考慮する場合、經濟變動の指標として異なるものの使用されることは必然的であるやうに思はれる。

といふのは、國民經濟の重心が農業にある經濟状態の下では、經濟の變動を示す最適の指標は穀價の變動である。従つて古くは婚姻率の變動と經濟の變動との關係を明かにするために、穀價の變動がしばしば比較對照の用に供せられたのであつた。しかるに國民經濟の中心が農業より商業或ひは工業に移動するに従つて、經濟の變動を示す指標として、穀價の變動ではその目的に十分副はないために、外國貿易額の推移、手形交換高の變動、失業率の變動等がとり上げられ、婚姻率の變動との比較對照に使用せ

られることになつたのである。

要するに經濟の變動には、經濟構造の變化する場合と、同一經濟構造の内部におけるいはゆる景氣變動の二つがあるから、婚姻率の變動を經濟の變動でもつて説明せんとする場合、經濟變動の指標としてその場合場合の必要に應じて、それぞれ適當と思はれるものが使用されてゐるとみるべきであらう。

婚姻率の變動と經濟の變動との關係に關する從來の諸研究はすでに館學士²⁾によつて詳細なる紹介がなされてゐるから、この問題に深き關心をもつ讀者はその論文を参照せられることをおすすめる。館學士も敘説してゐられる通り、古くは、婚姻率の變動は穀價の變動との關係において考察され、婚姻率と穀價とは逆相關の關係にあること、すなはち穀價の下落する場合に婚姻率は上昇するといふ從來の説に對してオーグル³⁾は婚姻率と穀價とは平行關係にあること、および人口一人當りの輸出貿易が増加する場合、婚姻率も上昇することを論じてゐる。

ある時期においては安き穀價が婚姻率を上昇せしめ、また他の時期においては高き穀價が婚姻率を上昇せしむる理由を、メヨ・スミス⁴⁾(Mayo-Smith)およびワグマン⁴⁾(Wagman)は經濟構造の變化によつて説明してゐるが、婚姻は家族の經濟的保證と密接なる關係あることは明かであつて、農業時代には穀物の收穫が豊富にして、その價格が低廉なる場合、國民の經濟生活は安定的であるために、穀價の低落は婚姻率を上昇せしむるに與つて力あつたにちがひない。しかるに農業時代から商工業時代に推移するにつれて、事情は著しく變化し産業活動の伸張は一般に穀價を高めるばかりではなく、生計費のなかで、食物費の占むる割合は、農業時代に比較して大いに減少して來てゐる。そして穀價の高きことは、ある意味にお

いて國民經濟の繁榮を現はすものであるから、婚姻率は、農業時代とは反對に、却つて上昇するのである。

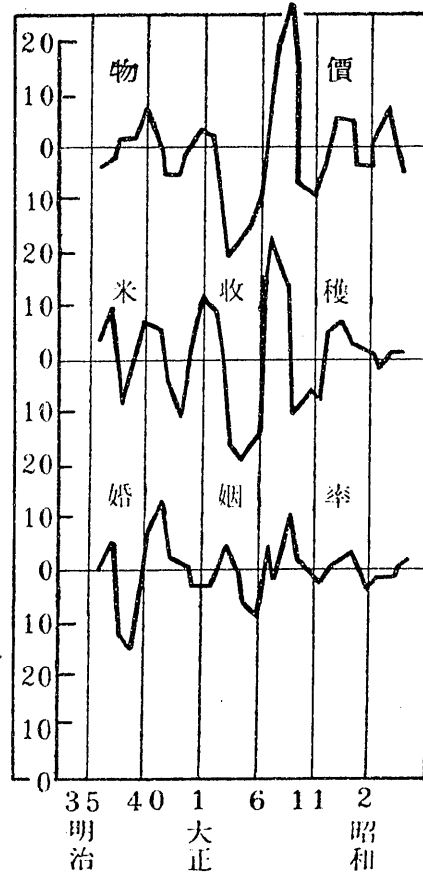
普通、このやうな説明が與へられてゐて、そしてこれはおそらくまちがひなき事實であらう。しかし農業時代から商工業時代に推移せる經濟構造の下において、經濟の變動を示す指標として、穀價がはたして最適のものであるか否かについては問題がある。オーグルが穀價のほか、人口一人當りの輸出貿易額の變動と婚姻率の變動とを比較對照したのは、おそらくこの點を考慮したからであらうと思はれる。その後、經濟構造の變化に應じて、婚姻率の變動を手形交換高、銀行利率、失業率等の變動と對比する諸研究が發表せられたが、これらはいづれも十分の意義と價值とをもつてゐるものといはなければならぬ。

わが國における婚姻率の變動と經濟の變動との關係をとり扱つた實證的研究としては、館學士の「婚姻及び離婚と景氣變動」を擧げることが出来る。この論文における觀察期間は、明治三十三年以降昭和八年に至る三十三年間である。明治三十三年以前を觀察範圍から除外せる理由として、明治三十二年以前においては、明治三十一年七月より實施せられたる民法および戸籍法の改正によつて婚姻率が特に不規則な變動をなしてゐる年次のあること、および明治十六年より二十年頃までは届出開始早々であつて、資料の信頼度低きことをあげてゐられる。これらの理由はいづれも、もつともなものとして承認されなければならないであらう。

次に婚姻率の變動と比較對照すべき經濟變動の指標として、日本銀行調査東京卸賣物價指數と、商工省調査米價格指數および農林省調査米作付一反歩當平均收穫高指數によつて作製せる綜合指數の二種類を使用してゐられる。またその趨勢値は七項移動平均法によつて求め、さらに指數と趨勢値

との關係より循環變動を計算してゐられる。

婚姻率の循環變動と物價又は米價の循環變動との間に如何なる關係が存在するかを、簡單に比較對照するために、それぞれの循環變動をその標準偏差でもつて除し、その結果を圖示してゐられるのであつて、その圖表を示すと左の如くである。



右の圖表によつて、婚姻曲線と物價曲線又は米價曲線との間には、正の相關關係あることを容易に認めることが出来る。しからばその相關度ほどの程度のものであるかといふことが問題となる。こゝにおいて、館學士は同時から三年までの時差をまうけて、婚姻率と物價、婚姻率と米價との間におけるそれぞれの相關係數を算出してゐられる。

この場合、時差を問題にしてゐられるのは、婚姻の成立と婚姻の届出との間に、ある時間的間隔があるからである。さらにまた明治三十六年より昭和五年に至る長期間においては、わが國の經濟構造に變化があり、明治三十六年より大正五年に至る期間を資本主義經濟の完成した時期、大正五年より昭和五年に至る時期を第一次歐洲大戰の好況期を經過して高度資本

主義時代に入つた時期と考へ、別々に相關係數を算出してゐられる。

その結果によれば、婚姻率と米價との相關係數は、前期および後期を通じて、時差一年の場合に最も高く、前期において(+)0.515、後期において(+)0.503である。また婚姻率と物價との相關係數は、前期において時差二年の場合に、後期において時差一年の場合に最も高く、前期において(+)0.505、後期において(+)0.668である。婚姻率と米價との相關は、後期におけるよりも前期においてやや、密接であり、婚姻率と物價との相關は、これに反して、前期におけるよりも後期において密接である。館學士、はこの事實を「わが國經濟における農業の支配が前期に比して、後期において稀薄となつたこと、すなはち經濟構造の變化に起因する」と、説明してゐられる。

それはともかくとして、館學士の研究によつて、わが國においても、觀察を遂げられたる期間内においては、經濟の變動にともなつて婚姻率も變動するものであること、ならびにその相關度は外國におけるこの種の諸研究の結果とほぼ、同一水準にあることがわかる。

最後に、經濟の變動と婚姻率の變動との關係に關するグラス(Clarke)⁶⁾の研究は興味あるものと信ぜられるから、それについて簡単に述べておきたい。

彼はイギリスにおける經濟の變動と婚姻率の變動との關係を、一八五一年乃至一九三四年の長期間にわたつて研究してゐるが、この場合、經濟の變動の指標として實質賃銀を使用したのである。イギリスにおいては、周知の如く産業革命が最も早く完成したから、十九世紀の中葉以後における經濟變動の指標として、實質賃銀を使用したことは十分に意義あることと思はれる、といふのは、産業革命後のイギリスにおいては、實質賃銀の變動

は、賃銀労働者の經濟生活と密接なる關係をもつてゐるばかりではなく、國民大衆における經濟的福祉の消長をも反映するに足るものであると考へられるからである。もつとも、イギリスにおいても、經濟變動の指標としての實質賃銀の變動は、十九世紀の中葉と、工業の高度化せる現代とでは、その重要性に大なる差等あることは認めなければならぬであらう。

しかしこゝで特に問題にせんとする點は、經濟變動の指標に關するものではなく、彼が普通婚姻率をしりぞけて、特殊婚姻率を使用すべきことを提唱してゐることである。従來、この種の研究には、普通婚姻率が使用され來たつたのである。いふまでもなく、普通婚姻率は人口千に對する婚姻數であつて、この人口中には、婚姻に關係なき有配偶者および生理的に婚姻能力なき年少者も含まれてゐる。しかるに經濟の變動によつて婚姻の志向を高め、或ひは低める者は、婚姻能力ある無配偶者である。従つて經濟の變動と婚姻率の變動との關係を究めんとする場合には、婚姻數と婚姻能力ある無配偶者との關係において算出せる特殊婚姻率でなければならぬ。

この議論は理論的に正常である。しかし經濟の變動と對比さるべき婚姻率の變動が、普通婚姻率を使用した場合でも、また特殊婚姻率を使用した場合でも、大した差異がないならば、實際上のとり扱ひとして、こと更に特殊婚姻率を使用せずに、普通婚姻率をもつて満足出来るであらうといふことも考へ得られるのである。

しかるにイギリスにおける一八五一年乃至一九三四年の婚姻統計資料について、彼が普通婚姻率と特殊婚姻率との變動割合を計算した結果によれば、普通婚姻率においては、二六%に過ぎないが、特殊婚姻率においては實に四〇%に達してゐる。増減した婚姻數を婚姻可能の無配偶者と對比し

た場合と、それよりより大なる數の全人口と對比した場合とでは、その變動割合は右の結果の如く大なる差異を生ずるものとすれば、實際上の要求からいつても、特殊婚姻率を使用しなければならぬであらう。

理論上からいつても、また實際上からいつても、この場合、特殊婚姻率を使用する必要があるが、しかし長期間にわたる連年の特殊婚姻率を手に入れることは決して容易ではない。といふのは、特殊婚姻率を算定するにあつては、年齢別および配偶關係別による人口を必要とするのであつて、普通、國勢調査を實施してゐる國においても、かゝる統計資料は國勢調査の實施せられた年次においてのみ存在するに過ぎないからである。そして國勢調査は、普通、每五年又は毎十年に實施せられることになつてゐるから、その中間の年次については推算するほかはない。グラスもおそらく國勢調査の行はれた年次以外の特殊婚姻率については、推算の結果を基礎として算定したものと想像せられる。

婚姻可能の無配偶人口を正確に推算することは技術的に甚だ困難であるばかりではなく、わが國の國勢調査においては、事實上の夫婦關係にある者も有配偶者としてとり扱つてゐるから、法律的にみた婚姻可能の無配偶人口を正確に知り得ないことはいふまでもない。従つてわが國における國勢調査の結果を基礎にして、婚姻可能の無配偶人口を推算するには、技術上からいつても、また理論上からいつても、相當に無理をしなければならぬことは明かである。

かゝる不完全なる推計無配偶人口を基礎にして算定せられたる特殊婚姻率は、いふまでもなく、不精確なものであつて、眞實の値と合致してゐないであらう。従つてある一團の無配偶人口における婚姻志向發現の烈度を正確に測定せんとする場合、この特殊婚姻率を使用することは危険であ

るにちがひない。しかし同一方法によつて算定せられたる各年次の特殊婚姻率は、おそらく同一程度の不精確さをもつてゐると考へられるから、その目的がある一定期間における婚姻率の變動を比較對照せんとするにある場合には、この特殊婚姻率を使用しても差支へないのではなからうか。

われわれは、いま、婚姻率の變動と經濟の變動との間に、如何なる關係が存在するかを確めんとするのであるから、不精確さの程度は同一であると看做して、國勢調査における無配偶人口に基き、各年次の特殊婚姻率を算定することにした。

そこで第一に問題になるのは、婚姻可能の無配偶人口の範圍を如何にして決定するかといふことである。國勢調査における有配偶者のなかには、事實上の夫婦關係にある者も含まれてゐて、ある年齢階級では、相當の數に上つてゐることは、拙稿「特殊婚姻率算定の基礎としての無配偶人口」(本誌第一章第二號)において述べた如くであるが、いま、しばらくこの點を不問に附することとすれば、有配偶者はこの範圍から除外さるべきである。次に未婚者および死離別者については、男子にあつては十七歳未満の者、女子にあつては十五歳未満の者を婚姻能力なき者として除外すべきである。またこの下位限界以上の年齢級にある未婚者および死離別者のなかで、相當に高い年齢級の者はすでに婚姻意欲を放棄してゐるであらうから、これもまた除外するのが妥當であると信ずる。しかし年齢の上位限界を決定することは甚だ困難である。私は便宜上、年齢別婚姻統計に基いて、男子は五十五歳以上、女子は四十五歳以上を婚姻意欲なき者として除外することとした。年齢別婚姻統計によれば、これ以上の年齢級にある者の婚姻率は著しく少いからである。

そこで國勢調査の年次については、男子にあつては十七歳以上五十五歳

未満、女子にあつては十五歳以上四十五歳未満の未婚者および死離別者の合計と婚姻件數とから特殊婚姻率を算定した。また國勢調査の實施されざる年次については、ただ人口總數の推計したもののみが發表されてゐるに過ぎないが、人口の年齢別および配偶關係別構成は、國勢調査の年次を中心にして、前後二年づつは大して變化なきものと假定し、無配偶人口を推計した。例へば大正七年、八年、十年および十一年の無配偶人口は、大正九年の無配偶率を基礎にして推計したのである。

この方法によつて、さし當り大正七年より昭和五年に至る十三年間の特殊婚姻率を算定した。この期間は、わが國の資本主義が高度に進展した一時期を劃してゐるものと考へられる。そして昭和六年以降における特殊婚姻率の變動については個別に觀察するのが適當であるやうに思はれる。といふのは、昭和六年以降、世界的不況の影響によつて、わが國の産業界は著しく攪亂されたのみならず、滿洲事變および支那事變の續發によつて、資本主義經濟制も准戰時體制より戰時體制へ移行するにつれて、經濟統制の強化によつて、從來の自由主義的色彩を著しく失ひ、こゝに經濟機構の大なる變化がみられるに至つたからである。

右に述べたやうな理由で、まづ大正七年乃至昭和五年における特殊婚姻率と東京卸賣物價指數との間の相關關係を觀察することにした。大正七年乃至昭和五年における特殊婚姻率および東京卸賣物價總指數ならびにそれぞれの指數(大正七年乃至昭和五年の平均値を百として、各年の割合を算出したもの)および趨勢値(それぞれの年次の指數を前年の指數で除して百倍したもの)を示せば第四表の如くである。

第四表

大正七年乃至昭和五年における特殊婚姻率および

東京卸賣物價指數とそれぞれの指數および趨勢値

年	特殊婚姻率	指數	趨勢値	東京物價指數	指數	趨勢値
大正七年	五・六	一〇七・七	二四八	九六・一	一三三・九	一〇九・七
〃 八年	五・六	一〇三・八	二二八	一〇三・一	一〇九・七	一〇九・七
〃 九年	六・三	一〇三・三	二二八	一〇三・七	一〇九・七	一〇九・七
〃 十年	五・七	一〇七・四	二二八	一〇三・四	一〇九・七	一〇九・七
〃 十一年	五・五	一〇五・五	二二八	一〇三・五	一〇九・七	一〇九・七
〃 十二年	五・七	一〇三・七	二二八	一〇三・五	一〇九・七	一〇九・七
〃 十三年	五・九	一〇三・三	二二八	一〇三・五	一〇九・七	一〇九・七
〃 十四年	五・三	一〇三・九	二二八	一〇三・五	一〇九・七	一〇九・七
〃 十五年	五・四	九七・九	二二八	一〇三・五	一〇九・七	一〇九・七
昭和二年	五・六	九三・八	二二八	一〇三・五	一〇九・七	一〇九・七
〃 三年	四・四	八八・〇	二二八	一〇三・五	一〇九・七	一〇九・七
〃 四年	四・七	八六・七	二二八	一〇三・五	一〇九・七	一〇九・七
〃 五年	四・九	八六・四	二二八	一〇三・五	一〇九・七	一〇九・七
平均	五・四	一〇〇・〇	二二八	一〇三・五	一〇九・七	一〇九・七

第四表に基いて、相關係數を求めると、時差をもうけざる場合には(十・三〇六一)であるが物價に對して婚姻を一年早めると、(十・六八五〇)である。婚姻の成立と婚姻の届出との間には、平均的にみて、一年の間隔があるものとすれば、景氣變動と婚姻率の變動との間には、大體中庸の相關係数があるといふことが出来るであらう。

この中庸の相關係数は、自由主義的な資本主義經濟制が高度の進展を示した大正七年乃至昭和五年においてみられる事實であることを、特に注意しなければならぬ。いまこゝろみに觀察期間をさらに延長して、大正七年より支那事變勃發當時に至るまでの期間における婚姻率と物價指數との間の相關係數を計算すると、時差をもうけざる場合には(十・一五五二八)、物價指數に對して婚姻を一年早めた場合には、(一〇・二四八〇二)に過ぎない。

婚姻率の變動

い。この事實によつて、昭和六年以降、婚姻率と物價指數との間には何らの平行關係も存在せざるのみならず、さらに大正七年乃至昭和五年においてみられたる中庸程度の相關係数をすらぶちこはす作用をなしてゐるやうに思はれる。すなはち自由主義的な資本主義經濟制が高度に進展せる時期においては、いはゆる景氣の變動は相當に高き程度において、婚姻率を増減せしむる力をもつてゐたが、資本主義經濟制が准戰時體制より戰時體制への移行によつて、自由主義的色彩を著しく弱められるに至つて、いはゆる景氣の變動は婚姻率を増減せしむる力を失つたのではなからうかと考へられる。婚姻率の變動は、從來の如く、物價の變動換言すればいはゆる景氣の變動をもつて説明し得ざることとなつたのではなからうかと考へられる。なほ半面、自由主義的色彩の次第に稀薄になつて來た最近の經濟構造の下において、經濟變動の指標としての物價指數自體の意義もおそらく昔日の如くではあるまい。また現在の物價指數の含む商品の品目と價格のとり方についても再検討する必要があるらしく思はれる。

要するにわが國の婚姻率は、明治三十年代より大正時代の初期に至る期間においては、米價の變動と、また第一次歐洲大戰を経て昭和時代の初期に至る期間においては物價の變動に對應して、相當に高き正の相關係をもつて變動したのである。すなはちそれぞれの經濟構造の下において、景氣の變動にともなつて、婚姻率もまた變動したのであつた。しかるに准戰時體制より戰時體制へ移行せる最近の經濟構造の下においては、婚姻率の變動は、經濟の變動と何らかの關聯あるとしても、從來の如き物價の變動、換言すればいはゆる景氣變動と平行的關係をもたざるに至つたのである。婚姻の成立には、經濟的要因は重要な意義をもつてゐるに過ぎないが、婚姻率の變動は經濟的事實の影響を全く受けるものでないとは斷言出来ないが、

最近においては、婚姻率の變動に對して、經濟的事情よりもヨリ強力に作用する何らかの社會的事情があるのではなからうかと想像せられる。

ハ、戸籍法の改正と婚姻率の變動

婚姻率は、戰爭又は經濟の變動のほか、戸籍法の改正により、婚姻に關する法律上の手續が變更される場合にも、變動するものである。例へば日露戰爭以前におけるわが國の婚姻率は、大體、八・五見當であつたが、明治三十一年には一〇・七六を示し、翌年には六・七二に激減したが、高野博士は、この事實を「明治三十一年七月より實施せられたる民法および戸籍法の規定が婚姻に關する手續を従前よりも、煩雜ならしめたことが明治三十一年の激減を惹起し、而して此の法律改正を氣構へて從來怠られたる結婚届を急に済したることなどが、其の激増を生じたものと考へらるゝ」と説明してゐられる。

またバイエルンの婚姻統計についても、これと類似の事實がある。すなはちバイエルンにおける婚姻率は、一八六〇年までは比較的に低く、一八四一年乃至一八六〇年の平均は六・五であつたが、一八六一年以後、婚姻率は次第に増加し、一八六九年には一二・四に激増したのであつて、モンペルト(Mombert)の説明に従へば、一八六〇年以前の低き婚姻率は、婚姻に對する法律上の制限が大であつたためであり、その後、法律上のこの制限が一部撤去されるとともに、婚姻率は次第に増加し、一八六八年四月、婚姻に關する法律上の手續が全く簡易になつたために、一八六九年には急激なる婚姻率の増加が生じたのである。⁹⁾

右の二事例によつて明かである如く、戸籍法の改正によつて、婚姻に關する法律上の手續が煩雜になると、婚姻率は減少し、反對に簡易になると、婚姻率は上昇するのである。婚姻成立のために、わが國の戸籍法は各

種の實質的要件と形式的要件とを規定してゐるが、この法規が制定せられた當初においては、これらの要件はいづれも必要不可欠のものとして考へられたにちがひない。私は法律學については全く門外漢であつて、戸籍法について喩を容れる何らの資格もないが、社會情勢の變化にともなつて爾餘の法律はしばしば改正せられてゐるにもかゝらず、婚姻に關するこれらの諸要件の改正せられたことを未だ耳にしないことは、われわれ素人にとつては不思議に感ぜられる。わが國の人口國策が婚姻獎勵に向ひつゝあるこの際、婚姻を促進し得るやうな改正案を考慮する餘地は全くないのであらうか。婚姻に關する法規を改正し、これを運用する場合には、それが婚姻率に影響するところ少くないことを念頭において、特に慎重なる處置をとることが必要である。

- 1) Guradze, Die Bevölkerungsentwicklung nach dem Kriege. 9. 22.
- 2) 館隆、荒尾博士、婚姻及び離婚と景氣變動、人口問題第一卷第二號、205頁
- 3) Ogilvie, W., On Marriage Rates and Marriage-Age. Journ. of the Reg. Stat. Soc. Vol. LIV. 1890. pp. 225-236
- 4) Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology. P. 100
- Wagemann, F., Heirats kurve in den Agari I. Industrieländern seit 1870. 9. 3
- 5) 館隆、前出 P. 219
- 6) Glass, D.V., Marriage Frequency and Economic Fluctuation in England and Wales. 1851-1934. Political Arithmetic by Hogben pp. 251-282.
- 7) Glass, D.V. ibid. P. 259
- 8) 高野博士、本邦人口の現在及び將來 P. 41
- 9) Mombert, P., Studien zur Bevölkerungsbewegung in Deutschland. s. 45ff.

結婚擧式日と婚姻届出日との間隔

岡崎 文規

根村 當三郎

昭和三十二年の「人口動態統計」によれば、東京市における初婚者の平均婚姻年齢は、男子にあつては三〇・〇一九歳、女子にあつては二五・六五五歳である。しかしこの婚姻年齢は婚姻届による法律上の婚姻年齢である。結婚擧式の日直ちに婚姻届を出し、事実上の婚姻日と法律上の婚姻日とが全く合致してゐる場合もあらうが、わが國においては、この兩期日間に、ある間隔の存するのが普通であるやうに思はれる。

都市における出生率が、地方に比較して、低い原因の一つとして、都市における平均婚姻年齢が、地方におけるよりも高い事實が擧げられてゐる。昭和三十二年における女子初婚者の平均婚姻年齢をみると、全國では二四・四一四歳であるに對して、人口十萬以上の都市では二五・五八三歳である。すなはち都市における女子初婚者の婚姻年齢は、全國に比較して、一・一六九歳だけ高くなつてゐる。結婚擧式日と婚姻届出日との間に存す

る間隔が全國と都市とを通じて同一であるならば、例へば一年であるならば、婚姻年齢の差は一・一六九歳であるが、もしその間隔が、全國においては二年であり、都市においては一年であるならば、實際の婚姻年齢の差は二・一六九歳でなければならぬ。

結婚擧式日と婚姻届出日との間には、どれだけの間隔があるか、またその間隔は地方と都市とでは、どれほどの差があるかを明かにすることは、興味ある問題であるばかりではなく、婚姻政策の資料としても意義あるものと信ずるのである。従来、かゝる調査は全く行はれなかつたものの如くであるが、當研究所で實施した初婚者の結婚費用調査においては、結婚擧式の年月日と婚姻届出の年月日とを調査項目に加へたから、この間隔に關する調査結果を、こゝで發表する次第である。ただこゝで發表するのは東京市の分のみであつて、初婚者の結婚費用調査は、引きつゞき大阪市および山形縣他四縣の農村において實施中であるから、いづれ調査票を整理して、大阪市および農村の分も發表することが出来るであらう。

二、

すでに拙稿「初婚者の結婚費」(人口問題研究第二卷第七號)において述べた如く、調査客體の總數は六七三である。結婚擧式日と婚姻届出日との間隔を、月數でもつて示すと、全體で六、六三九月であつて、その平均は九・八六月である。すなはち平均的にみるならば、結婚擧式後九・八六月にして婚姻届出をなしてゐる。

全體の平均では、この間隔は九・八六月であるが、ある者は結婚擧式と同時に、ある者は結婚擧式後一ヶ月以内に、またある者は結婚擧式後數ヶ月或ひは數十ヶ月にして婚姻届をなす者もあらう。そこで結婚擧式日と婚姻届出日との間隔別に、婚姻數の分布を示せば左の第一表の如くである。

第一表 結婚學式日と婚姻届出日との間隔別による婚姻數の分布

間隔	實數	百分比	間隔	實數	百分比
〇ヶ月	九	一・三四	二四―二五	三	〇・四五
一ヶ月未満	六九	一〇・二五	二五―二六	二	〇・三〇
一―二	五九	八・七七	二六―二七	四	〇・五九
二―三	二二	一・七八	二七―二八	一	〇・一五
三―四	六	〇・八九	二八―二九	二	〇・三〇
四―五	一五	二・二三	二九―三〇	四	〇・五九
五―六	三五	五・二〇	三〇―三一	一	〇・一五
六―七	四九	七・二八	三一―三二	三	〇・四五
七―八	五五	八・一七	三二―三三	一	〇・一五
八―九	五五	八・一七	三三―三四	六	〇・八九
九―一〇	六一	九・〇六	三四―三五	二	〇・三〇
一〇―一一	四八	七・一三	三五―三六	一	〇・一五
一一―一二	四六	六・八四	三六―三七	一	〇・一五
一二―一三	二四	三・五七	三七―三八	二	〇・三〇
一三―一四	一八	二・六七	三八―三九	三	〇・四五
一四―一五	六	〇・八九	三九―四〇	一	〇・一五
一五―一六	三	〇・四五	四〇―四一	一	〇・一五
一六―一七	七	一・〇四	四一―四二	一	〇・一五
一七―一八	七	一・〇四	四二―四三	一	〇・一五
一八―一九	六	〇・八九	四三―四四	一	〇・一五
一九―二〇	二	一・七八	四四―四五	四	〇・五九
二〇―二一	一〇	一・四九	四五―四六	二	〇・三〇
二一―二二	七	一・〇四	四六―四七	一	〇・一五
二二―二三	七	一・〇四	四七―四八	一	〇・一五
二三―二四	二	〇・三〇	四七―四八	一	〇・一五
合計	六七三	一〇〇・〇〇	四九以上	一	〇・一五

第一表でみると、結婚學式と同月に婚姻届をなす者は甚だ少く、六七三の婚姻中、僅か九であつて、全體の一分三厘に過ぎない。結婚學式後、一ヶ月未満で婚姻届をなす者の割合は最も多く、全體の一割強に達してゐる。この間隔が一ヶ月以上三ヶ月未満の者も相當に多く、全體の八分八厘弱を占めてゐる。

しかるに、この間隔が二ヶ月乃至五ヶ月のところでは、婚姻數は著しく減少し、五ヶ月以上になると、婚姻數は再び増加してゐる。結婚學式後の婚姻届は、二ヶ月乃至五ヶ月のところでは、激減することは、その本來の性質によるものであるか、或ひは觀察數が十分でないことに原因してゐるものであるかは、いま簡單に斷定することは困難である。この點については、いづれ大阪市および農村の資料を整理した上で、検討を加へることにしたい。

結婚學式後の婚姻届は、五ヶ月乃至十二ヶ月のところも相當に多く、いづれも七分乃至九分を示してゐる。そして結婚學式後一ヶ年以内の婚姻届は、全體の七割七分に達してゐる。

結婚學式後、一ヶ年以上を経過して婚姻届をなす者は著しく減少してゐるが、最も甚だしいのになると、結婚學式後四十七ヶ月すなはち四年以上を経過して婚姻届をなしてゐる例さへある。結婚學式後一年以上二年未満で婚姻届をなした者の割合は、全體の一割七分二厘、結婚學式後二年以上三年未満で婚姻届をなした者の割合は、全體の四分二厘弱、結婚學式後三年以上で婚姻届をなした者の割合は、二分五厘強である。

次に結婚學式日と婚姻届出日との平均間隔を、夫の職業別に示すと、第二表の如くである。

第二表 夫の職業別による結婚舉式日と婚姻届出日との

平均間隔

自由業者	九・一〇月
中小商工業者	一一・一三月
俸給生活者	六・八二月
工場労働者	一一・〇七月
交通労働者	九・三九月
日傭	一四・〇七月
其ノ他ノ労働者	一三・三〇月

第二表でみると、俸給生活者の六・八二月が最も短かく、これに次いで自由業者の九・一〇月、交通労働者の九・三九月が短かい。これに反して日傭の一四・〇七月、其の他の労働者の一三・三〇月が最も長い。これによつてみると、結婚舉式より婚姻届出の時間的間隔は、平均的にいつて、教育程度の高き職業層ほど短かく、労働者としても教育程度の最も低いと思はれる日傭において最も長い。

獨逸に於ける兒童扶助金制度の 改正と最近各國の強制家族手當 制度の概観

本 多 龍 雄

前稿「ナチス民族人口政策摘要」中多子家族への兒童扶助金交付の制度に關する

獨逸に於ける兒童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手當制度の概観

紹介で、本年年首以降に極めて調期的な改正が行はれてゐたことを資料の缺號の爲に迂迴にも見落して了つたので、前稿補完の意味を兼ねて右改正の概要を紹介し、併せて最近各國の強制家族手當制度の概観的介绍を試みることにする。

解題餘談

人口政策といへば西洋では先づ墮胎の禁壓、それから多分に懲罰的意味をもつた獨身税や結婚資金の貸付、或は種々の出産賞與金の交付制度といつたやうなものが特に印象的で、人口増強に腐心する各國にして何らかの形でこれらの方策を試みないものはないといつてよいが、併しこの種の禁止懲罰的立法や一時的な助成金貸與の方策には弊害はないとしてもその効果には限度があり、現下の人口増強政策の中心の方策とするに足りない。いひかへれば近代文明國の凡てが一樣に當面してゐる出産減退といふ國際的現象はそのやうな刺戟は強いが一時的で且つ外面的な方策を以ては救治し難いほどその根を更に深いところにもつてゐるといふこともできよう。

近代資本制社會の社會經濟組織と之に伴ふ諸結果とに對する原則的な自省に俟つことなしには刻下當面の人口問題は之を語るに由ないわけで、出産力減退は近代社會の弊弊によつて畸形化された人間性そのものを回復することなしには待望し難いともいへよう。敢て原始社會を禮讚する文化否定をいふのではない。我々が社會といひ文化と稱するものが實は未だ本當のものではないといふ意味である。人口政策を國策の第一義に置いてゐる獨逸、伊太利等に等しく全國民的規模の國民厚生運動が行はれてゐる理由も亦そこにあるといつてよく、ナチス國民厚生團の行き届いた母子救護事業の如き單なる乳幼児死亡率の低下運動といふよりは寧ろ本當の出産力向上方策と稱すべきものともいへると思ふ。たゞ現實社會の社會的弊弊に對す

第二表 夫の職業別による結婚式日と婚姻届出日との平均間隔

自由業者	九・一〇月
中小商工業者	一一・一三月
俸給生活者	六・八二月
工場労働者	一一・〇七月
交通労働者	九・三九月
日傭	一四・〇七月
其ノ他ノ労働者	一三・三〇月

第二表でみると、俸給生活者の六・八二月が最も短かく、これに次いで自由業者の九・一〇月、交通労働者の九・三九月が短かい。これに反して日傭の一四・〇七月、其の他の労働者の一三・三〇月が最も長い。これによつてみると、結婚式より婚姻届出の時間的間隔は、平均的にいつて、教育程度の高き職業層ほど短かく、労働者としても教育程度の最も低いと思はれる日傭において最も長い。

獨逸に於ける兒童扶助金制度の 改正と最近各國の強制家族手當 制度の概観

本 多 龍 雄

前稿「ナチス民族人口政策摘要」中多子家族への兒童扶助金交付の制度に關する

獨逸に於ける兒童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手當制度の概観

紹介で、本年年首以降に極めて調期的な改正が行はれてゐたことを資料の缺號の爲に迂迴にも見落して了つたので、前稿補完の意味を兼ねて右改正の概要を紹介し、併せて最近各國の強制家族手當制度の概観的介绍を試みることにする。

解題餘談

人口政策といへば西洋では先づ墮胎の禁壓、それから多分に懲罰的意味をもつた獨身税や結婚資金の貸付、或は種々の出産賞與金の交付制度といったやうなものが特に印象的で、人口増強に腐心する各國にして何らかの形でこれらの方策を試みないものはないといつてよいが、併しこの種の禁止懲罰的立法や一時的な助成金貸與の方策には弊害はないとしてもその効果には限度があり、現下の人口増強政策の中心の方策とするに足りない。いひかへれば近代文明國の凡てが一樣に當面してゐる出産減退といふ國際的現象はそのやうな刺戟は強いが一時的で且つ外面的な方策を以ては救済し難いほどその根を更に深いところにもつてゐるといふこともできよう。

近代資本制社會の社會經濟組織と之に伴ふ諸結果とに對する原則的な自省に俟つことなしには刻下當面の人口問題は之を語るに由ないわけで、出産力減退は近代社會の弊弊によつて畸形化された人間性そのものを回復することなしには待望し難いともいへよう。敢て原始社會を禮讚する文化否定をいふのではない。我々が社會といひ文化と稱するものが實は未だ本當のものではないといふ意味である。人口政策を國策の第一義に置いてゐる獨逸、伊太利等に等しく全國民的規模の國民厚生運動が行はれてゐる理由も亦そこにあるといつてよく、ナチス國民厚生團の行き届いた母子救護事業の如き單なる乳幼児死亡率の低下運動といふよりは寧ろ本當の出産力向上方策と稱すべきものともいへると思ふ。たゞ現實社會の社會的弊弊に對す

る匡正を伴はない單なる精神運動はたゞさへ社會性を游離した近代人の自意識をいよ／＼けはしくするばかりだし、萬全の厚生施設もそれだけでは古い慈善事業的臭味を拭ひ去るに由ない。人口政策的諸方策の中心はどこまでも全國民の一見何の變哲もない日常生活の日常的組織の中に組み込まれた人口政策的考慮の中にこそあるべきもので、さういふものこそまさしく現下の人口問題が要請する根本方策でなければなるまい。「家庭」といふ言葉の少くとも背理とならない程度な住宅に住めるやうにしてやることもその一つだし、「家族」といふものが社會生活にとつての負擔ではなく、寧ろ最善の保障であるやうな萬般の社會的配慮が行はれ、ば更によい。廣く家族負擔均衡政策とよばれるところの諸方策が現在各國の人口政策體系中に占めてゐる中心的な役割りも亦そこにあるといふことができると思ふ。

確かに個人を本位とした今日の經濟社會は各人の提供する勞働に應じて報酬はするが、當人が一家の扶養者たる責任をその責任の多少に應じて顧みる餘地はない。それは人間が家族と共に生活する具體的な實在として生存することを原則的には拒否するもので、生活の爲の出産制限といふ考へがかゝる近代社會が育成する近代人の意識にとつて最も合理的且つ道德的な結論として出てくることは當然の結果といつてよい。さりとて所謂「必要に應ずる報酬」の思想が一派の論者の夢に過ぎないとすれば、そこに何らかの修正が要請されねばならぬ。強制家族手当制度なるものが最近各國人口政策中の主要な一方策として再吟味せらるゝに到つた所以といつてよいが、併し家族手当制度なるものの本來の起源は勿論必ずしもかやうな人口政策的考慮から出發したものではない。私經營の發意に基いて特に前大戰中に發達したこの制度は戰時の高利潤と物價騰貴に對する最も適切且つ打算的な賃金政策として寧ろ資本家の側から採用されたものであつた。併し切

迫した人口政策的配慮の登場は爲政者をしてこの古き革囊の中へ新しい酒を盛ることを餘儀なくしたといつてよく、今日の強制家族手当制度に於ける手当とはもはや賃金の一部と考ふべきものでないは勿論、更に進んでは所謂賃金なるものとの關係をあらゆる意味で完全に離脱してつてゐる場合さへある。といふのはベルギーやフランスの現行制度の中にも見られるごとく、家族手当制度の全國民的規模への擴充は非給料生活者をもその範圍に包容するに到つてゐるからで、各人の社會的義務の履行に對する社會的給與たる意義は茲に於いて最も顯著である。もと雇傭主の損害保障の爲に考案された家族手当制度に特有の平準金庫の制度も茲に於いては全國民の職業的並に國民的連帶觀念の徴表たる意義を帯び、家族手当は最早全く勞働報酬たる意味を棄てて、全く人口政策的要請に基く國民所得の再分配たる意義を擔ふに到つたといへよう。

尤もその他の諸國に見る同種制度はその施行範圍の廣狹、經費分擔者の相異等により種々の趣きを示してをり、例へば最近までの伊太利の制度に見る如き勞働者及び使用人のみを對象とし、その經費の支辨を雇主と被傭者との醵金より賄つてゐたものの如きに於いては一種の社會保險たる傾向を多分に示してゐるが、この伊太利は昨一九四〇年の再度の改正により被傭者の負擔を全廢するに到り、同國の家族手当制度は寧ろ純粹な賃金政策として徹底するに到つた。とはいへ家族手当制度の發達期に見た如き資本家的打算の制度と同一視すべきでないは勿論で、その根本精神はいふ迄もなく人口政策といふ國策的要請の中に求むべきだ。孰れにもせよ現在の強制家族手当制度の目的が人口政策的考慮から出發する國民所得の再分配にあることは明かで、獨逸の兒童扶助金制度が諸國の強制家族手当制度に對應するところの獨特の制度として擔つてゐる役割りも亦そこに求むべき

であらうと思ふ。

獨逸の兒童扶助金制度の特色は國家の支給するところの扶助金たる點にあり、之に伴ひその經費の捻出を所得税制の人口政策的改善に求めて陰陽表裏一貫した家族負擔均衡の組織たることをねらつてゐる所にあるといつてよい。たゞ本制度は、國家能力を總動員しての新獨逸の強行建設といふ大事業の好個の一サンプルと見てもよい位、僅かの財源を得てはその一部を擴充し、制度の擴充の爲に更に新財源の捻出をはかるといつた極めて紆餘を経た経過をとつて強引に擴大充實されて來たもので、そのことは前稿「ナチス民族人口政策摘要」中の極めて散文的な本制度沿革の紹介の中にも窺はれやうと思ふ。財源の一部といふよりも寧ろ過半分を失業保險の掛金に借り、之に應じて又本扶助金の支給規定が特に失業保險加入義務ある職業集團に篤くされてゐたことなども本制度の強行擴充の跡を語るに足るので、その爲に制度そのものとしての統一を缺くことは僅少でなかつた。ただかゝる紆餘曲折の擴充過程を一貫して本扶助金制度を全國民的な組織にまで展開しようとする努力はその再三の改正の跡を通じ明かに觀取せられるところで、一九三五年の『多子家族への兒童扶助金交付令』は單に該當子女四人以上の多子家族に對する一時金交付の制度を設けたに過ぎなかつたが、翌三六年には主として給料生活者に限り該當子女五人以上の多子家族に對し第五子以降の每一子に付き毎月金一〇マルクの「繼續的兒童扶助金」交付の制度を制定し、該當兒童數約三十萬人をその恩典に浴せしめた。更に翌三七年には右制度を給料生活者のみならず農民、手工業者等の小獨立營業者をも含む國民的制度に擴大すると共に、該當資格の一要件たる所得及び財産の最高限の引上げも行ひ、該當兒童數約五十萬に及んだのを、更に翌三八年の改正は所得最高限の再度の大幅引上げ（年收八千マルクま

獨逸に於ける兒童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手当制度の概観

で）により概ね全給料生活者群を包括すると共に、別に「擴張されたる繼續的兒童扶助金」制度の制定により給料生活者に限り該當子女三人以上の家族の第三子以降に對する同様各子に付き毎月金一〇マルクの別途扶助金交付の途を並立せしめ、兩扶助金を併給せらるゝ者の場合に於ては第五子以降金二〇マルクとなる累進扶助の實をとるに到つた。その他細部の改正規定をも加へて、右三八年の改正による該當兒童數は約二百萬人に及び、獨逸に於ける所謂「多子家族」の子女を概ね漏れなく包括するに到つたものであるが、上述本制度施行財源の二重性は本制度に職業集團別の厚薄を餘儀なくし、また所得及び財産上の制限は本制度を猶ほ名實共に全國民的なものと稱する爲には一瑕瑾であつたともいへよう。殊に一九三九年七月制定を見、昨四〇年より實施せられた『フランス家族法典』の法制的完備と全國民的包容性とに對照して特にその感を深くするものがあつたが、右『フランス家族法典』に對し丁度一年を遅れて實施を見たこととなる獨逸兒童扶助金制度最近の改正は法制的にもフランスの家族手当制度と好對照をなす獨特の獨逸方式を以てその面目を更に一新するに到つたといふ。即ち一昨四〇年十二月九日に公布をみ本年一月一日以降實施をみた『兒童扶助金令』は、從來の「繼續的兒童扶助金」及び「擴張されたる繼續的兒童扶助金」の二本建てを廢止の上、更めて所得及び職業上の制限も差別もない全國民的な兒童扶助金一本建ての建前をとり、新制度による該當兒童數は獨逸全國で約五百萬人に及ぶといふ劃期的な擴充策が實現せらるゝに到つた。獨逸に於ける兒童扶助金制度は之によりその本來の目標に對し決定的な一步を近づけるに到つたといつてよく、以下特にかゝる改正の趣旨を中心として新制度内容の概略を紹介し、併せて各國最近の強制家族手当制度の諸類型との比較對照を試みることにする。

獨逸に於ける兒童扶助金制度の改正

新「兒童扶助金」制度の概要

新改正規定による「兒童扶助金」は無條件的ノ所得税納付義務ヲモツ世帯ノ長、即ち獨逸國內に定住する世帯の長ニシテ、右世帯ノ長ガ獨逸國所屬員(Deutscher Staatsangehöriger)又ハ獨逸民族所屬者(Deutscher Volksgenössiger)ナルトキ、其者ノ世帯ニ屬スル未丁年子女ノ第三子以降ニ對シ一子に付き毎月金一〇マルクづつの金額に於て國家が交付するところの扶助金で、從來の如く所得及び財産上の制限もなければ、又「獨立」及び「從屬的勞働」の差別による扶助の厚薄もない。その點完全な全國民的制度となつたわけで、從來の制度に見た如き政治的乃至優生學的理由に基く扶助金交付の禁止も、廢棄されたわけではないが併し扶助金交付の必須前提として表面に掲げらるゝことがない。即ち扶助金は稅務局に對する申告により、上掲一般的前提を充足する限り、稅務局より直接交付せられるもので、たゞ稅務局は爾後に初めて右申告を下級行政官廳に回付するものと、右下級行政官廳が保健局及び黨の管區機關と協議の上扶助金交付に反對する場合に扶助金交付は初めて停止せられることになるといふ制度上極めて傍系的な事項になつたことになる。その際交付済みの扶助金は返濟に及ばないことになつてゐる。

尚、右一般的前提にいふ子女とは世帯の長の子孫、繼子女、養子女、養育子女及び之ら子女の子孫にして獨逸或は之と同種血統の者をいひ、右子女が世帯の長の世帯に屬するといふ規定は學習中にして世帯の外に在る場合を妨げない。

又、特に左に掲ぐる如き場合に該當する者に對しては本扶助金は該當第一子より支給せられる。即ち

一、世帯の長の生業能力が八五%に低下してゐる者の場合、又は之に應ずる手當を支給せられてゐる者の場合

二、世帯の長が一人身の婦人の場合、又は子女がかかる婦人の子である場合若くは孤兒の場合

特に未婚婦人の子供に對する扶助金交付はその父が知られてゐることを條件とし、又、右一人身の婦人の結婚が結婚に伴ふ右特典の廢棄によつて障害せられる場合には特別の補助規定を利用することができることになつてゐる。

獨逸國所屬員又は獨逸民族所屬者たるべしとの前提について特記すべき例外規定は伊太利人その他外國人にも本扶助金交付の途を拓いてゐることとで、特に伊太利人については獨伊兩國間の相互協定により之を全く獨逸人と同等に待遇することとしてをり、その他の民族所屬者についても下級行政官廳及び管區黨機關の同意があれば本扶助金は例外的に交付せられる。但しこの場合は手續上稅務局は扶助金交付に先立つて右機關の同意を得ねばならない。

新制度の劃期的意義

今次の改正により兒童扶助金制度が名實共に全國民的規模へ擴充せらるるに到つたことは以上によつて明かであるが、特に給料生活者を除く一般國民にとつては該當範圍は舊の第五子以降から第三子以降に擴大されたわけであり、特にその該當年齡規定が舊の十六歳未満から未丁年(即ち二十一歳未満)へと引き上げられたのと合せて該當範圍は極めて廣くなつたことになる。その他所得及び財産上の制限完廢と合せて、該當兒童數が獨逸

全國で約五百萬に達するに到つたことは上述の如くであるが、家族數にすると二百萬を超え、支給の手當額は毎月約五千萬マルクに及ぶこととなる。扶助金の交付が凡て毎月(特に希望者には年四回)振替郵便を以て行はれることになつたのもかゝる擴充に伴ふ技術的新案として面白い。

官吏の兒童手當(同じく一九四一年年首以降從來の累進支給を改めて第一子以降各子月二〇マルクとなる)が本扶助金の取得を妨げないこととなつたのも本扶助金制度の全國民的意義を語るものであるが、之と共に本制度の名稱が舊來の「多子家族への兒童扶助金」なる呼び方を改めて單に「兒童扶助金」と呼ばるゝに到つたことも注意すべきで、それは同時に本制度が將來は第一子以降からの扶助金交付にまで進むことを暗示するものといつてよい。既に大藏次官ラインハルトは今次動亂の終熄後には第一子及び第二子に對しても「家賃支拂證券」の形式を以て兒童扶助金を交付するに到るべきことを公約してをり、今次動亂下にあつても着着として準備されてゐる戦後の住宅建設に關する大計畫と即應して獨逸の兒童扶助金制度はいよいよ完璧の域に近づくことが期待せられる。

特に今次の改正制度が今後の目標への決定的なる一步として注目すべき點は、行政技術的に所得税制と極めて緊密なる聯關を有つて到つたことで、扶助金の被交付者は多子の兩親ではなく、無條件的所得税納付義務者として獨逸國內に定住するところの世帯の長(Haushaltsvorstand)と云れ、該當子女の年齢制限も亦所得税制の規定と合致せらるゝに到つたことである。その他本扶助金の交付に對する申告權は之を他人に讓渡し得ず又差押へらるゝこともないといふ從來の規定に對し、滞納家賃に關する場合の舊例外規定を廢棄せる代りに、國税の徴收に關する場合に限り差引き勸定を爲すことを得ることとした如きにも之を見ることができ、本兒童扶助

金制度が將來所得税制中に合體せられ、兒童控除と扶助金交付との表裏一體をなす體系が完成されるのではないかと想像せしめるものがある。孰れにもせよ獨逸の兒童扶助金制度は家族負擔均衡政策の一種としてフランス式の家族手當制度とは好對照をなす一方式たることをいよいよ明確にしたものといつてよいと思ふ。

手當減額者に對する賠償

右の如き制度の一元的統一に伴ひ熄むを得ざる多少の利害摩擦は免かれ難いところで、右改正の結果却つて手當額の減少した者は從來兩種の扶助金を併給せられてゐた失業保險加入の義務ある特定職業集團者で、第五子以降二〇マルクの手當は一律に一〇マルクに低下したことになる。さりとて新制度もその財源をなほ失業保險掛金の一部に借りてをり、今次の改正による經費増加額は所得税收入の方に重く負擔せしめられてゐるとはいへ、全額國費支辨の域にはなほ遠いので負擔の偏重は否定し難い。特に累進手當の廢止による損失は、勿論長期に亘つては該當子女年齢の引上げ等により結局は補填せられるものであるとはいへ、差し當つての收入減は免がれ難い。そこで今次の改正に際しては右の如き既得權を喪失する者に對し右損失額の十八倍に相當する一時的賠償金が今一九四一年中に四回に分けて支給されることとなつてゐる。

最近各國の強制家族手當制度の概観

制度の沿革

私經營の創意による家族手當制度の起源を考證家的興味を以て遡るならばフランスの如き前世紀の中頃にまで及ぶであらうが、特に發達を見たの

は上述の如く前大戰當時の現實的必要からで、フランスでは既に大戰中に、ベルギーでは大戰後に同業者間の乃至は地域的の平準金庫の成立を見、この兩國に於いては私經營下にいよくその發達を見た。

併し特に強制家族手當制度の起源となすべきものは一九二六年立法のニュージールランドと翌二七年立法のニー・サウス・ウェールズとで、前者は一九三八年、後者は一九三四年一部改正を見てゐるが、右兩者に共通な特徴は所得上の制限を設けて特に低收入の家族に對し之を適用してゐること、且つ法定最低賃金制度と制度の上で聯繫のある點も注意を惹く。また施行經費は現在凡て國家の負擔となつてゐることも兩者に共通である。

が現在各國の強制家族手當制度に大きな影響を與へたものはベルギーとフランスとに於けるその發達で、ベルギーでは一九三〇年八月の立法により私經營下に發達せる制度の強制化を實現し、工・商・農その他の企業的全給料取得者及び自由職業の被傭者を包括した。全國的な平準基金の制度の制定にも亦先鞭をつけたが、一九三七年十月の立法は更に職人・獨立勤勞者・農夫・卸及び小賣商人・雇傭主及び自由職業者等にも適用するに到り、家族手當制度の給料生活者以外への擴張も亦ベルギーの先鞭するところといつてよ。フランスはベルギーに遅れること二年の一九三二年十一月の立

法により之も舊來の私的發達をとけてゐた諸制度をそのまま認可することにより之を強制的なものとした。ベルギーの如く同時に全國的平準基金の制度を設定するには到らなかつたが、その後一九三八年には制度の中央化と一般化との爲に大改革が行はれた。續いて一昨一九三九年七月二十九日の大統領命令『フランス國の家族及び出生率に關する命令』は所謂『家族法典』として人口政策的立法の法制的體系を完備したものであるが、特に家族手當制度はその中心内容として全國民的規模にまで擴充せらるゝに到

つた。即ち職業及び生活程度の如何を問はず生業に携はる全國民をその對象としたもので、官公吏等をも同一制度の下に同一手當率を以て統一し不平等の批難を排することを企ててゐる。(尤も本法與施行の後も從來の既得權はそのまゝ承認せられてゐる)

最近に急速且つ特異な發達をしたのはイタリーで、初め週四十時間勞働制の採用を機縁として(即ち勞働時間短縮に伴ふ家族扶養者の收入減を補充する目的を以て)一九三四年十一月工業主及び工業勞働者の兩フアシスト組合間に取り結ばれた共同契約をその出發點とし、一九三六年八月二の勅令による右制度の強制化を同國強制家族手當制度の起源とする。内容的にも勞働時間問題とは無關係のものとなつた。この伊太利の制度は家族手當制度に雇主と共に勞働者自身の醜金をも必要とした最初の制度であつて家族手當制度の社會保險的傾向として特異なものである。翌三七年七月には更に工・商・農・銀行及び保險業の全被傭者に對しても強制せられることとなり、右職業集團別に四種の平準基金が設定せられた。(その後自由業及び藝術家の被傭者にも共同契約による家族手當制度が制定せられてゐる。)が一九四〇年初めには工・商・農に於ける家族手當の經費負擔義務を銀行及び保險業の場合に於ける如く凡て雇傭主の側に求める共同契約の成立をみ、同年八月六日には之を法律的にも追認するに到つた。被傭者自身の醜金制度により獨特の制度を創始した同國の家族手當制度は之により寧ろ純粹な賃金政策として徹底せらるゝこととなつたといへよう。同じく右四〇年八月の法律は各職業部門別の四種の金庫の外更に統合的な中央平準金庫制の制定その他種々の改正を行つてゐる。國家機關及び公共營造物の被傭者にしてその俸給に猶ほ家族考慮の行はれ居らざる者に對し家族手當制度を適用せることもその一つで、之により全伊太利の被傭者は概ね家族手當の恩恵に浴するに到つたといつてよ。

その外最近に強制家族手当制度を採用せるものにはチリー(一九三七年五月立法)、スペイン(一九三八年七月立法)及びハンガリー(一九三八年十二月立法)の諸國がある。チリーは私經營及半官事業の被傭者を對象とし、伊太利の舊制度に似た雇傭主・被傭者の共同贖金制をとつてをり、スペインの制度も之に似てゐる。即ち社會保險的色彩が強い。ハンガリーの制度は工・礦・商の労働者のみを對象とし、雇主のみの贖金制度によつてゐる。

類型的考察

各國現行の制度により最近各國に於ける強制家族手当制度に見られる各種の類型について多少の考察を試みることにする。

(1) 全國民的組織に集大成せるフランス

その規模の全國民的なる點に於て、また各種の事情に應じた細部の配慮に於いて最も完全した制度と考ふべきものはフランスで、特に人口政策的考慮は茲に於いて最も強力且つ闡明である。

『フランス家族法典』の内容については既に本誌第一卷第一號に紹介があるが、同法典所定の家族手当制度の適用範圍は職業及び地位の如何を問はず生業を営む凡ての國民で、右の者二人以上の子女を扶養する場合に家族手当は支給せられる。手当支給期間は義務教育修了年齢(即ち十四歳)以下の間(但し當該子女が學業を繼續し又は徒弟奉公をなす場合、乃至は病弱の故に生業不能の者なる場合には十七歳以下となる)。特に第一子に對しては家族手当制度とは別に「第一子の出産に對する賞與金」交付の制度があり、又、生業なき家長にして子女養育の資なき者については別途の「家族補助金」交付の制度あり、共に『家族法典』中に定めらるゝところである。

手当額は第二子に對しては本法典所定の手續きにより定めらるゝ各縣別の月平均給料(郡部の別による)の二〇%、第三子以降には二〇%を以て法定最低率とする。(右法定最低率は同時に家族手当調金庫の相互清算乃至は特定の職業)第三子を以て手当を累加することがフランスは第三子の出生を望むといふ國家的要望を織込んだものであるといふ迄もなく、第一子を家族手当の對象からは除外して別途の出産賞與金制度とし結婚擧式後二ヶ年以内の出生といふ條件をつけて早期初産の獎勵の意味をもたせてゐることと合せて人口政策的配慮の跡は極めて明瞭である。その他第二子以降に於いても出産による一時金を必要とするときは家長はその兒の扶養の爲に特に必要なる旨を立證することにより、その兒の出生後一ヶ年分の手当額(詳しくは死亡遺棄を婚姻の上右金額)を一時金として即時入手し得る規定もあり、フランス家族手当制度の爲の實際の必要經費に極めて近いものであるといはれてゐる。又、特に都市(二千人以上の市中)に住む給料取得者の家族で扶養すべき子女一人以上を有し、且つ両親(又は祖父母等)の一方のみの職業所得により生計を営むものに對しては「家庭に在る母への手当」なる特別の手當が支給せられ、育児に伴ふ職業活動の停止からくる不利を補償してゐるなどフランスらしい細心さの例としよう。この手当の支給期間は子女一人の場合には五歳まで、二人以上の場合には末子十四歳までの間、但し母(又は祖母等)が給料取得者として獨力その扶養に當る場合は末子十七歳までの間。手当額は各縣別の月平均給料の一〇%である。

施行經費の調達運用については官公吏の場合を除き商工業、農業等の職業集團別の平準金庫(Caisse de compensation)の制度により、且つ孰れも全國的な再平準 Surecompensation の金庫をもつてゐる。但し特に農業者と給

料取得者を使用せざる獨立營業者の一部とに對しては其の經費の三分の二を國家に於て負擔することになつてをり、國家はかゝる經費を、本法典所定のその他の人口政策的經費と合せて、獨身者及び無子者に對し賦課せられる「家族負擔平準稅」Taxe de compensation familialeその他相續稅制の改正等、稅制度の人口政策的改革によつて捻出するといふ仕組みになつてゐる。國家補助の割合の特に多いのもフランス家族手當制度の人口政策的使命を語るものとしてよい。

右の如き平準金庫制度による經費の調辨を實際の經費負擔者の側から見ると、給料生活者には分擔金支出の義務なく、凡てその雇傭主によつて賺金せられる。従つて雇傭主はその被傭者の爲に賺金するのみならず、また自分自身の爲にも賺金するわけで、二重の義務を以て同一の金庫に加入してゐることになる。農業經營者及び農村手工業者の場合に於いても事情は同一だが、但し之に於いては上述の如く國家が法定最低率に基く手當支給經費の三分の二を負擔する。賺金能力の實際問題と併せて農村保護の方策を示すものであるはいふ迄もない。國家による經費分擔の事情は特に被傭者を有たざる商工業者及び自由職業者(即ち獨立勤勞者)に對しても亦同じ。官公吏その他公共團體の施設事業の職員については當然全額國家又は公共團體の負擔となる。

右フランスの家族手當制度は制度として最も大規模なるものであるだけ既に家族手當制度なるものの各種の方式を包括してゐるといつてもよく、雇傭主がその被傭者に直接支拂ふ一種の賃金外の賃金たる家族手當なるもの起源的形式をも或る意味では一部に残しながら、而かも之を全然別種な全國民的連帶による家族負擔の清算といふ大組織の中へ完全に解消してつてゐるといつてよい。そしてその全組織を貫く指導精神はあくまでも

人口政策的たるところにあらう。ベルギーの制度もかゝるフランス型制度の一例と見てよいものである。

(2) 家族手當制度の社會保險化的傾向

反之、家族手當制度に受益者自身の賺金制を加へることによつて、家族手當なるものの起源的型態とは全く異質的な要素を導入し、一種の社會保險的の意味を示すものに最近改正前のイタリーの制度、現在はスペイン及びチリー等に見る制度を擧げることができる。適用範圍は給料生活者の範圍に限定せられてゐるが、その範圍内に於ては制度的に見て劃期的なものとしてよい。即ち經費は雇傭主との共同分擔で且つ概ね雇傭主の側に重く、國家も經費の一部を負擔してゐる。特にスペインの例を見ると、その家族手當制度はフランコ政府の新指導精神によつて一九三八年六月再建された社會事業協會が國內戦後の緊急課題たる出生率向上の目的を第一として着手した最初の仕事で、制度方式の如何は別とし人口政策的意義は茲に於いても極めて明瞭である。同國の制度は別途に家族手當支給の途ある國・州・大都市等を除き、賃金及び俸給取得者の凡てに適用されてをり、實施後の好成績は今一九四一年二月その手當率を倍加するに到つてゐる。(改正規定は過去に遡り效力を有す。)

(3) 賃金政策として一新せるイタリー

併し家族手當制度の社會保險化的傾向の好例とされてゐたイタリーが、前述の如く、昨四〇年の改正により却つて純粹の賃金政策たる新しい型に徹底したことも注目すべきで、全經費は雇傭主の負擔となつたのみならず、國家の一部經費負擔も停止せられた。經費調辨の方法は從來通りの工・商・農及び銀行保險業の四部門別の金庫の外に更に統一金庫の制度が設

けられたが、右各部門間の補償清算の目的をも顧慮の上制定せられた雇傭主の離金率を掲ぐれば次の如くである。

産業部門 全給料に對し

工業	八・〇〇%
商業	六・二五%
自由職業及び藝術	六・二五%
農業	一勞働日に付一・五〇リラ
勞働者	八・〇〇%
使用人	一一・七五%
銀行及び保險業	九・二五%
公立銀行	八・二〇%
其の他の銀行、仲介業者	九・七〇%
代理業者等	一〇・六五%
保險業	八・六五%
保險事務代理人	
特許商品賣店の賃借人	
收 税 所	

支給手當額については新改正による變化を見なかつたが被傭者は離金免除の割合だけ収入増となつたわけであり、更に本年五月以降には勞働者に對し妻手當の三〇%、兒童手當の四〇%の増額が行はれた。戰時物價騰貴に對する賃金政策たる意味は明かだが、とはいへ舊時に見る如き資本家の資本家的打算のみから出發したものではなく、その點スペインの例にも見る如くファシズムの政治理念が産み出した家族手當制度の一方式と考ふべきで、全資本家群を國策的賃金政策の方向に一致せしめたことを伊太利

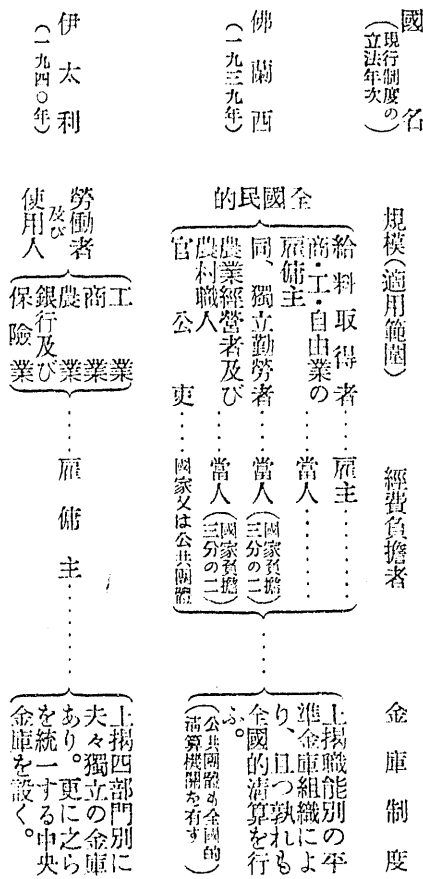
獨逸に於ける兒童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手當制度の概観

當路者は自證してゐる。

(4) 全國民的家族手當制度の獨逸方式

最後に、經費の全額を國に於て負擔するニュージラランド及びニュー・サウス・ウェールズの制度も亦一つの型式を示すものであるが、極めて低收入の家族にのみ適用されてゐる現情では人口政策といふよりも寧ろ社會的救護事業の範疇に屬せしむべきものと思ふ。さういふ國家的扶助金といふ意味では所謂家族手當なるものの通念を超えるがその實質に於いて之に相應するものである上獨逸の兒童扶助金制度を擧ぐべきで、その規模の全國民的なる點に於いて、特にその人口政策的考慮の闡明顯著なる點に於てフランスの家族手當制度と並び家族負擔均衡方策の二大制度として好對照を爲すものといへやうかと思ふ。制度としての上下優劣については茲に問題としないが、共にその歴史的沿革と國情とに應じて發展せられた大方策として充分に敬意を表するに足るものであるはいふ迄もない。

終りに佛・伊・西・獨の四國を代表として、最近に於ける強制家族手當制度の諸類型を一覽的に表示すれば次の如くである。



西班牙 (一九三八年)	労働者及び使用人	雇主	労働者及び使用人	雇主
獨逸 (一九四〇年)	全國民的	國家(所得)	國民所得再分配の中樞機關たるべきライヒ家族金庫一設定の計畫あり	單一の國民金庫による

各國家族手當制度に於ける手當額一覽

現行各國強制家族手當制度に於ける手當額を各國別に表示すれば以下の如くである。(別記の年齢は受益子女の最高限年齢を示す。括弧内は學業繼續等の場合也)

(イ) ベルギー (月額、單位フラン)	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子以降
	二〇六〇	三〇〇〇	三六〇〇	八九〇〇	(各) 二四〇〇
(ロ) 伊太利 (單位リラ)	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子以降
	一五〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	(各) 三〇〇〇

労働者 四二〇 六〇〇 七八〇
 使用人 六六〇 八七〇 一〇五〇
 労働者 〇・四五 〇・七〇 〇・九〇
 使用人 一・一〇 一・四五 一・七五
 労働者 一六・八〇 二四・〇〇 三一・二〇
 使用人 二六・四〇 三四・八〇 四二・〇〇
 公立銀行 一〇〇・〇〇 一〇五・〇〇 一三五・〇〇
 その他の銀行、仲介業者等 五〇・〇〇 六〇・〇〇 七五・〇〇
 保険業務代理人 五〇・〇〇 六〇・〇〇 七五・〇〇
 特殊商品販賣所の賃借人 三〇・〇〇 三五・〇〇 四五・〇〇

工業 (週額)	労働者	使用人	労働者	使用人
農業 (日額)	労働者	使用人	労働者	使用人
商業 (月額)	労働者	使用人	労働者	使用人
銀行	労働者	使用人	労働者	使用人
及び	労働者	使用人	労働者	使用人
及び	労働者	使用人	労働者	使用人
及び	労働者	使用人	労働者	使用人

業(額)	取扱額四千方	取扱額四千方	取扱額四千方	取扱額四千方
業(額)	三〇〇・〇〇	三五〇・〇〇	四五〇・〇〇	三〇〇・〇〇
業(額)	四五〇・〇〇	五五〇・〇〇	七〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇
業(額)	四〇〇・〇〇	四五〇・〇〇	五〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇
業(額)	一六八〇	二四〇〇	三二二〇	二五・三〇
業(額)	二六四〇	三四八〇	四二〇〇	三六・〇〇

子女数

通計額 増加額

子女数	通計額	増加額
三	三〇	一五
四	四〇	一五
五	五〇	一五
六	六〇	一五
七	七〇	一五
八	八〇	一五
九	九〇	一五
十	一〇〇	一五
十一	一一〇	一五
十二	一二〇	一五

十三子以降は一子毎に一律五〇ペセタの増額となる。(備考) 本表数字は一九四一年二月三日付法令により倍加せられたる手當率なり。

(ニ) 佛蘭西 一四歳(一七歳)

第二子	第三子以降
一〇%	(各) 二〇%

(ホ) その他の諸國(非累進制のもの)

ハンガリー	第一子	手當額
	一四歳	(一子に付) 五ペンゴ
チリ	第一子	(月) 二五ペソ
	一八歳(労働不能の場合は無期)	(週) 四シリング
ニュージーランド	第三子	(週) 五シリング
	一六歳(労働不能の場合は無期)	
ニューサウスウェールズ	第三子	(週) 五シリング
	一四歳	

- (一) 手當額は借金總額と支給總額とを對照の上毎年次年度分を決定するものとす。
- (二) ニュー・サウス・ウェールズに於ては手當額は所得と通算して法定最低賃金(週三磅八先六付)を越へざるを得ず。ニュージーランドに於ても同趣旨の制限あり。
- (三) 未丁年子女中の第三子をらぶ。なほ戦後には「家賃支拂證券を以て第一子及び第二子にも児童扶助金を交付する豫定あり。

〔附記〕 本稿中特に家族手當制度に關する資料は主として International Labour Review, Soziale Praxis, Deutsches Arbeitsrecht 等の最近の諸號所載の論説及び資料を參考としてまとめたもので、特に概觀的論說中比較的最新のものとす。

G. Hoffner: Recent Developments in Compulsory Systems of Family Allowances (Int. Labour Review, No. 4, 1946)
による所が多い。

又、所謂家族手當制度なるものの理解については前人口問題研究所企畫部長北岡壽逸氏稿「家族手當制度論」(經濟學論集第十卷第二號)により啓發せられた所多大である。

北米合衆國に於ける人口政策の

動向

河野和彦

- (一) 人口研究及社會計畫委員會の設立
- (二) アメリカ合衆國に於ける移民政策
- (三) 北米合衆國に於ける人口趨勢と將來人口の計算
- (四) 人口政策に對する動向
 - (イ) 量的人口政策に對する動向
 - (ロ) 質的人口政策に對する動向

北米合衆國に於ける人口政策の動向

(一) 人口研究及社會計畫委員會の設立

人口の減退と云ふ聲が發せられる様になつたのは必ずしも最近の事ではない。だが此の様な人口衰退現象の問題を國家が眞剣に取上げ、之に對する何等かの方策を積極的に樹立せんとする試みは大體極く最近の事である。ナチス獨逸の人口政策の結果を云々することは、未だ時期尙早とするが、其の政策の著しい効果が統計上現れ、衰退過程に踏込まんとせるゲルマン民族に輝かしい希望を投げ與へてゐる事實には人口政策に對する教訓と暗示を與ふるものと云つて宜しからう。

今世紀の二十五年迄出生率二〇代を保持せる北米合衆國が爾後急激なる低下を示し、一九三八年一七・九を示すに至り、人口問題に對する關心が相當前から移民問題として、或は人種問題として向けられてゐた合衆國にも、正面から全人口の衰退に對する方策を取り上げざるを得なくなつた様である。所でアメリカ合衆國には包括的に之等人口現象を把握すべき指導研究調査機關はなく、統計局とか、或は農林省とかの各々分離せる機關に於て、個別的に調査研究されてゐたのであつて、何等か統一的機關設置に對する要望は人口現象の示す危機と相俟つて發せられるに至つた。其所で、之迄社會現象に關する調査研究機關であつた北米合衆國經濟社會企畫協會は、社會企畫的見解の下に人口趨勢を調査すべく、特別委員會を設ける事になり、フランク・ロリマー(Frank Lorimer)を會長とせる人口研究及社會計畫委員會を設立するに至つた。人員構成は委員長以下十七名であり、この中にはトムソンやウェルプトン、コイル等の名が見えてゐる。

先にエスーデン人口委員會に於て爲されたる調査、研究の成果をミユルダール夫人が國際聯盟の機關誌に發表してゐるが、其の翌年、即ち一九四〇年彼女の夫、ストックホルム大學教授グンネル・ミユルダール氏は、

アメリカに招かれ、ハーバード大學ゴドキン講義でアメリカの人口現象に警告を與へてゐるのと思ひ合せて、合衆國に於ける此の問題に對する輿論の動きの相當活潑になつて來た事が窺へる。

以下北米合衆國に於ける人口問題の發展を概観し、併せて委員會を中心とする人口政策に對する輿論の歸趨を確めて見ることにしよう。

(1) Alva Myrdal: A Programme for Family Security in Sweden. International Labour Review 1939 June.

(2) G・ミューダール教授は其の講義に於て、民主主義國一般が如何に人口の危機に曝されてゐるかを説いて次の如き警告を發してゐる。「アメリカ合衆國に於ける全體としての人口再生産指数は依然として人口が繼續的に完全に其れ自身再生産すべき水準を示してゐるのではあるけれども、而も生産率はジリジリと減退する傾向を持つてゐる。

スエーデン、オランダ、イギリス及びアメリカ合衆國の如き民主主義國家の出生率には大きな差違がたとへあるにもせよ、再生産率減退の傾向を持つてゐると云ふ點で、之等一切の國家は同一の問題に直面してゐるのである。」
G. Myrdal: Population. Harvard U. 1949. P. 40)

(一) アメリカ合衆國に於ける移民政策

アメリカ合衆國に於ける人口問題に對しては、今迄何等の方策も立てられてゐなかつたのではない。衆知の如く移民問題を中心とする政策が如何に此の國にとつて深刻な問題であつたかは、前世紀末葉以來の動きを見れば明確に觀取することが出来るのである。

合衆國が強力なる生産力を發揮する爲には勞働力の限りない供給を必要とした。アメリカの發展を廻る挿話は人口の西部移動と關聯を持つて居る。而して事實白人の強行的植民からする實際的人口増加に關して、決定的且效果的政策を行つたのである。新しい發見の度毎に總ての社會は「人

口を、働き手を」と叫んだのである。之に對する方策としては先づ生命財産の安全を増し、土地價格を引上げる政策に出でねばならなかつた。政府は此の爲にアメリカ社會の生産力向上に利益ありと考へられる一切の政策を強行するために定着して勞働する人口を求めたのである。土地政策の結果、入國の代償として廣い肥沃な土地を提供され、此の餌につられて移入民は大きな數を占むる様になつた。東部沿岸に過剩となつた青年層は次第に「西部へ」移動し初めたのである。然し乍ら一八九〇年頃迄に農耕土地への植民は殆んど完成してゐたが、一方に於ては産業發展が極めて順調に進行中であつたので、依然として移民必要の度は減じなかつたのである。何れにせよ、此の時期に於ける人口増加はヨーロッパからの移民吸引に最も効果を與へた政策は土地政策であり、門戸開放政策であつた。試みに十九世紀のアメリカ合衆國人口趨勢を見れば(第一表)、其所にはマルサスの言つた二十五年目毎に倍加する人口どころではなく割段階的增加を示してゐる。

第一表 十九世紀合衆國の人口變動

年次	人口總數 (千人)	指數(一)	指數(二)
一八〇〇	五、三〇八	一〇〇・〇	—
一八一〇	七、二四〇	一三六・三	—
一八二〇	九、六三八	一八一・五	—
一八三〇	一二、八六六	二四二・三	—
一八四〇	一七、〇六九	三二一・五	—
一八五〇	二三、一九二	四三六・九	—
一八六〇	三一、四四三	五九二・三	—
一八七〇	三九、八一八	七五〇・一	—
一八八〇	五〇、一五六	九四四・九	—
一八九〇	六二、九四八	一八五・九	二七一・四
一九〇〇	七五、九九五	一四三・七	三二七・六

原數は Thompson and Whelpton: Population Trends. P. 5

此の様な移民に對する一般的獎勵があつたにも拘らず、他方では、新しく入つて來た移民者は質的にヨリ劣等であり、従つて以前から此の土地で精勵せる者の子供に對して國家が經濟的特權を保留すべき何等かの手を打ち、高度の文化的同質性を維持すべしと感ずる者が常に存在した。にも拘らず、「望ましからざる」集團には門戸を閉すと云ふ效果的政策は五十年前迄、政府によつて執られなかつた。一八八二年西部に起つた人種衝突の結果として、最初の支那人排斥法が通過した。一八八五年には居留外國人勞働契約法が通過した。之等の法律は明かに一定の事情の下に於ける望ましい人口數の増加も、總ての集團にとつては必ずしも最高の善と考へられなかつた事を示してゐるのである。其れ迄行はれて來た門戸開放政策は變更される様になつた。之等十九世紀末期の統制の試み以來、移民を統制する法律は漸次其の數と效果を増して來た。而して其等移民統制の主なる目的は最近に至る迄は移民者中の犯罪者、貧乏人、廢疾者等の數を遞減せんとするにあつたのである。それは亦アメリカ社會の生産力に密與しうべき勞働力が限界に達した事を他面示してゐるのである。更に割當法の條項が設けられるに及んで移民政策は新しい局面に這入つた。此の法の目的は唯移民數を減少させるばかりでなく、最も急速に同化し易きものと信ずるに足る者を選定するにあつたのである。

現在の割當法は東半球に於ける各國に對して、年年合衆國に入國すべしと考へられる最大人員數を割當ててゐる。一九二四年以降の斯くの如き移民制限の強化以後、一九二九年を初期とせる經濟恐慌による老なる失業人口の發生と相俟つて、前世紀以來續いて來た勞働力不足の問題を逆轉させ、漸くにして、別の形で人口問題が取り上げられねばならなくなつて來たのである。

北米合衆國に於ける人口政策の動向

(三) 北米合衆國に於ける人口趨勢と將來人口の推算
 アメリカ合衆國に於ける人口趨勢は全人口の減退が近い將來に始まると云ふ豫測を興ふる基礎を充分持つてゐる。一九三〇年に於ける年齢構成を見ると二〇―四四歳迄の所謂人口再生産階級の約三八%、四五歳以上の者は二三%である。従つて人口再生産階級の占むる比重が多い爲に出生が多く死亡が低いと云ふ状態を示してゐるのであるが、やがて此の人口再生産階級が老境に足を一步踏み入れると、全體として死亡率の急激なる上昇があるものと考へる事が出来る。(第二表参照)

第二表 年齢構成

年次	總數				
	四歳以下	五―九歳	一〇―一四歳	一五―一九歳	二〇―六四歳以上
一八五〇	三,三七六	三,四九六	八,六六二	四,二七七	三,八五〇
一八六〇	三,三九二	四,八四二	二,二五三	五,七三六	三,二七六
一八七〇	三,五五五	五,五五五	一,三六四	六,八八八	四,六〇二
一八八〇	三,〇五六	六,九五五	一,七二〇	九,二六八	六,三〇五
一八九〇	三,四四〇	七,六三三	二,二二五	一〇,四三三	八,一八八
一九〇〇	三,七九四	九,一七二	二,四二〇	一二,四三三	一〇,〇〇〇
一九一〇	三,八〇三	一〇,六二二	二,七九三	一七,三三七	一三,四三四
一九二〇	三,五五二	一二,五七二	三,四七〇	一八,三六四	一七,〇三〇
一九三〇	三,三六一	一二,四四四	三,六一五	二〇,七〇四	二二,四二五
分布百分比					
一八五〇	一五・一	一七・四	二五・五	二六・六	一九・九
一八六〇	一四・四	一五・八	二二・二	二七・四	一〇・四
一八七〇	一四・三	一五・四	一七・七	二七・七	一〇・〇
一八八〇	一三・八	一四・三	一八・三	二七・六	一〇・三
一八九〇	一三・一	一三・九	一八・三	二七・一	一〇・三

Thompson and Whelpton : Population Trends, P. 109

一九〇〇	一九一〇	一九二〇	一九三〇
100.0	100.0	100.0	100.0
121	126	129	135
133	138	142	148
151	156	160	166
177	182	186	192
211	216	220	226
237	242	246	252
277	282	286	292
327	332	336	342
377	382	386	392

一九三三年トムソン及ウェルプトン (Thompson & Whelpton) はアメリカ合衆國に於ける將來人口の推算を試みたが、其の結果に依れば、(第三表)若年齢階級が縮小し、老年階級が急激に増加することを示してゐる。

第三表 北米合衆國に於ける將來人口

Thompson and Whelpton: ibid. PP109-116.

年次	人口(單位千人)					
	總數	四歲	五—一九歲	二〇—四四歲	四五歲	六五歲以上

〔最低値〕

一九四〇	一九五〇	一九六〇	一九七〇	一九八〇
10,500	9,900	9,400	8,100	7,500
3,600	3,000	2,500	2,100	1,800
3,700	3,200	2,700	2,300	2,000
2,600	2,100	1,700	1,400	1,200
2,700	2,200	1,800	1,500	1,300
1,600	1,100	800	700	600

〔中間値〕

一九四〇	一九五〇	一九六〇	一九七〇	一九八〇
10,900	10,300	9,800	8,400	7,800
3,800	3,200	2,700	2,300	2,000
3,900	3,400	2,900	2,500	2,200
2,800	2,300	1,900	1,600	1,400
2,900	2,400	2,000	1,700	1,500
1,800	1,300	1,000	900	800

〔最高値〕

一九四〇	一九五〇	一九六〇	一九七〇	一九八〇
11,300	10,700	10,200	8,800	8,200
4,000	3,400	2,900	2,500	2,200
4,100	3,600	3,100	2,700	2,400
3,000	2,500	2,100	1,800	1,600
3,100	2,600	2,200	1,900	1,700
2,000	1,500	1,200	1,100	1,000

〔最低値〕

一九六〇	一九七〇	一九八〇
1,600	1,400	1,200
570	480	400
580	500	420
600	520	440
620	540	460
640	560	480
660	580	500
680	600	520
700	620	540
720	640	560
740	660	580
760	680	600
780	700	620
800	720	640
820	740	660
840	760	680
860	780	700
880	800	720
900	820	740
920	840	760
940	860	780
960	880	800
980	900	820
1,000	920	840

〔中間値〕

一九四〇	一九五〇	一九六〇	一九七〇	一九八〇
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
81	77	73	66	62
82	78	74	67	63
83	79	75	68	64
84	80	76	69	65
85	81	77	70	66
86	82	78	71	67
87	83	79	72	68
88	84	80	73	69
89	85	81	74	70
90	86	82	75	71
91	87	83	76	72
92	88	84	77	73
93	89	85	78	74
94	90	86	79	75
95	91	87	80	76
96	92	88	81	77
97	93	89	82	78
98	94	90	83	79
99	95	91	84	80
100	96	92	85	81

〔最高値〕

一九四〇	一九五〇	一九六〇	一九七〇	一九八〇
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100	96	92	85	81
101	97	93	86	82
102	98	94	87	83
103	99	95	88	84
104	100	96	89	85
105	101	97	90	86
106	102	98	91	87
107	103	99	92	88
108	104	100	93	89
109	105	101	94	90
110	106	102	95	91
111	107	103	96	92
112	108	104	97	93
113	109	105	98	94
114	110	106	99	95
115	111	107	100	96
116	112	108	101	97
117	113	109	102	98
118	114	110	103	99
119	115	111	104	100
120	116	112	105	101

彼等の推計は一九三〇年を基準とし、出生率、死亡率は年齢五歲別に作られたものを使用、計算された死亡率を除去し、出生数と純移民とを加へて五歲別集團の人口數を與へ、此の計算過程を繰返して行つたものである。而して豫測さるべき將來人口の最高値と最低値とを與へ、其の中間値に於て人口の將來現象を把握せんとしてゐる。

之に對して、最近同じトムソンとウェルプトンは次の如く將來人口の推

算を行つてゐる。

値を高くつた假定は一九三〇年―三四年の時期の出生率には何等の變動なく繼續性あるものとしてゐる。所で此の假定は現實の状態について考へれば妥當ではなく、寧ろ假定された中間値と最低値との間に値を定むべきであるとされてゐる。⁽¹⁾

死亡に關する計算は最低値と最高値との間の値に假定を置くと、一九八〇年には平均餘命の向上があるものと考へられ、男は六八・八年、女は七一・二年の平均餘命を持つものとされる。所で一九四〇年から一九八〇年に至る四十年間に合衆國には純移民があるものと考へられるが、其の數は一〇〇、〇〇〇人以下とされ、一九五五年から八〇年迄の期間のある年迄は少くも人口増加を期待しうると云ふのである。まさしく其の時の人口の峯は一億四千四百萬人から六千萬人の數に達するものと推量される。第四表は同委員會の下で、トムソン及びウェルプトンの計算せる將來人口である。此所では出生率、死亡率は中庸なる率にして、移民は全然無きものと假定されてゐる。

第四表 將來人口 (一九四〇年委員會報告書中)

年次	總數	〇―四歳	五―九歳	一〇―一四歳	一五―一九歳	二〇―二四歳	二五―二九歳	三〇―三四歳	三五―三九歳	四〇―四四歳	四五歳以上
一九三〇	二二, 846	三, 122	三, 612	四, 099	三, 522	三, 032	二, 541	二, 050	一, 559	一, 068	663
一九五〇	二四, 133	二, 181	三, 559	四, 030	三, 500	三, 036	二, 571	二, 105	一, 634	1, 163	663
一九七〇	二五, 743	1, 015	三, 137	三, 594	三, 031	二, 565	二, 100	1, 635	1, 169	719	663
一九八〇	一五, 266	996	三, 036	三, 586	三, 077	二, 611	二, 145	1, 679	1, 213	754	663
同	比	率									
一九三〇	100.0	96.3	129.3	161.2	177.5	197.7	220.7	245.7	272.7	307.7	100.0
一九五〇	100.0	79.1	133.4	159.7	174.3	193.3	216.3	241.3	266.3	301.3	100.0
一九七〇	100.0	66.9	130.5	159.9	174.9	193.9	216.9	241.9	266.9	301.9	100.0

北米合衆國に於ける人口政策の動向

一九八〇 1000 六四四 一九五 三七一 三五九 一四三

以上の様な推算と共に、委員會では將來に於ける合衆國人口の年齢構成に面白からざる事態が発生するものなることを訴へ、之に對する方策が夙に打立てらるべき事を主張してゐる。

其れは單に推算せる將來人口の示すものばかりではなく、アメリカに於ける出生率減退の傾向が實は西歐文明の齎した今世紀に於ける共通の特徴を示してゐるが故に、近き將來に於てアメリカも此の轍を踏むぞと云ふ一つの焦燥から發する警告と見て宜しいのである。第五表に示せる如く一九三五年頃、スウェーデン、英國、フランス、獨逸、合衆國、濠洲等の國が、殆んど二十代を割り、千人につき一四人―一九人の間の數を示すに至つて、此の出生率の向下状態の持つ意義が社會制度との聯關に於て認識され始めた事は委員會も報じてゐるし、先に引用せるミュルダール (Gunnar Myrdal) も明確に述べてゐる所である。

第五表 一九三〇年―三五年に至る各國出生率

年次	國別	北米	佛蘭西	英國	獨逸	濠洲	瑞典
一九三〇		一八・九	一八・〇	一六・三	一七・六	一九・九	一五・四
一九三一		一八・〇	一七・五	一五・八	一六・〇	一八・二	一四・八
一九三二		一七・四	一七・三	一五・三	一五・一	一六・九	一四・五
一九三三		一六・六	一六・二	一四・四	一四・七	一六・八	一三・七
一九三四		一七・一	一六・二	一四・八	一八・〇	一六・四	一三・七
一九三五		一六・九	一五・三	一四・七	一八・九	一六・六	一三・六

獨り獨逸のみが、一九三四年以降、在來の減退傾向を逆轉させ一八代を示すに到つた事は、民主主義國に於ける人口問題に深い暗示と教訓を與ふる事となつたのである。死亡率は今世紀に這入つて格段の改善を見たが、然し乍ら全人口の中に毎年死すべしと考へられる大量は恒常數を示してゐるので

あるから、衛生設備や醫療方策の完備によつても、恒常的な死亡數はある譯である。従つて出生率の遞減が急激に始まつてゐる場合には、やがて年齢構成に於ける質的轉換が行はれ、アメリカ合衆國に於ける人口の將來はそのまゝ放置すれば危機に陥る。と云ふ自覺が國家的構想の下に起されるに至つたのである。

(1) 結婚せざる者、子供を持たざる者をも含めて平均五十歳迄生存せる婦人は各、現在率では二・二人の子供を産んでゐる。だから之を基準に一九八〇年に於ける中庸なる出生は一・九人に低下するものと考へられる。低く見積れば一・五人で現在の英國、コロンビア、等の状態に一致することにもなる。従つて、現在を基準とする人口の動きは中庸を得た假定の値と最低値との間にあるものと考ふるを至當とする。

(Lorimer and Others: Foundations of American Population Policy, 1940P9)

(四) 人口政策に對する動向

最近設立された人口研究及社會計畫委員會は人口減退の問題に對して、量的減退が單に防止されるばかりでなく、所謂進歩的人口が停止人口より全社會にとつて利益あるものであり、況や停止人口が後退人口(Declining Population)より有利なる事を指摘してゐるけれども、停止人口維持への氣持が依然として濃い様に見受けられる。

委員會の中に席を占めてゐるトムソン及ウエルプトンが、既に一九三三年に公にせる著書⁽¹⁾の中では人口政策の目標を何處に置くかについて左の如く語つてゐる。

「量的目標は生活標準の高度性が維持され、合理的なる經濟安定が保證され得る如く人口數を國民生活必需品に適合する事に向けらるべく、質的目標は望ましからざる種族の増加を防止し、望ましき種族を増加する事が適宜の方策と考へられる⁽²⁾。」と述べてゐる。斯る主張が爲されて以後、委員

會の成立報告書が提出された一九四〇年迄には七年の間隔があるけれども、この主張者をも加へた委員會の人口政策に對する態度を窺へば、可成りの推移が見られるのである。

委員會では、一國全體として重要な影響ある人口問題を最早二三の技術家の手に委ねる事は問題發展の方向が餘りにも深刻であるために其儘放置する事が出来ない。従つて時時刻刻と變化する人口状態の示す諸條件と相俟つて、一般的人口政策が樹立されねばならぬ事を訴へてゐる。⁽³⁾

委員會の意見を綜合すれば、科學、技術、及び民主主義的制度、此の三つは出生及死亡に作用する所の生物的要因に深い影響を與へて來たのであつて、之等三つのものの發達と共に合衆國に急激なる出生率減少が引き起さるゝに至つたと云ふのである。即ち科學と技術と民主主義的制度とが作り出す文化は個人主義的傾向を強め、斯る人世觀は人々をして大家族から小家族へと分割して行く。一方には經濟生活に於ける合理化の進展、他方には農村人口の都市への流出、斯る一般社會の風潮は小家族の適合し易き文化形態を創出し、家族制限への傾向が益々強くなつて來る。避妊技術の普及進歩が遂げられ、之が生活標準引上げへの願望と家族制限への一般社會的風潮とに資せられ、出生率減退の現象を呈するに至つたことは、外ならぬ近代文明の産み出した一つの特徴なのである。

アメリカ合衆國に於て、斯る近代文明の與へた人口現象に於ける功罪に對する反省が徹底的に行はれ、局面轉換への動きが既に初まつたと云ふのではない。漸くにして統一的調査研究機關が出來上つた状態であり、同じ民主主義國であり乍らスウェーデンに於けるものと比較すれば事情を異にする。だが、委員會を通じて人口政策への輿論の動向を窺ふ事は必ずしも無駄ではなからう。

(イ) 量的人口政策に對する動向

アメリカ合衆國に於ける全人口變動は増加状態から安定段階に這入ると云ふのではなく、安定段階から減退状態に向つてゐるものと見るのが正しい様である。従つて來るべき數十年の中には他の事情にして等しとすれば、先にも將來人口の推算に於て現れてゐる如く、人口減退は避け難いやうに考へられる。現在の状態が恒常的に進行するものとすれば、人口再生産は人口代替必要量の四分の三、又は三分の二に減退することになり、老年階級の占むる全人口に對する比重が大きくなつて來る。

此の様な人口趨勢の問題は國家的觀點から取上る場合は、國防力及び其の安全感と密切な關係を持つてゐる。委員會は

「現在の戰時體制下に於ける諸條件の中で人口の持つ比重は天然資源、地理的地位、經濟機構、軍の構成、及び軍備等と比較すれば相對的に低いけれども、人口減退の趨勢は長期的且加速度的に進行するが故に、やがては國防に於て重大なる結果を引き起すことになるであらう」と云つて、人口を國防との關聯に於て取上げてゐる。更に又、一般アメリカ人の量的人口政策に對する關心の内容は、報ずる所に由れば單なる人間の種族意識、或は種族本能に屬するものであり、之が現實の複雑なる現象に行き當つた場合には其の鋭さを減殺する様な方向をとるもの如く考へられる。即ちアメリカ人達は自分達の子孫が無限に繼續し、人間生活の經驗に與り、其の運命の開展に寄與せんことを願つてゐる。一層思慮ある者なら、アメリカに於ける諸制度が極めて良く發達し、來るべき世代が人類の文明と精神的進化、此の二つのものの發達に寄與する所益、大なるを願つてゐると云ふのである。之等の思想は如何なる民族と雖も抱懷する所のものであり、總て生きとし生けるものの意思であり、本能でもある。所で、それでは人口が限りなく増大

北米合衆國に於ける人口政策の動向

しても宜しいかと云ふ問ひに對して、彼等は否定的である。即ち委員會が「斯様な理想は必ずしも無限の人口増加を望んでゐるものではなく、國民維持と國民文化内容を豊富ならしむることとに對する感情的興味と云つた方がよいのである。」と云つてゐるのは現代のアメリカに於ける人口に關する一般動向を現はして居り、彼等の本心は停止人口の維持にあるものと見てよいのである。委員會に於ても、斯る人口衰退趨勢は一面に於て不利な局面を展開し乍ら、他面では又利益を齎してゐる、と云ふ意味の事を述べてゐるのは彼等の人口態度が量的面に對して消極的であることを示し、停止人口を維持する様になれば經濟關係もうまく解決されると云ふ者へを暗暗の中に前提してゐるのである。即ち人口の停止状態を歓迎する態度は何等かの意味に於て最適人口論の根柢に立つものであり、殊に米國には此の傾向が支配的である。同じ自由主義國でもスウェーデンでは其の問題への深き反省が試みられ、出來れば進歩的人口でありたいが、それは望めないから最少限、停止人口の維持を目標としなければならぬと云ふのに反し、彼等の問題は停止人口から減退人口に這入るときに發生するもの如くである。

(ロ) 質的人口政策に對する動向

健康、知性、文化、此の三つは委員會が質的人口政策の目標として最も重要な指標とするものである。個人的資質が之等の指標に向つて改善されて行く爲には單に物質的條件に支へられねばならぬばかりでなく、生物學的要因、社會制度、及び傳統の力に頼る事誠に大なるものありと云ふ。委員會では遺傳よりは環境に重點を置き、之が健康に與へる影響に鑑み其の改善を力調し、質的人口政策が執られるとするならば、一番人口再生産率が高いにも拘らず、所得が低い爲に適切な醫療設備に事缺く農村地方に對してでなければならぬと主張する。所で彼等は量的人口政策に對しては、

既に述べた如く、停止人口に對する深い愛着を持つてゐるのであるから、農村に醫療設備を完備する事には條件が付いてゐる。即ち醫療設備を完備し有能なる醫師、看護婦を派遣し、再生産率の高い農民に避妊知識を普及させれば、彼等の文化傾向たる家族制限に於ける都市と農村の不均衡を除去する事が出来ると云ふのである。斯る質的政策の意見が抜くべからざる程迄に固つてゐる自由主義國に於て、一方に人口危機が報ぜられようとも、他方に彼等の抱懐する個人主義的態度がある限り彼等の意圖する政策に反した効果が現はれて來るであらう。ミュルダールが民主主義の爲の人口問題を救済的情熱をこめて説いた時に、個人の見地を去つて最早や國家の見地に立たなければならぬと云ふ意味のことを言つてゐるのは斯る個人主義的人口觀に對する同じ哲學を奉ずる側から發せられた反省として興味深いものがあらう。

次に委員會は斷種の問題に觸れ、精神病の者には子供を産ませない様にし、此の點に關して調査研究家の一段の工夫を要する餘地あるものとしてゐる。アメリカ合衆國に於ては既に斷種法は最高法院の認むる所となつて居り議會に於ても大多數の協賛を以つて通過した。一九三七年一月一日迄に同法に基く優生的斷種をなせる者は次の通りである。⁽⁶⁾

- カリフォルニア 一一、〇〇〇人以上
- ヴァージニア 二、五〇〇人以上
- キャンサス 一、五〇〇人
- ミシガン 一、五〇〇人

而して此の傾向は今や全國に擴まりつゝあると報じてゐる。

次にインテリジェンスの問題については、「ケンタッキーの山に住む人間と典型的都會人との間には、遺傳的差違はないけれども、ありとすれば其のインテリジェンスである。従つてインテリジェンスが環境に基くものと假定すれば、其の社會的意義は深刻なる重要性を持つ問題である。不幸

にも自然増加の最高率は、今日教育的利益、經濟的チャンス及び文化的刺激に乏しい農村に保たれてゐる。」と云ふ事實を述べるのみで、之に對する方策については手をふれずに居る。文化に就いても、唯、文化の高度化と、人口再生産率との間には逆相關があると語つてゐるのみである。

・委員會は人口政策に對して

「國家的人口政策の完遂は全的には國民的規模に迄影響力を浸透させる事が出来ない。何故なら其他の問題が充分に解決されねばならないからである。例へば、アパート生活者は子供の出來ることを嫌ふ。子供が増加すればピクニックに行ける場所や運動場の擴張が行はれねばならない。若し之等の擴張に限界があるものとするれば、其の全國民的政策の効果を期待し難いのである。」と説いてゐる。此の場合、人口政策に對する綜合的基準を立てる事が容易な事でないといふ問題に對する反省は與へられやうとも、他面には自由主義國に於ける世界觀が彼等の人口の足場の變動に對して一つの制約となり、人口減退に對する國民的焦燥ではなくて、心ある者の個人的焦燥の域に止つてゐるに過ぎない事が察知されるのである。

ナチスに於ける人口政策は人口増加に對する物質的方策樹立と共に根本的には、民族を基調とせる世界觀に支へられてゐる事に注目しなければならぬ。世界各國中フランスは既に前世紀に人口危機が叫ばれ、家族に對する物質的援助が爲されたにも拘らず、其の効果殆んど無きにも等しい現象があつたことは此邊の事情に對する深い暗示を與へてゐる。誠にミュルダールも言ふ如く、人口問題は經濟的要因によつて決定される所大からうとも、單なる經濟的問題の解決によつては總てが解決されるものではないものと思はれる。

(1) Thompson and Whelpton: Population Trends in the United States, 1938

ibid. P388.

(2) Lorimer: op.cit. P139.

(3) ibid. P140.

(4) ibid. P141.

(5) ibid. P144-145.

紹介

力説する點に於てウンゲルン・シュテルンベルグは現代獨逸の諸人口學者中特異の存在をなすものであるが、本著は氏の主張の主要の輪廓を概観するには最も恰好なものであらうかと思ふ。最近の論文の二、三については既に本誌本欄に雪山氏の紹介があるのを参照せられたい。

主題を特に「生物學と經濟學」といふのは人間の社會生活を貫く生物學的法則の不變性に較べてその經濟的諸條件と之に伴ふ思想的諸現象のはかなさ、人間精神が産み出す永遠の理想なるものの歴史的制約性を對照せしめやうとするのが目的であるらしい。著者はいふ。凡ての有機的自然、特に凡ての生物は、個に於ても類に於ても、その生長と増殖に必要な生活領域を自ら形成してゆく。それは既に與へられた環境に單に適應するのではない。自分自身で之を造り出してゆくもので、困難に當面すればその増殖を斷念したりせず、寧ろ之に必要な生活領域を自ら闘ひ取つてゆくものである。そして増殖の停止はかゝる生活闘争があらゆる意味に於て無効となつた場合にのみ起るといつてよいが、たゞ人間だけが唯一の例外で、少くとも現代の西歐諸國民は困難の解決を寧ろ進んで増殖の制限に求めてゐる。併し之は西歐諸國の人口收容力が最早完全に行きつまつて了つた所爲ではなく、寧ろ極端に合理主義的に教養された「近代」人に特有の近代的病弊と稱すべきものだといふのが著者の主張の核心である。人間は理性的動物であるからといつて生命の永遠の鐵則を無視し得るものではない。たゞこの理性といふものの使ひ方が近代資本主義社會機構の中で教化されて極端に個人主義的な打算にのみ終始するやうになつて了つたところに抑、の原因があるといふのが著者の本著に究明せんとする最後の結論といつてよい。従つてこの所謂「近代」病的な人口現象に對して著者の提案する對策も亦そこから出てくるわけで、以下本書副題の示す如き分節に従ひその大要を紹介

ウンゲルン・シュテルンベルグ著

「生物學と經濟學——出産減退の原

因及び結果と民族生物學的沒落

への對策」

Roderich von Ungern-Sternberg, Biologie und Öko-

nomie: Die Ursachen u. Folgen des Geburten-

rückgangs und die Abwehrmittel gegen volksbio-

logischen Verfall 1936

近代西歐諸國に共通な出産減退の眞因を所謂「近代」人の「近代」的人生觀乃至處世觀の中にとりし、民族生物學的沒落への諸對策も亦かゝる「近代」的心術からの解放を前提することなしには全く無益であることを強調

してみようと思ふ。最初に世界主要國人口動態の統計的概観として論ぜらるゝ部分は概ね周知のことでもあり資料としても聊か舊いものであるが故に凡て割愛することとする。なほ特に出生減退の原因に關する論説としては別著「歐洲文明圈に於ける出生減退の諸原因」があり、また一九三七年の巴里人口問題國際會議の講演(同會議議事報告第七卷)にその簡明なる摘要がある。以下紹介中に一部之により追補解説することとする。

其の一 出生減退の原因について

過去五十年來西歐諸國の急テンポな出生減退は諸家をしてその眞因の究明に奔命せしめてゐる觀があり、或は之を生物學的乃至病理學的原因に歸する者もあり、或は之を年齢構成の變化や死亡率、特に乳幼児死亡率の低下、乃至は有配偶率や婚姻年齢の變遷の如き事實に探ねようとする者もあり、或は人口の都市集中に、或は婦人解放と之に伴ふ婦人の職業生活に、或は宗教、特にカトリック衰微の事實にその理由を求めざる者もある。特に支持者の多い通説としては之を西歐諸國の人口收容力の狹隘化に歸する論者があり、或は之を生活難の深刻化に、特に資本制經濟下に於ける生活の不安定感に指摘する論者もある。が著者にとつては之らの諸説には孰れも反證を擧げることができ、全然根據のない所説ではない場合に於いても、猶ほ眞の根本的原因とは見做し難いもので、之ら諸説の缺陷の究明は自ら西歐諸國出生減退の眞因が結局西歐人の心的性向そのものの中に、いひ換へれば近代資本制社會が育成した。

所謂「近代」人の「近代」的人生觀

の中にあることを承認せざるを得ぬといふのが著者の主張である。著者は特に *Strebensische Gesinnung* といふ獨特の用語を使つてゐるが、要之、

物質的打算に終始した所謂「立身出世慾」の謂ひで、その社會的地位を少しでも向上させ自ら落伍せざらんことを唯これ念とする小心翼翼たる近代人根性をいつたものといへよう。それは資本制經濟體制が生産し且つ不斷に再生産するところのもので、極端に主知主義的に致養されたこの勘定高い打算的根性にとつては出生現象も亦個人的な利害打算の對象以外の何者でもなく、現代の西歐諸國民には古代や乃至は他の非西歐的文化圏の諸民族に見るやうな非合理的なる歡びに對する心的前提が全く喪はれて了つた。經濟事象を處理する爲めに近代人が身につけた抽象的な合理的精神は言はば神聖不可侵なる生命事象にまでも侵入するに到つたわけで、一體何が故に子を生むのかと自らその「理由」を反問するところまで來て了つては出生減退が結果するのは理の當然であると著者はいふ。蓋し利害打算を秤量するならば他の欲望は無數にあり將來の心配は無制限にあるからで、我々人間の理性の力といふものはそのやうな末梢的な配慮と打算を超克し難いといふ意味であらうか。産兒制限の理由として近代人の一再ならず口にする「子供の運命に對する責任感」といふ文句も實はこの近代的理性が尤もらしく物語る單なる口實に過ぎないと著者はいふ。といふのは初期資本主義時代の潑刺たる冒險心をも喪つて小市民的な年金生活者の理想に最高の價値を與へるに到つた現代西歐諸國民、生活の凡ゆる危難から身を護らうとする言はば「保險マニア」、「年金病患者」となつて了つた人間共にとつては子供の多いことが無慮で無責任な冒險に見え、所謂責任感こそ最上の道德的價値をもつことになるのも當然であるからで、問題は著者のいふ通りこの小市民的俗物根性の中にこそあるわけである。著者はこの後期資本主義時代の類型的人間像としてそれは自己一身の物質的安泰が人生の目的及び内容となり、そして専ら經濟的打算から性生活の自然的結果を

技巧的に防止する術を知つてゐる小心翼々たる小市民的根性の人間に外ならぬといつてゐる。

かゝる事態の成立にとつて資本主義經濟が導入した所謂「婦人解放」、婦人の職業生活の普及が相當に重要な役割りを爲したことは著者も亦之を力説してゐる。それは近代出産減退の眞因として取り上げるには足りないが、同じ原因から生ずる全現象の一部と見做すべきもので、プロレタリア階級に於ては資本制經濟登場以來のことである婦人解放は市民社會に於ても最近三、四十年來特に著しい。その結果は同時に女を傳承的な性生活と産兒の生活から解放することとなり、その職業的獨立は女に母となるか如何かの問題を自ら決定する權利と力とを與へることとなつた。とはいへ何が故に「近代」婦人はかゝる決定權の行使を濫用するに到つたかといふ抑、理由は著者の立場からすれば更に深い處にあるわけだ。

また西歐諸國人口の年齢構成の變化も或る意味でかゝる事態の發生にとつて一つの傍系的原因となつたことを著者も承認してゐる。といふのは西歐諸國に見る如き老壯年者の比較的増大、人口年齢構成の老體化は當然に國民全般に思慮深くて心配性な諦觀的氣分を導入することになるからで、さういふ意味に於いてのみそれ自身出産減退の結果である年齢構成の變化はまた翻つて出産減退の原因として働くことと著者はいふ。さういふ意味では青年人口層を放出する大量の國外移民も亦同じ原因として作用したわけであるが、勿論それらは著者からいへば根本の傾向を更に助成する傍系的原因としてのみ考慮に値するものに過ぎないのはいふ迄もない。

其の他の諸説

西歐諸國の出産減退を説明する其他諸説に對しては著者は概ね反證を擧

げてその誤りを指摘し或はその猶ほ盡さざる所を明かにしてゐる。

例へば一般死亡率の低下、平均壽命の延長が勞働市場に壓力を累加するといつても現代人の職業生活からの隱退は死亡によつて行はれるわけではなく、専ら恩給年金制度に支配されてをり、また乳幼兒死亡率の低下が子孫保障の安全感を高め、延いて出産減退を結果したことは認め得ても、然し之は何が故に兩親は一定數の子女出産を以て満足するに到つたかの説明にはならない。且つ現在の出産減退は乳幼兒死亡率の低下を遙かに追ひ越してゐると著者はいふ。その他有配偶率や婚姻年齢に之を見ても統計數字は決して悪化の跡を見せてゐない。所謂都會化説 Urbanisierungstheorie についても著者によるとこの説の恰好の例證となるのは獨逸だけで、西歐諸國中比較的高出産率を堅持する唯一の國である和蘭は都會化の程度が極めて高いし、佛蘭西でも著しく都市化された縣に全國平均以上の出生率があり、反之、明かに農村的な南部及び南西部の諸縣に平均以下の出生率が見られる。また英國に例をとるも農村的及び都市的の地方及び大ロンドン等を對照してその出生率に都鄙別の明確な差等をつけ難い。その他エストニア、ラトヴィア、諾威、丁抹、フィンランド、ハンガリー等の所謂農業國の出生率は一樣に低い等の事實を擧げて著者は都會化そのものに出産減退の原因を求めることに反對してゐる。所謂產制普及説の如きも著者によれば本末顛倒の議論であるわけだ。宗教、特にカトリック、衰微説は和蘭の高出生率に最大の援證があり。また佛蘭西の縣別差等出生率の説明にも役立つが、カトリックの多い舊埃太利の低出生率は宗教關係のみを以て一概に律し難きを示すとしてゐる。孰れにせよ之らの諸説は西歐諸國出産減退の一應の説明となるとはしても其の眞因として採るに足らざることは定評あるところであるが、特に一般の支持者の多いのは其の根本原因を生活難に求

めるところの所謂 Notstandstheorie で、この

生活難説について

は著者は凡そ以下の如き反證を擧げて之を論駁してゐる。即ち若しこの説の主張するところが單に出産減退は生活の困難化に伴つて生じたものだといふにあるならば、之に對し次の如き反證を指摘し得ると著者はいふ。即ち、

一、出産減退は寧ろ富裕階級から初まり、且つ茲に於て特に著しい。出産減退の理由を寧ろ生活の潤澤化に求めようとする所謂 Wohlstandstheorie は著者によればかゝる状態への心理的欲求を欲求される事實そのものと取り違へたものであるが、併し他方に斯様な所説の成立すること自身が所謂 Notstandstheorie の間違ひを示してゐると著者はいふ。

二、大衆の生活について之を見ても出産減退の急速度に開始した時代こそ寧ろ大衆の生活は向上したことは諸統計の示すところであり、健全な出産力を示してゐた前世紀の初めから中頃までの我々の曾祖父母や祖父母の時代こそ却つて異常な生活苦の時代であつた。又、

三、波蘭、ルーマニヤ、ウクライナ等の所謂貧國が多産なにもかゝる所説の一反證となる。

要之、生活の安泰、困窮の別なく昔は多産であり今は出産の減退を見てゐるわけで、結局はその心的態度、人生觀・處世觀の相違に歸せざるを得ぬをいふのが著者の意見である。

又、特に謂ふところの生活難なるものを資本主義經濟體制がその宿命として背負つてゐる週期的恐慌と結びつけて説く論者に對しては著者は次の如くに論辯する。即ち

一、著者が獨逸について過去六十年に亘り、又その他の諸國については

過去數年に亘り調査せる結果に見ても、確かに不景氣の襲來は婚姻を著減させ、延いて概ね一年後には更に出産の減退を結果してゐるが、景氣の恢復は直ちに婚姻を増加せしめる。たゞ出産の減退は之と共に舊に回復することがないのが一般で、その理由は之を他に求めねばならぬことになる。又

二、特に最近の世界恐慌にその論據を求めざる者に對しては、問題の出産減退は之より更に遙か以前から開始されてゐることを著者は指摘してゐる。

更に出産減退の原因を單に週期的恐慌の事實にではなく、かゝる事實が導來するところの資本制社會特有の不安定感に指摘する論者に對しても著者はいふ。

一、所謂週期的恐慌は都市人口の大衆が出産制限を始めるやうになつた時よりも遙か以前から始まつてゐる。即ち一八五〇年來の出來事で、反之プロレタリア大衆の出産制限は(佛蘭西は例外として)今世紀の最初の十年間に始まるものである。

二、且つ社會政策的立法の整備せる今日に於ては謂ふところの不安定感は往時と較べて寧ろ遙かに軽い筈であり、特にカルテルの成立その他の諸事情は恐慌の發生を今日いよゝ抑止しつゝあるといつてよい。

尤も著者は今日の大衆が往時と較べて賃金の低下による收入減に遙かに鋭感であり、そしてベルンシュタインの所謂「運動が一切で目的は無だ」といふ改良主義的精神に添つて未來國家の建設はさてをき自己一身の經濟生活の改善を産兒制限といふ恰好の手段に求めたことを認めてゐるが、然しこの事實こそ出産減退の眞因を單なる生活難を越えた心的態度の變遷の中にありとする著者の主張を裏書きすることになるわけだ。

が出産減退の眞因を同じく經濟現象を超えたところに求めようとするも

の即ち之を

生物學的又は病理學的原因

に歸着せしめようとする一派の論者がある。特に之を性慾の低下、又は生産及び妊孕力の減退等の生物學的事實に求めようとする説、即ち人類の類としての退化、所謂 Degeneration を説く者に對しては、著者は次の如き理由を擧げて之を反駁してゐる。即ち

一、西歐諸國に於ける顯著な出産減退は最近五十年來の出來事であるが、所謂 Degeneration なるものはかくも急激に現はれる事件ではない。

二、生命力の凋落は何よりも先づ死亡率の増加として現はれねばならぬ筈のものであるが、死亡率は周知の如く低下してをり、平均壽命は延長されつゝある。

三、第一子の出産は現在に於ても五十年前と同様の頻度を以て行はれてをり、そして第一子出産後に妊孕力の減退が生ずるとは固より認め難い。

(フールウエーの興味ある統計によると十五歳乃至十九歳の妻による出生率は(總數千に付)一八八九—九二年間の年平均の五〇四・〇から一九三〇—三一年の年平均六九三・六へと寧ろ上昇してゐるのに對し、その他の年齢級の者に於いてはこの間に著減の跡を見せてゐる如き、同じく右の事實を證明するものである。)

四、妊孕率は社會階級別に或は宗派別に著しい相違がある。即ち人類一般の生物學的低下を説き難い。

五、所謂 Bisatzkinder の風習、即ち一人子(乃至二人子の一人)が死亡するとすぐ後に出産が行はれるといふ事實も亦妊孕力の生物學的低下説に對する反證となる。

六、實地經驗上にも無子乃至寡子夫婦に何ら生物學的缺陷を認め得ない

場合が普通である。

七、嘗て多産であつた王侯家系は今もやはり子孫が多い。

要之、生物學的原因なるものは如何なる點よりするも承認し難いものとなる。

尤も右の如き生物學的退化は認め難いとしても、出産減退の原因を何らかの病理學的、事實に歸する者がある。死亡率の低下にも見らるゝ通り一般健康状態は改善されつゝあるが故に問題はないとして、特に性病、酒精中毒、又は職業病等による胎兒の傷害乃至不妊症化に生産減退の原因を求めようとする論者もあるが、之に對しても著者は西歐諸國の統計が之を支持し難きを説いてゐる。即ち

一、微毒は著激してゐる。

二、酒精の使用量は總人口の頭割りにすると五、六十年前よりも遙かに少い。

三、從つて又その中毒者も少い。

四、所謂職業病に對しては之に對する保護立法の進歩は最近特に著しい。

但し、産制具の使用の結果として生ずる後來的な不妊症(ekundine Stein)を説く者に對しては、著者はその正しい使用は何らの弊害を及ぼすことなしとする他の婦人科醫の反對説を引用して之を反駁し乍らも、問題はなほ未決定なりとし、特に無理な墮胎行爲の普及はかゝる結果を伴ひ勝ちであると考へてゐるやうである。いひ換へれば出産減退に寄與する副次的原因として相當に重視してゐるわけであるが、何がか様な墮胎行爲を除儀なくせしめるかといふことは勿論別問題であるわけだ。生物學的にも病理學的にも出産減退の眞因は究明し難いことになる。

最後に殘る最も共鳴者の多い所説は所謂 Haun-ol-Anjassungstheorie だ

西歐諸國の人口収容力の狹隘化にその論據を求めらる

人口収容力狹隘化説

とも稱すべきものであるが、かゝる所説の主張そのものは著者によればマルサスの所説と同じくそれ自身として異議はない。たゞ著者は現下の西歐諸國の出産減退の原因として果して妥當か如何かを問題として取り上げる。

元來著者の立場からいへば人類増殖の爲の經濟的諸條件は坐して待つ可きものではなく凡ゆる鬭争の結果として闘ひ取らるべきもので、増殖の停止はかゝる鬭争の凡てが完全に失敗したときのみ初めて現はれるものでなければならぬ。が果して西歐人は現在かゝる鬭争の凡てを自ら試みたか如何と反問し乍ら、著者は西歐諸國の出産減退が寧ろかゝる鬭争の回避にあることを指摘しようとする。増殖の爲に取らるべき諸方策として著者の擧げる所は、

第一にその支配圏内の諸生産力の更により高度の利用

第二に他民族、特に非歐洲的民族の犠牲による人口扶養力の擴大、即ち戦争、

第三に國外移住乃至は植民地の建設の三つで、最後になほ生活上不必要なる消費の節減を擧げることができ、この點は姑く置き前三項の孰れもが現在の西歐諸國にとつて極めて困難なる制約の下にあることを著者も勿論承認し乍らも猶ほそれらが西歐諸國民にとつて採擇せらるべく又採擇し得るところの手段たることを諦めてゐない。例へば國內生産力の更に高度の利用については著者は佛蘭西を例に擧げてその人口が現在の技術水準をなほ充たすにも不足してゐることを指摘してをり、結局は歐洲諸國間の内訌が歐洲諸國の連衡による廣域經濟圏の確立の障害となり、特にアフリカの資源地及び移植地としての利用を不可能にしてゐることを啣つてゐる

のは獨逸人口學者の語るに落ちた結論ともいへるであらうか。この邊議論としては最も説得力に乏しいが、著者のいはうとする本心は一番はつきりしてゐる。面白いのはこの點著者が日本を例にとつて維新開國以來の人口膨脹をその生活圏擴大政策に歸してをり、特に滿洲事變以來の日本の *Machipolitik* を學ぶべしとしてゐることである。西歐文明の輸入による都市化と工業化とも拘らず西歐的産制思想を入れることなく、傳承の祖先崇拜思想を根幹とする人口増殖を唯唯生活圏の擴大によつて保障してゆかうとする日本の姿が本著者にとつてはその主張の恰好の論據であるわけだが、現下の歐洲動亂は歐洲連衡の實現と西歐諸民族の出産減退の停止を果して實現するか如何か、それは今後の歴史の裁斷に待つ外はない。

却説、資源の高度利用にも、戦争にも乃至は海外移住にも斷念した西歐諸國民は、更に最も強硬に生活上不必要な消費の割愛に對しても反對して、出産制限を最後の逃避法として採用した。いひ換へれば人口収容力が絶望的に行きつまつたのではない、西歐諸國民の心的態度そのものが變化してつたのだといふのが著者の最後の結論である。西歐出産減退に關する諸説の批評は著者によれば一としてこの根本事實に撞着せざるを得ないわけで、つまりは所謂「近代」文明の産んだ人間精神の變質、後期資本主義時代の小心翼翼たる小市民的根性の中にこそ最後の責任者は鎮座することになる。

其の二 出産減退の諸結果

出産減退は果して如何なる結果を惹き起すであらうか。人口減少は個人本位に考へれば却つて生活が樂になるといふのが一般に漠然と信ぜらるゝところの常識であり、また特にかゝる主張を種々の論據を擧げて論辯する學者もあることは本誌本欄中にも既に前企画部長北岡壽逸氏により紹介さ

れてゐるレダウェイ等に之を見る所であるが、著者はかゝる所論に對して斷乎として反對の立場をとり、個人の利害本位に之を考ふるも亦出産減退は斷じて喜ばしからずとしてその意見を述べてゐる。著者が本節の主題に傍記して特に「啓蒙者としての諸考察」と稱してゐるのも敢て國家民族の利害を問題とせず個人本位の立場より論辯しようとの謂ひといつてよからう。

一、人口増加は勞働市場を窮屈にするといふ杞憂に對し、著者は子供の減少こそ消費者の減少を意味し、それだけ生産の低下を餘儀なくするといふ事實を擧げる。

尤もかゝる消費者の増加は親の収入の増加を意味するわけではなく、そこで需要品の種類が變化しさへすれば生産の減退は起るわけではないといふのが人口減少樂觀論者の主張であるわけだが、之に對し著者はかゝる需要品目の變更によつてはその損害を決して補填し得ざるものであることを力説する。玩具及び學用品産業や教育機關の衰微は勿論、特に衣、食、住に關する産業の打撃は大きく、農業は殊にその死活問題に當面するし、纖維工業は高級精巧品の生産に轉換するとしても多子家族の大量消費を償ふ餘地はなく、建築業に於ける高級住宅も大家族の必要とする住宅需要の償ひとはなり難い。反之、ビール醸造業や火酒工場、或は映畫その他の娛樂機關の如き之に代る産業は食糧の生産や教育事業等と較べて遙かに人手を要する割合は稀薄であり、のみならず不景氣による打撃程度も亦遙かに強い。要之、産業種類の轉換による代償可能論は不可能なりとするのが著者の主張であるが、勿論別に精密な數字的根拠を示してゐるわけではない。唯現在すでにフランスでは子供の少い爲に農産物の過剰生産が生じ、その爲に又出産を制限していよく農業危機を深刻ならしめてゐるといふ事情を記して著者はかゝる事態の發生熄む可からざる所以を髣髴させてゐる。

二、出産減退が人口の年齢構成を老體化し生産年齢人口の父母扶養負擔を増大させることは周知のことで、平均壽命の延長や生産活動期の延長も之を完全に償ひ得ずと著者はいふ。

三、父母に對する影響としては著者は特に子のないことが女に對してその人格的完成の障害となることを指摘してゐる。といふのは女は母性としてのみその人格を完成することができるからである。また子のないこと乃至子供の少いことは土地所有の有無と共にその親に對して國家國民の運命に對する關心を稀薄ならしめることを著者は指摘してゐるが、著者も自認してゐる通り之は個人に對する利害本位の説教といふ立場を超えたことにならぬ。かゝる個人本位の立場からは著者はその精神的事業に己が未來を託する少數の天才は姑くおき一般人にとつての老後の孤獨の慰安として子供をもつことの必要を説いてゐるが、著者によると之も一人子では駄目で現代遺傳學の教へる通り遺傳因子は多様であるから眞に己が老後を託し得る子を得る爲には多くの子供を生んでおかねばならぬといふ。所説もとより別に異議の挿むべき處はないが、雄心勃勃たるべき青年に老後の打算までもさせねばならないところ西歐出産減退は聊か病膏肓に入れる感なきを得ない。

四、兄弟姉妹のない一人子が両親の行き過ぎた配慮から肉體的には抵抗力を弱くし、精神的には自己中心的で非社會的となり、結局よく育てやうと思ふ爲の配慮が却つて仇となるといふ事も著者は出産制限に對する啓蒙的考慮の一つとして力説してゐる。

五、最後に著者は西歐諸國民の出産減退の結果は生物學的に他の有色人種に壓倒せられる結果となり、延いては政治的にも將又經濟的にも現在の西歐諸國の世界制覇の没落を結果せざるを得ないと説いてゐる。之は西歐人口學者の一樣に口にする所ではあるが、西歐の出産減退の根源をその

世紀末的な心的態度の中に指摘し、そしてかゝる因循なる現状を以てしては俗説の主張する通り全く行きつまつて了つてゐる歐洲の人口収容力は歐洲諸國連衡の實現によつてのみ更に擴大強化し得ると主張する著者の口から聞くと又特別の感懐がないでもない。

其の三 民族生物學的没落への對策

西歐の出産減退の根源をその心的態度の本質的な變化に指摘する著者が、民族生物學的没落への對策として提案するところも亦、當然かゝる心的態度の超克、人倫的價値の根本的轉換作業の中にあるわけで、その爲に著者の特に強調する對策は

家の觀念の振興

にあるといへよう。といつても之は所謂多子家族への物質的扶助の如きをいふわけではない。この種の多子家族保護政策の効果については著者は相當に懷疑的で、かゝる物質的扶助はたとひ有害ならずとも無駄であることさへ考へてゐるやうである。少くとも著者の要請する心的轉換の實現、資本主義經濟社會の中で育成された世界觀の剝滅するまでの過渡期的政策として利用し得るに過ぎないと考へてゐる。とはいへ著者は別に資本主義經濟體制の根本的な否定を求めてゐるわけではない。たゞ個人的利潤を動因とする自由競争の私經濟體制を公益優先の立場から抑制しようとする現在の獨逸に見る如き方向に希望の凡てを掛けてゐるやうで、茲に於ては無制約的競争の時代は既に去り生産及び分配の計畫的統制の時代は既に初まつたと著者はいつてをり、又かゝる方向への動きは日本や北米合衆國にも亦認め得るとしてゐる。さういふ意味での經濟體制變革の強行と之に伴ふ世界

觀の轉換とが著者の待望する將來への期待であるが、併しかゝる世界觀の轉換は之をたゞ手を拱いて待とうといふわけではない。その最も適切なる具體的方策として著者の提案するものは、各自に對する Familienforschung の勸奨で、家系調査といつては語弊があらうが、各自の父母や先祖の生活を回顧せしめ、之により各人の思想を本來的なる生活共同體へ、特に凡ゆる家庭的なるものへ向はせようといふのである。といふのは著者によると外貌絢爛たる大都市の中で而かも絶えず精神的不安に驅り立てられてゐる現代人も何かそこでは落ちつき難い氣持をもつてをり、各自のふるさとや歴史的傳承の様な自然的なるものへの憧憬を抱いてゐる。さういふ氣持に訴へて各自をして自分の先祖とその生活の姿を回顧させるならば「家」といふものに對する關心は自づと喚起せしめられざるを得ないといふ。殊に先祖がその血統の存続と保護の爲に如何に闘つたかを回顧するならばそれは同時に優生的思想の出發點ともなるといつてゐる。特に「家」こそ人間共同體の原細胞で、生長しゆく青少年の眞の教育者でもあれば老後の本當の慰安所でもある所以を説いて國家は子供の扶養と教育との配慮をその兩親より奪ふべからず、それはもとゞ不可能事を要求することだと著者がいつてゐるのは、人口増加に熱心のあまり行き過ぎた極端な國家的保護萬能論に對する頂門の一針ともすべきであらうか。

とはいへ國家が實際政策として種々の家族扶助政策を行ふことを著書は別に反對するわけではない。子を産まないのは資力が足りないからだといふ辯明は著者によると概ね更に根本的な理由からくる結果を正常づける爲の口實に過ぎないわけだか、併しこの種の口實の餘地なからしむることは勿論必要で、所謂家族負擔の均衡に關する種々の方策の必要はそこからくる。たゞ同種の政策が佛蘭西で失敗し獨逸で成功した所以は著者による

結局ナチス治下の獨逸國民に實現せられた民族的向上への確信に歸すべきもので、單にその物質的扶助の效にのみ歸すべきものではない。況んや物質的扶助方策のみによつて効果を擧げようとするとその費用は尨大なものとなり到底實現不可能であるばかりでなく、かゝる方策はそれ自身にその刺戟力を遞減してくるといふ缺點をもつてゐる。いひ換へれば第三子、第四子といふ邊までくると兩親の生活上に伴ひ扶助金の實際的刺戟は漸減してくるわけで、勘定高い夫婦はその利害打算によつて却つて今度は子を産まなくなる虞れさへあると著者はいつてゐる。なほかゝる扶助金制度の效果薄き一例として著者は伯林市の「名譽名親制度」が以外に反響なき事實を擧げてゐることを附記しておく。

物質的扶助を伴はざる純精神的對策としてはその他宗教の利用もあるが、之は著者もいふ通り今日に於いては極めて迂遠な廻り道に過ぎぬ。また兩親、特に母親の虛榮心を利用する種々の表彰政策もあるが、之には之に相應する社會環境を作つておく事が先決問題となる。かゝる心的環境の一要素として子供や青少年の肉體的な健康美に對する審美的關心を更に振興する必要を著者は説いてゐるが、我が國の健康兒表彰制度など少くともその趣旨だけは本著者の希望を實現してゐるわけだ。

多子家族に對する物質的扶助金交付の如き方策にはさして共鳴をもたない著者も、併し一般の具體的な人口政策的諸方策に無關心であるわけではなく、その内特に著者の重視するものは

ジードルンク及び住宅問題

で「家」の觀念の振興を説く著者の立場からすれば固より當然のことともいへよう。農業生活が出生力に好影響あることは周知のことであるが、同じ工場労働者に於ても一定の土地所有の有無によりその出生力は統計數字の上にも截然としてゐる。所謂シュレーバー氏式田畑を有つた都市生活者に

みても亦同じである。特に現在の獨逸に於けるジードルンク活動の一層の發展の爲には東部地方の大地主の土地を之に充用すべきことを説き、高度技術をもつたら大地經營の喪失が蒙る經濟的損失よりも民族生物學的見地を更に重視すべしとしてゐる。

所謂住宅政策については、獨逸從來の諸方策の成功を讚美しながら之に満足せず更に發展せしむべきことを力説してゐるが、かゝる住宅政策の意義を闡明する好例として著者は和蘭の例を引いてゐる。即ち統計數字に見て人口都市集中の極めて高い和蘭（人口五千人未満の農村人口は全人口の僅か二・二％）が而かも西歐諸國中最も高度の出生力を堅持してゐる所以を探ねて著者はその一つを舊教及びカルビン系新教（合計總人口の七二％）の影響に歸すると共に、その第二の理由を同國の極めてゆとりのある住宅状態に歸してゐる。著者によると和蘭には獨立住宅が極めて多く、小市民階級のみならず労働者にも一軒住ひが通例となつてゐる。而かもかゝる住宅關係が近年如何に好便に進行しつゝあつたかは統計數字の示すところだ、一九〇九—一三〇年間に三室住宅にして一室一人居住のものは九一、九八二戸より一五八、八八二戸へ増加せるに對し、一室に二乃至三人で生活するものは四四、六六六戸より三一、一六一戸と減少を見せてをり、又四乃至五室にして一室一人の生活をなすもの一四八、五〇五戸より四八三、一五五戸へと著増してゐる如きにも之を見ることができるといふ。今次大戰下の獨逸當面の問題はたゞその人口増加によりてのみ充足せらるゝものなるが故に、新しき獨逸住宅は將來の多子家族の健康なる生活を満足せしむるものなるを要すとの趣旨を以て昨四〇年末ヒットラーの命令を以て公布された戦後の住宅建築に關する根本方策の確立の如き本著者の念願を着着として實現しつゝあるといつてよい。却説、この同じ和蘭に關聯して人口問題上著者の注意を怠らないことは、

植民地及び移民問題

の重要性で、國民財産の四分の一が投資されてゐるといふ蘭領東印度の資源が如何に和蘭本國の生活水準を高めてゐるかを描してゐる。勿論今日に於ては嘗て大量の歐洲移民を收容した南北米や濠洲、ニュージーランドの諸國も移民を制限する方針を取つてをり、歐洲内の移民も亦極度に制限される傾向にあるが、然し國境の防壁も長い歴史の上から見れば結局人口壓力を防ぐに足らないこと恰も支那の萬里の長城の如しとして著者は人口密度が現在の技術水準以下にある佛蘭西や、技術と資本との不足の爲にその資源を利用し得ない波蘭に獨逸人の將來の生活領域を想定してゐるが、現下の歐洲動亂はこの著者の希望をどうやら現實化しつつある思ひがないでもない。たゞ著者の一層力説待望するところは西歐諸國連帶の實現によるアフリカ資源の開發で、白人種世界支配の存続は之によりてのみその現實の基礎を確保し得ると著者はいつてゐる。

以上要之、著者が西歐の出産減退への對策として提案する所は區々たる物質的救護策とは凡そ對照的な民族政策的諸方策と世界政策的構想とに歸着するわけで、社會經濟體制の革新と之に伴ふ英雄的で且つ奉仕的な人生觀の確立はその不可缺の前提であり、西歐諸國民出産力の再度の高上は唯この劃時代的な大運動を以てのみ庶幾し得るといふこともできるであらうか。そして當面の目標として要望せられるものは、外でもない、白人種世界支配の存続にあるわけだが、東亞共榮圈の確立に當面緊急の民族的使命と目標とを掲げる我が國にとつても、特に近年その人口現象に所謂「西歐」的凶徴を示しつつある現狀に鑑み、本著者の所謂「近代」的病弊に對する診斷は傾聴すべき點尠くないと思ふ。(本多龍雄)

戦後に於ける獨逸住宅建築の準備の爲の命令抄録

(一九四〇年十一月十五日公布)

(埋め草)

今次大戰の大勝は戦後の獨逸國をして唯、その人口の増加によつてのみ充足せられ得るところの課題に當面せしめる。然るが故に出生増加により大戰が我が民族體に及ぼしたる間隙を補填すること極めて緊切なり。この故に將來に於ける新獨逸住宅建築は多子家族の健全なる生活に必要な諸前提を満足するものならざるべからず。この原則に應ずべき戦後住宅建築計畫の遲滞なき着手を保證せんが爲に、既に今日之が準備的諸方策を行はざるべからず。故に余は次の如き命令をなす

第七節 設計

(一) 住宅建築の形式

(一) 戦後の新獨逸住宅建築は多層住宅、自宅(庭園付)及び小ジードルンク(作業場及び田畑付)の形式を以て之を行ふ。

(二) 如何なる形式を採用すべきやは建設地方の事情に應じ之を定む。

(二) 住宅の種類

(三) 戦後最初の五ヶ年間の住宅建築の設計は次の如き室割りを行ふ。

(イ) 新住宅の八〇%は一ヶの廣き炊事用居間と三ヶの寢室と、更に隔離便所をもつ浴室とを持ち、二階建て以上の住宅に於ては出來得べくは一ヶのバルコンを含む。

(ロ) 新住宅の一〇%は右より更に一室多く、一〇%は一室少きものとす。

(ハ) 右の外凡ての場合に於て食料品及び物置場を設備すべきものとす。

(四) 新都市の設計又は市町村の形態の根本的變化を齎らす如き大建築計畫の設計に當つては國家委員會の同意により上記比率を變更することを得。

(五) 各室の廣さ

(五) 各室及び住宅の大きさは次の如き最小限を下ることを得ず。

(イ) 炊事用居間を含む三室の住宅
方米

(ロ) 同、四室の住宅
方米

(ハ) 同、五室の住宅
方米

(イ) 炊事用居間
二二二

(ロ) 兩親の寢室
一六

(ハ) 他の寢室
一〇

(ニ) 便所付浴室
五

(ホ) 廊下
三

(ヘ) バルコン
六

(ニ) 計
六二

(ホ) 計
七四

(ヘ) 計
八六

(六) 地形の如何により多少の相異は差し支へなきものとす。

家計調査施行規則並に施行細則改正令の公布

家計調査施行規則の改正並に家計調査施行細則の改正は共に昭和十六年八月四日付官報を以て夫々閣令第十六號及び内閣訓令第五號として公布されたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

家計調査施行規則 (昭和十六年八月四日閣令第十六號)

第一條 家計調査ハ毎年十月一日ヨリ翌年九月末日ニ至ル一箇年ニ付之ヲ行フ但シ未婚者ニ付テハ毎年四月一日ヨリ九月末日ニ至ル半箇年ニ付之ヲ行フ各年ノ家計調査ノ名稱ニハ調査ヲ終リタル年ノ年號ヲ冠ス

第二條 家計調査ハ給料生活者、労働者、農業者若ハ物品小賣業者ヲ世帯主トスル世帯又ハ未婚者ニシテ毎年府縣知事ノ推薦ニ基キ内閣ニ於テ選定シタルモノニ付之ヲ行フ

第三條 調査スベキ世帯及未婚者ノ數ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第四條 給料生活者ヲ世帯主トスル世帯(給料生活者世帯)及労働者ヲ世帯主トスル世帯(労働者世帯)ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 収入
 - 二 支出
 - 三 現金残高
 - 四 住居
 - 五 世帯員
 - 六 手持消耗品
 - 七 手持耐久品
 - 八 手持有價證券及貯蓄
- 前項第一號乃至第三號ノ事項ハ毎日、第四號及第五號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ、第六號ノ事項ハ十月一日現在及毎月末日現在ニ依リ、第七號及第八號ノ事項ハ十月一日現在、三月末日現在及九月末日現在ニ依リ之ヲ調査ス

第五條 農業者ヲ世帯主トスル世帯(農家)ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 農業上ノ収入
 - 二 農業上ノ支出
 - 三 家計上ノ収入
 - 四 家計上ノ支出
 - 五 現金残高
 - 六 農業經營ノ態様
 - 七 家屋
 - 八 世帯員
 - 九 手持消耗品
 - 十 手持耐久品
 - 十一 資産及負債
- 前項第一號乃至第五號ノ事項ハ毎日、第六號乃至第八號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ、第九號ノ事項ハ十月一日現在及毎月末日現在ニ依リ、第十號及第十

一號ノ事項ハ十月一日現在、三月末日現在及九月末日現在ニ依リ之ヲ調査ス

- 一 營業上ノ収入
 - 二 營業上ノ支出
 - 三 家計上ノ収入
 - 四 家計上ノ支出
 - 五 現金残高
 - 六 營業ノ態様
 - 七 家屋
 - 八 世帯員
 - 九 手持消耗品
 - 十 手持耐久品
 - 十一 資産及負債
- 前項第一號乃至第五號ノ事項ハ毎日、第六號乃至第八號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ、第九號ノ事項ハ十月一日現在及毎月末日現在ニ依リ、第十號及第十一號ノ事項ハ十月一日現在、三月末日現在及九月末日現在ニ依リ之ヲ調査ス

第七條 未婚者ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 収入
 - 二 支出
 - 三 現金残高
 - 四 住居
 - 五 本人ノ屬性
- 前項第一號乃至第三號ノ事項ハ毎日、第四號及第五號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ之ヲ調査ス
- 第八條 第二條ニ掲グル世帯ノ世帯主及未婚者ハ内閣

德島縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	島根縣	兵庫縣	大阪府	京都府	滋賀縣	三重縣	愛知縣	靜岡縣	岐阜縣	長野縣	福井縣	石川縣	富山縣	新潟縣	神奈川縣	東京府	千葉縣	埼玉縣	群馬縣	栃木縣	茨城縣	福島縣	山形縣	秋田縣	宮城縣	
一〇	六〇	三五	一五	二〇	一九〇	三八〇	五〇	一〇	一〇	三二〇	四五	三〇	二五	一五	二〇	六〇	四〇	一七五	三九五	二〇	四五	六〇	三〇	六〇	四〇	一〇	四五	三〇	
	四〇																						二〇	三〇	三〇		三五	一五	
	四〇																							一五	三〇				
																							二〇	一五			三五	一五	
一〇	二〇	二五	一〇	二〇	一三〇	二七五	一五	一〇	一〇	二三〇	四〇	三〇	一五	一五	二〇	六〇	二五	一三五	二八五	二〇	四五	五〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇		
				一〇	六五	七〇				三五					一〇	二〇		六五	七〇		三五					一〇			
		二五			三五	六五				五五	二〇					三〇	二五	四〇	七〇		一〇	三五		三〇					
	二〇				三〇	四〇	一〇									一〇		三〇	四〇										
			一〇		二〇	二〇		一〇	五〇		三〇								一〇										
				一〇	一五	一五			一五		一五		一五	一五	一〇				一〇			一五	一〇		一〇				
					一五				一五	一〇									一五	二〇									
					三〇				二〇										五〇										
一〇					二〇				三〇	一〇									二〇									一〇	
		一〇	五		四〇	八五	三五		六〇	五		一〇				一五	四〇	九〇			一〇								一五
		一〇			二〇	五〇	二五		三〇			一〇				一〇	二〇	五五			一〇								一〇
					一〇	二〇	一〇		二〇								一〇	二〇	二〇										
			五		一〇	一五			一〇	五						五	一〇	一五											五
					二〇	二〇			二〇									二〇	二〇										

四商家

内

譯

總數	青物	鮮魚	乾物	酒類	菓子	荒物	金物	吳服	洋品雜	藥品
1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
總數	業販	業販	業販	業販	業販	業販	業販	業販	業販	業販
札幌市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
室蘭市	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
夕張市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
宮古市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
仙臺市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
小坂町	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
山形市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
米澤市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
湯本町	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
日立市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
足尾町	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
桐生市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
太田町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
銚子市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
東京市	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
横濱市	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
川崎市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
新潟市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
富山市	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
金澤市	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
福井市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
敦賀市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
長野市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
岡谷市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

熱海市	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
燒津町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
名古屋	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
一宮市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
京都市	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
大阪市	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
神戸市	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
尼崎市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
奈良市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
和歌山市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
松江市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
岡山市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
倉敷市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
廣島市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
吳市	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
宇部市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
下關市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
德島市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
今治市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
新居濱市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八幡市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
若松市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
飯塚市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
大牟田市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
長崎市	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
熊本市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
別府市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
延岡市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

葉報

五 未婚者

總數 給料生活者

總數	一六〇	八〇	四〇	四〇	八〇
東京市	八〇	四〇	二〇	二〇	四〇
大阪市	八〇	四〇	二〇	二〇	四〇

總數 國民學校教員 銀行會社員

勞働者

譯

備考

- 一 府縣知事ハ其ノ管轄區域内ニ於テ勞働者世帯又ハ農家ニ村家計調査ヲ行フベキ市町村ヲ指定スベシ
- 二 給料生活者世帯及商家ノ部ニ掲グル都市ニハ府縣知事必要ト認メ當該都市ニ近接スル町村ヲ指定シタルトキハ其ノ町村ヲ含ム
- 三 府縣知事前二號ノ規定ニ依リ市町村ヲ指定シ又ハ指定ヲ取消シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ當該市町村名ヲ内閣統計局長ニ報告スルト共ニ當該市町村長ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

家計調査施行心得(昭和十六年八月四日)

第一章 府縣知事

第一條 府縣知事ハ市町村長ヲシテ毎年七月末日(未婚者ニ付テハ一月末日)迄ニ内閣統計局長ノ作成スル應募申込書ヲ以テ左ノ要件ヲ具備スル家計簿記入者ヲ募集セシムベシ

給料生活者世帯及勞働者世帯ニ付テハ

- 一 給料生活者又ハ勞働者ヲ世帯主トスル世帯ニシテ調査地域内ニ在ルモノナルコト
- 二 世帯主ノ月平均實收入給料生活者世帯ニ在リテハ五十圓以上百五十圓未満、勞働者世帯ニ在リテハ四十圓以上百五十圓未満ノモノナルコト
- 三 世帯主ノ勤勞所得ヲ主タル收入トスル世帯ナルコト

四 營業ヲ有セザル世帯ナルコト

五 世帯主夫婦ノ現在スル世帯ナルコト

六 世帯主夫婦ノ外世帯員六人以内ノ世帯ナルコト

七 家事使用人ナキ世帯ナルコト

八 同居人ナキ世帯ナルコト但シ同居人アル世帯ナルモ賄附ナラズ、間貸收入ガ家賃又ハ其ノ見

九 持家ニ居住セザル世帯ナルコト

十 長期療養等ニ因リ特ニ大ナル費用ヲ要スルトナキ世帯ナルコト

農家ニ付テハ

- 一 募集當時管内農家平均一戸當耕作面積ノ十五割以下ノ耕作地ヲ耕作スル農家(機械作業ヲ主トスル稻作農家ニ在リテハ耕作面積三町歩以下ノモノ)ニシテ調査地域内ニ在ルモノナルコト
- 二 貸付田畑ヲ所有セザル農家ナルコト但シ耕作地ノ一割以下ノ貸付田畑ヲ所有スル農家ナルモ已ムヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 農業(通常農家ノ副業ト認メラルモノヲ含ム)以外ノ收入ガ比較的小ナル農家ナルコト
- 四 工業又ハ商業ヲ兼營セザル農家ナルコト
- 五 世帯主夫婦ノ現在スル農家ナルコト但シ夫又ハ妻ノ一方ガ半箇年以内出稼スルモノナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

六 世帯主夫婦ノ外世帯員六人以内ノ農家ナルコト

七 年雇從業者及家事使用人ナキ農家ナルコト

積額ニ對スル割合著シク大ナラズ且家計費算出ニ不便ナラザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

八 同居人ナキ農家ナルコト但シ同居人アル農家ナルモ賄附ナラズ、間貸收入ガ家賃又ハ其ノ見

九 長期療養等ニ因リ特ニ大ナル費用ヲ要スルトナキ農家ナルコト

商家ニ付テハ

- 一 世帯主以外ノ從業者(家族從業者ヲ含ム)三人以内ノ商家ニシテ調査地域内ニ在ルモノナルコト
- 二 個人組織ノ商家ナルコト
- 三 物品小賣業以外ノ收入ガ比較的小ナル商家ナルコト
- 四 物品小賣業ヲ本業トスル商家ニシテ行商又ハ露店商ヲ本業トセザルモノナルコト
- 五 飲食店、喫茶店、遊藝場其ノ他物品販賣業以外ノ兼業ヲ有セザル商家ナルコト
- 六 店舗ト住居トガ分離セザル商家ナルコト
- 七 店舗ノ位置ガ當該調査地域ニ於テ成ルベク中等度ノ繁華ナル場所ニ在ル商家ナルコト
- 八 世帯主夫婦ノ現在スル商家ナルコト
- 九 世帯主及從業者以外ノ世帯員六人以内ノ商家

ナルコト

- 十 同居人ナキ商家ナルコト但シ同居人アル商家ナルモ賄附ナラズ、間貸収入ガ家賃又ハ其ノ見積額ニ對スル割合著シク大ナラズ且家計費算出ニ不便ナラザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 十一 長期療養等ニ因リ特ニ大ナル費用ヲ要スルコトナキ商家ナルコト

未婚者ニ付テハ

- 一 未婚ノ給料生活者又ハ労働者ニシテ調査地域内ニ在ルモノナルコト
- 二 月平均實収入四十圓以上百圓未満ノ者ナルコト
- 三 數ヘ年十五歳以上三十五歳未満ノ者ナルコト
- 四 單身借室ニ居住スル者ナルコト
- 五 寄宿舎、合宿所、社宅ノ類ニ居住セザル者ナルコト
- 六 自炊セザル者ナルコト
- 七 扶養ノ爲ノ仕送ヲ爲サザル者ナルコト

第二條 府縣知事ハ應募者中ヨリ一箇年(未婚者ニ付テハ半箇年)ノ記入ニ堪ヘ且適當ト認ムル者ヲ選擇スベシ

府縣知事前項ノ選擇ヲ爲スニ際シテハ左ノ事項ヲ參酌スベシ

給料生活者世帯及労働者世帯ニ付テハ

- 一 世帯主ノ月平均實収入給料生活者世帯ニ在リテハ五十圓以上百五十圓未満、労働者世帯ニ在リテハ四十圓以上百五十圓未満ノ範圍ニ於テ成ルベク十圓毎ノ各階級ニ均分セラルル如ク選擇スルコト(北海道、福島縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、

新潟縣、富山縣、岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、愛媛縣、福岡縣及長崎縣ニ於テハ労働者世帯ノ世帯主ノ實収入四十圓以上五十圓未満ノ階級ヲ選擇セザルモノトス)

- 二 世帯ニ於ケル兒數ハ成ルベク無兒及六兒以下ノ各兒數ニ均分セラルル如ク選擇スルコト
- 三 世帯員數ハ成ルベク二人乃至八人ノ各員數ニ均分セラルル如ク選擇スルコト
- 四 労働者世帯ニ付テハ世帯主ノ職業ハ各括弧内ノモノヨリ選擇スルコト

鑛業労働者

- 1 石炭鑛業労働者(發破係、坑内採炭夫、坑内掘進夫、支柱夫)
- 2 金屬鑛業労働者(發破係、坑内採鑛夫、坑内掘進夫、支柱夫)

工業労働者

- 1 金屬工業労働者(製銃工、製鋼工、非鐵金屬製鍊工、壓延伸張工、火造工、熱處理工、鑄物工)
- 2 機械器具工業労働者(工作機械ニ依ル労働者、鐵木工、撻鐵工、填隙工、鋸打工、板金工、金屬プレス工、金屬打抜工、熔接工、パイプ工、鉛工、金屬彫刻工、巻線工、絶縁工、配線工、金屬機械器具手仕上工、各種機械器具組立工、ケガキ工、現圖工)
- 3 化學工業労働者(各種化學製品ノ製造工程ニ従事スル労働者)
- 4 窯業労働者(ガラス・レンズノ製造工程ニ

從事スル労働者、製陶原料工、成型工、施釉工、焼成工、仕上工)

5 紡織工業労働者(乾繭工、煮繭工、織布工、染色工、保全工)

6 食料品工業労働者(製粉工、菓子製造工、パン製造工、製糖工、和酒醸造工、麥酒醸造工、醬油醸造工、罐詰罐詰製造工)

7 印刷工業労働者(文選工、植字工、製版工、紙型工、印刷工、製本工)

8 製材、木工業労働者(製材工、調木工、合板工、木工、木型工)

交通従業員

- 1 鐵道、軌道従業員(蒸氣機關車、電氣機關車、電車ノ運轉手、車掌、檢車手、操車手、連結手、轉轍手、信號手、踏切手)
- 2 自動車運送業労働者(乗合自動車、タクシ

1. 貨物自動車ノ運轉手)

3 通信従業員(遞信集配員)

農家ニ付テハ

一 世帯員數ハ成ルベク二人乃至八人ノ各員數ニ均分セラルル如ク選擇スルコト

二 稲作ヲ主トスル農家ハ成ルベク山村地帯、海岸地帯及平坦地帯ニ分チ選擇スルコト

三 自作農家、小作農家及自作兼小作農家ノ選擇ニ當リテハ各同數宛ヲ一組トシ同一ノ組ニ屬スル農家ハ成ルベク同一市町村内ヨリ之ヲ選擇スルコト但シ同一市町村内ヨリ選擇シ難キ場合ハ成ルベク事情ノ相似タル市町村内ヨリ之ヲ選擇スルコト

商家ニ付テハ

- 一 營業狀況ハ成ルベク中位ヲ示ス商家ニシテ世帯員數ノ異ルモノヲ選擇スルコト
- 未婚者ニ付テハ

- 一 月平均實收入ハ成ルベク四十圓以上百圓未満ノ範圍ニ於テ十圓毎ノ各階級ニ均分セラルル如ク選擇スルコト

第三條 府縣知事ハ毎年八月十五日(未婚者ニ付テハ

二月十五日)迄ニ前條ノ規定ニ依リ選擇シタル者ヲ

家計簿記入者トシテ内閣統計局長ニ推薦スベシ

府縣知事前項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ被推薦者ノ應

募申込書ニ番號(調査番號)ヲ附記シ(被推薦者ガ繼

續記入希望者ナルトキハ其ノ繼續記入中ノ年號及其

ノ調査番號ヲモ附記スベシ)之ヲ添付スベシ

前項ノ調査番號ハ通シ番號ヲ以テ左ノ順序ニ依リ之

ヲ附スベシ

一 給料生活者

- 1 官公吏

- 2 警察官

- 3 國民學校教員

- 4 銀行會社員

二 勞働者

- 1 鑛業勞働者(4ノ該當者ヲ除ク)

- イ 石炭鑛業勞働者

- ロ 金屬鑛業勞働者

- 2 工業勞働者(4ノ該當者ヲ除ク)

- イ 金屬工業勞働者

- ロ 機械器具工業勞働者

- ハ 化學工業勞働者

ニ 窯業勞働者

- ホ 紡織工業勞働者

- ヘ 食料品工業勞働者

- ト 印刷工業勞働者

- チ 製材、木工業勞働者

- 3 交通從業員(4ノ該當者ヲ除ク)

- イ 鐵道、軌道從業員

- ロ 自動車運送業勞働者

- ハ 通信從業員

- 4 朝鮮人勞働者

三 農家

- 1 稻作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)

- イ 自作農家

- ロ 小作農家

- ハ 自作兼小作農家

- 2 相當ノ養蠶收入ヲ有スル農家

- 3 相當ノ蔬菜及花卉收入ヲ有スル農家

- 4 相當ノ果樹收入ヲ有スル農家

- 5 機械作業ヲ主トスル稻作農家

- 6 富山市、宇部市、延岡市及太田町(群馬縣)ノ

- 近接地帯ニ於テ通勤勞働者ヲ有スル農家

- 7 北海道ニ於テ畑作ヲ主トスル農家

四 商家

- 1 青物販賣業

- 2 鮮魚販賣業

- 3 乾物販賣業

- 4 酒類販賣業

- 5 菓子販賣業

- 6 荒物販賣業

- 7 金物販賣業

- 8 呉服販賣業

- 9 洋品雜貨販賣業

- 10 藥品販賣業

五 未婚者

- 1 給料生活者

- イ 國民學校教員

- ロ 銀行會社員

- 2 勞働者

府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募申込者ヲ前項ニ掲グル種類別ニ分チ其ノ員數ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第四條 府縣知事ハ前條第二項ノ規定ニ依リ添付スル被推薦者ノ應募申込書ノ寫ヲ作成シ他ノ應募申込書ト共ニ之ヲ保存スベシ

第五條 家計簿記入者ノ選定又ハ其ノ取消アリタルトキハ内閣統計局長ノ通知ニ依リ府縣知事ハ其ノ氏名、住所及調査番號ヲ關係市町村長ニ通知スベシ

第六條 府縣知事調査開始前ニ被推薦者ガ第一條ノ要件ヲ缺キ若ハ他市町村ニ住所ヲ移轉シタルコトヲ知リタルトキ又ハ其ノ者ヨリ取消ノ申込ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スルト共ニ他ノ應募申込者中ヨリ適當ト認ムル者ヲ選擇シ第三條及第四條ニ準ジ内閣統計局長ニ之ヲ推薦スベシ

前項ノ規定ニ依リ推薦スベキ者ハ曩ニ推薦シタル者ト事情ノ相似タル他ノ應募申込者中ヨリ之ヲ選擇スベシ

第七條 府縣知事調査開始後ニ家計簿記入者ガ第一條ノ要件ヲ缺キ若ハ他市町村ニ住所ヲ移轉シ又ハ其ノ

者ニ付身分職業上ニ異動ヲ生ジタルコトヲ知りタル

トキハ關係市町村長ニ命ジ其ノ記入ヲ中止セシムベシ但シ事情ニ依リ記入ヲ繼續セシムルコトヲ得

第八條 府縣知事前條ノ規定ニ依リ家計簿記入者ヲシテ記入ヲ中止セシメタルトキハ其ノ氏名、調査番號、中止ノ事由及中止ノ年月ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

府縣知事市町村長ヨリ第三十五條ノ規定ニ依リ家計簿記入者ニシテ記入ヲ中止シタルモノアル旨ノ報告ヲ受ケタルトキ亦同ジ

第九條 府縣知事ハ府縣ノ職員中ヨリ家計調査指導員タルニ適當ト認ムル者ヲ内申スベシ

第十條 府縣知事ハ家計調査員又ハ生活指導員タルニ適當ト認ムル者ヲ内申スベシ

第十一條 家計調査員ノ任命アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ氏名ヲ告示スルト共ニ關係市町村長ニ通知スベシ

第十二條 生活指導員ノ任命アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ氏名ヲ告示スルト共ニ各生活指導員ノ指導スベキ世帯ヲ指定シ之ヲ關係市町村長及生活指導員ニ通知スベシ

第十三條 府縣知事市町村長ヨリ家計調査員ガ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲其ノ職務ニ從事シ難キ旨ノ報告ヲ受ケタルトキ、家計調査指導員又ハ生活指導員ガ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲其ノ職務ニ從事シ難シト認メタルトキハ第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ速ニ夫々後任ノ家計調査員、家計調査指導員又ハ生活指導員ヲ内申スベシ

前項ノ場合ニ於テ新ニ家計調査員又ハ生活指導員ノ任命アリタルトキハ府縣知事ハ前二條ニ依リ通知ス

ベシ

第十四條 家計調査ニ要スル家計簿其ノ他ノ調査用品及徽章ハ相當ノ豫備數ヲ加ヘテ内閣統計局長ヨリ之ヲ府縣知事ニ交付ス

第十五條 府縣知事前條ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク市町村長ニ交付スベシ

第十六條 府縣知事ハ毎月市町村長ノ提出スル家計簿ヲ檢査シ之ヲ調査番號順ニ整理シ毎月二十日迄ニ内閣統計局長ニ提出スベシ

第十七條 府縣知事家計簿記入者ニシテ同一市町村内ニ於テ住所ヲ移轉シタルモノアル旨ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第二章 市町村長

第一節 總則

第十八條 家計調査ニ關スル市町村長ノ職務左ノ如シ

一 家計簿記入者ノ募集

二 家計調査員ノ擔當スル世帯及未婚者ノ指定

三 家計調査員及家計簿記入者ノ指導

四 家計簿ノ檢査及提出

五 家計簿記入者ノ異動、記入中止其ノ他ノ場合ニ於ケル處置

六 家計簿記入者ヘノ生活指導員ニ關スル指定通知

七 以上ノ附帶事務

第二節 家計簿記入者ノ募集

第十九條 市町村長ハ左ノ各號ニ依リ家計簿記入者ヲ募集スベシ

- 一 官公吏、警察官及國民學校教員ニ付テハ官公署、學校等ヲ介スルコト
- 二 銀行會社員ニ付テハ銀行、會社、商工團體等ヲ

介スルコト

三 鑛業勞働者ニ付テハ鑛山、産業報國會等ヲ介スルコト

四 工業勞働者ニ付テハ工場、工業組合、産業報國會等ヲ介スルコト

五 交通從業員ニ付テハ遞信局、鐵道局、市電氣局、鐵道會社、乗合自動車會社、産業報國會等ヲ介スルコト

六 朝鮮人勞働者ニ付テハ工場、鑛山、土木請負業者、協和會、産業報國會等ヲ介スルコト

七 農家ニ付テハ農會、産業組合等ヲ介スルコト

八 商家ニ付テハ商工會議所、商工會、商業組合等ヲ介スルコト

九 未婚者ニ付テハ國民學校、銀行、會社、商工團體、工場、鑛山、産業報國會等ヲ介スルコト

前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ他適當ト認ムル方法ニ依リ募集スベシ

第二十條 市町村長前條ノ募集ヲ終リタルトキハ毎年七月末日(未婚者ニ付テハ一月末日)迄ニ應募申込書ヲ添付シ應募者ノ氏名ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第二十一條 市町村長調査開始前ニ應募申込者ガ第一條ノ要件ヲ缺キ若ハ他市町村ニ住所ヲ移轉シタルコトヲ知りタルトキ又ハ其ノ者ヨリ取消ノ申込ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第二十二條 家計調査員ノ任命アリタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ通知ニ依リ各家計調査員ノ擔當スベキ世帯及未婚者ヲ定メ之ヲ本人ニ通知スルト共ニ辭

第三節 家計調査員ノ擔當スル世帯及未婚者ノ指定

第二十二條 家計調査員ノ任命アリタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ通知ニ依リ各家計調査員ノ擔當スベキ世帯及未婚者ヲ定メ之ヲ本人ニ通知スルト共ニ辭

令書及徽章ヲ交付スベシ

市町村長各家計調査員ノ擔當スベキ世帯及未婚者ヲ定メタルトキハ各家計調査員毎ニ其ノ擔當スル世帯ノ世帯主及未婚者ノ氏名ヲ府縣知事ニ報告スベシ第三十四條第二項ノ規定ニ依リ家計調査員ノ擔當スベキ世帯及未婚者ヲ變更シタルトキ又ハ新ニ世帯及未婚者ヲ擔當セシメタルトキ亦同ジ

第二十三條 家計簿記入者ノ選定アリタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ通知ニ依リ選定ヲ受ケタル家計簿記入者ニ其ノ旨ヲ通告スルト共ニ擔當家計調査員ノ氏名ヲ通知スベシ

家計簿記入者ノ選定ノ取消アリタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ通知ニ依リ選定ノ取消ヲ受ケタル家計簿記入者及擔當家計調査員ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第二十四條 市町村長府縣知事ヨリ家計調査ニ要スル家計簿其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ家計調査員ニ交付スベシ

第二十五條 家計調査員疾病其ノ他已ムラ得ザル事故ノ爲其ノ職務ニ從事シ難キ旨ヲ申出デタルトキハ市町村長ハ速ニ之ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第四節 家計調査員及家計簿記入者ノ指導
第二十六條 市町村長ハ家計調査員ニ其ノ心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第二十七條 市町村長必要ト認ムルトキハ家計調査員ヲ招集シ調査事務ノ打合せ又ハ協議ヲ爲サシムベシ
第二十八條 市町村長必要ト認ムルトキハ家計簿記入者ヲ招集シ家計簿記入者ノ心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第五節 家計簿ノ検査及提出

第二十九條 家計調査員家計簿ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ農家家計簿及商家家計簿(主人用)以外ノ家計簿ヲ検査スベシ

農家家計簿及商家家計簿(主人用)ハ封緘ノ儘トス
第三十條 市町村長前條第一項ノ検査ノ結果家計簿ノ記入ニ重複、脱漏又ハ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ家計調査員ヲシテ之ガ訂正ノ手續ヲ爲サシムベシ

第三十一條 市町村長ハ全家計簿ヲ調査番號順ニ整理シ毎月十日迄ニ府縣知事ニ提出スベシ
第三十二條 市町村長ハ家計簿提出後ト雖モ監督官廳ヨリ其ノ記入事項ニ關シ照會アリタルトキハ家計調査員ニ質シ又ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ

第六節 家計簿記入者ノ異動、記入中止其ノ他ノ場合ニ於ケル處置
第三十三條 市町村長調査開始後ニ家計簿記入者ガ第一條ノ要件ヲ缺キ若ハ他市町村ニ住所ヲ移轉シ又ハ其ノ者ニ付身分職業上ニ異動ヲ生ジタルコトヲ知リタルトキハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第三十四條 市町村長ハ調査開始後ニ家計簿記入者ガ同一市町村内ニ於テ住所ヲ移轉シタルコトヲ知リタルトキハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テ擔當家計調査員ヲ變更スルヲ適當ト認ムルトキハ他ノ家計調査員ヲシテ之ヲ擔當セシムベシ

第三十五條 市町村長ハ家計簿記入者ニシテ記入ヲ中止シタルモノアルコトヲ知リタルトキハ其ノ氏名及調査番號ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第七節 家計簿記入者ノ生活指導員ニ關スル指定通知

第三十六條 市町村長府縣知事ヨリ生活指導員ノ指導スベキ世帯指定ノ通知ヲ受ケタルトキハ當該世帯ノ家計簿記入者ニ指導ヲ受ケベキ生活指導員ノ氏名ヲ通知スベシ

第三章 家計調査員

第一節 總則

第三十七條 家計調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ擔當スル世帯及未婚者ニ付左ノ職務ヲ行フ

- 一 家計簿ノ配付
- 二 家計簿ノ蒐集、検査及提出
- 三 以上ノ附帶事務

第三十八條 家計調査員ハ其ノ擔當スル世帯及未婚者ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル際徽章ヲ佩用スベシ

第三十九條 家計調査員ハ毎月適宜其ノ擔當スル世帯及未婚者ヲ巡回シ必要アルトキハ家計簿ノ記入ニ關シ懇切ニ指示スベシ

第四十條 家計調査員ハ其ノ擔當スル世帯及未婚者ニ就キ職務ヲ執行スル際濫ニ必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

第四十一條 家計調査員疾病其ノ他已ムラ得ザル事故ノ爲其ノ職務ニ從事シ難キトキハ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

第四十二條 家計調査員ハ家計簿記入者ガ第一條ノ要件ヲ缺キ、住所ヲ移轉シ若ハ記入ヲ中止シタルトキ又ハ其ノ者ニ付身分職業上ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ旨ヲ市町村長ニ報告スベシ

第二節 家計簿ノ配付

第四十三條 家計調査員市町村長ヨリ翌月分ノ家計簿ノ交付ヲ受ケタルトキハ毎月末日迄ニ之ヲ家計簿記

入者ニ配付スベシ

家計調査員市町村長ヨリ家計簿以外ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ家計簿記入者ニ配付スベシ

第四十四條 家計調査員ハ前條第一項ノ配付ヲ爲スニ

先チ豫メ家計簿ノ表紙ニ當該年月及家計簿記入者ノ調査番號ヲ記入スルノ外家計簿ノ裏表紙ノ裏ニ自己ノ氏名及住所ヲ記入スベシ

第四十五條 家計調査員毎月家計簿ヲ家計簿記入者ニ配付スルニ際シ必要アルトキハ家計簿記入ノ實績ニ微シ注意スベキ事項ヲ指示スベシ

第三節 家計簿ノ蒐集、検査及提出

第四十六條 家計調査員ハ毎月ノ家計簿ヲ翌月二日ヨリ五日迄ノ間ニ蒐集スベシ

第四十七條 家計調査員家計簿ヲ蒐集シタルトキハ農家計簿及商家計簿(主人用)以外ノ家計簿ヲ検査シ其ノ記入ニ重複、脱漏又ハ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ家計簿記入者ヲシテ訂正セシムベシ第三十條ノ規定ニ依リ市町村長ヨリ訂正ノ手續ヲ命セラレタルトキ亦同ジ

家計簿記入ノ文字不明ナルトキハ家計簿記入者ヲシテ淨書セシムベシ

農家計簿及商家計簿(主人用)ハ封緘ノ儘トス

第四十八條 家計調査員ハ全家計簿ヲ調査番號順ニ整理シ市町村長ニ提出スベシ

第四章 補則

第四十九條 家計調査施行規則第二十六條ノ規定ハ本心得ニ之ヲ準用ス

附則

第五十條 昭和十七年家計調査ニ限り第一條及第二十條ニ於テ七月末日トアルハ八月十五日、第三條ニ於テ八月十五日トアルハ八月末日トス

醫療保護法施行期日に關する勅令及

び同法施行令の公布

茲に第七十六回帝國議會に協贊を經たる醫療保護法(昭和十六年三月五日法律第三十六號)に就ては既に本誌第二卷第四號本欄所載の如くであるが、同法の施行期日に關する勅令は同法施行令並に施行規則と共に昭和十六年八月九日付の官報を以て公布せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

醫療保護法施行期日ニ關スル勅令

(昭和十六年八月八日勅令第八百十號)

醫療保護法ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

醫療保護法施行令(昭和十六年八月八日勅令第八百十號)

第一條 恩賜濟生會ハ醫療保護法第三條ノ事業者トス

第二條 醫療保護法ノ附帶事業ノ種類左ノ如シ

- 一 長期患者ノ慰安事業
 - 二 榮養品支給事業
 - 三 巡廻看護事業
 - 四 産婆又ハ看護婦ノ養成事業
 - 五 其ノ他厚生大臣ノ定ムル事業
- 第三條 醫療保護法ニ依リ受ケシムベキ醫療ノ範圍左ノ如シ
- 一 診察
 - 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
 - 三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 看護

五 患者ノ移送

第四條 醫療保護法ニ依リ受ケシムベキ助産ノ範圍左ノ如シ

- 一 分娩ノ介助
- 二 分娩前及分娩後ノ處置
- 三 看護
- 四 妊産婦ノ移送
- 第五條 前二條ノ看護又ハ移送ハ事業者ガ患者又ハ妊産婦ノ爲必要アリト認ムル場合ニ限り之ヲ受ケシムルコトヲ得

第六條 醫療及助産(居宅ニ於ケル助産ヲ除ク)ノ爲支出スル費用(看護及移送ノ費用ヲ除ク)ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ム

居宅ニ於ケル助産ノ爲支出スル費用(看護及移送ノ費用ヲ除ク)ノ限度ハ十圓以内ニ於テ地方長官ノ定ム但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ制限ヲ超過シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第七條 看護ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ム

移送ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第八條 醫療又ハ助産ハ看護又ハ移送ノ場合ヲ除クノ外事業者ノ施設又ハ地方長官ノ指定スル醫師、齒科醫師若ハ産婆ニ就キ醫療券ハ提示シテ之ヲ受ケシム

又ハ醫療券ヲ提示セズシテ醫療又ハ助産ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定セザル醫師、齒科醫師又ハ產婆ニ就キ醫療又ハ助産ヲ受ケタルトキハ第六條ノ規定ニ拘ラズ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第九條 醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ地方長官ノ指定シタル藥劑師ニ就キ藥劑ヲ受ケシム

第十條 醫療保護法第二十條又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ事業者又ハ市町村ノ負擔シタル費用ニ對スル國庫補助ハ各年度ニ於テ事業者ノ醫療及助産ニ要シタル費用並ニ市町村ノ方面委員ニ關シ支出シタル費用ヨリ其ノ年度ニ於テ其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入及同法第二十三條ノ規定ニ依リ徵收シ又ハ償還セシメタル金額ヲ控除シタル精算額ニ對シ之ヲ爲ス

前項ノ規定ニ依リ控除スベキ金額ガ其ノ年度ニ於ケル醫療及助産ニ要シタル費用並ニ方面委員ニ關シ支出シタル費用ノ額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ後年度ニ於ケル支出額ヨリ之ヲ控除ス

第十一條 事業者ノ經營スル施設ノ費用ニ對スル國庫補助ハ左ニ掲ゲル費用ヨリ其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ之ヲ爲ス

一 施設ノ創設費、改良費、擴張費及之ニ伴フ初度調辦費

二 事務費

施設ニシテ他ノ目的ニ利用シ得ベキモノニ付テハ前項ノ精算額ハ醫療保護法ニ依リ醫療又ハ助産ノ爲利用セラルベキ程度ヲ標準トシテ之ヲ定ム

第十二條 前二條ノ規定ハ道府縣ノ爲ス補助ニ之ヲ準

用ス

第十三條 醫療保護法第二十二條ノ規定ニ依ル國庫及道府縣ノ補助金ハ前三條ノ場合ニ於ケル控除額ニ之ヲ算入セズ

第十四條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ之ヲ町村ニ準ズベキモノニ適用ス

附則

第十五條 本令ハ醫療保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 救護法施行令中左ノ通改正ス
第九條乃至第十一條、第十四條、第十五條及第十七條ヲ削除ス

第十六條中「醫療又ハ助産」ヲ削ル
第二十一條中「第十五條」及「助産」ヲ削ル

第十七條 母子保護法施行令中左ノ通改正ス
第六條及第九條ヲ削除ス

〔參照〕
昭和六年八月十一日勅令第二百一十一號救護法施行令抄錄

第九條 醫療ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師若ハ齒科醫師ニ就キ之ヲ受ケシム醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ市町村長ノ指定シタル藥劑師ニ就キ藥劑ヲ受ケシム

第十條 助産ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師若ハ產婆ニ就キ之ヲ受ケシム

第十一條 救護ヲ受ケ又ハ受クベキ者急迫ノ事情アルトキハ市町村長ノ指定セザル醫師、齒科醫師又ハ產婆ニ就キ醫療又ハ助産ヲ受クルコトヲ得

第十四條 居宅救護ノ場合ニ於テ醫療ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第十五條 居宅救護ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ノ限度ハ十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第十六條 救護法第十三條ノ規定ニ依リ收容救護ノ場合ニ於テ生活扶助、醫療又ハ助産ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

定ム

第十七條 第十一條ノ場合ニ於テハ前三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第二十一條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ第十三條、第十五條、第十八條又ハ前條ニ規定スル制限ヲ超過シ生活扶助、助産、生業扶助又ハ埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ヲ定ムルコトヲ得

昭和十二年七月四日勅令第七七七號母子保護法施行令抄錄

第六條 醫療ハ市町村長ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師ニ就キ之ヲ受ケシム醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ市町村長ノ指定シタル藥劑師ニ就キ藥劑ヲ受ケシム

急迫ノ事情アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ市町村長ノ指定セザル醫師又ハ齒科醫師ニ就キ醫療ヲ受クルコトヲ得

第九條 醫療ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第六條第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

醫療保護法施行規則(昭和十六年八月九日厚生省令第四十二號)

第一條 醫療保護法第四條ノ規定ニヨリ道府縣事業者

タラントストキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ厚生大臣ニ届出ヅベシ

一 事業施行ノ方法及收支豫算

二 診療所、産院等ヲ有ストキハ其ノ名稱、種類、位置、規模、構造及經營方法

三 事業開始ノ豫定日

第二條 醫療保護法第四條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル事業者タラントストキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ厚生大臣ニ届出ヅベシ

一 名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

二 會則其ノ他ノ約款

三 事業施行ノ方法及收支豫算

四 診療所、産院等ヲ有ストキハ其ノ名稱、種類、位置、規模、構造及經營方法

五 事業開始ノ豫定日

第三條 醫療保護法第五條ノ規定ニ依リ事業者タラントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

一 住所及氏名(法人又ハ團體ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)

二 履歴(法人又ハ團體ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他ノ約款)及資産狀況

三 事業施行ノ方法及收支豫算

四 診療所、産院等ヲ有ストキハ其ノ名稱、種類、位置、規模、構造及經營方法

五 事業開始ノ豫定日

第四條 事業者醫療保護法第六條第一項ノ規定ニ依リ施設ヲ經營セントストキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ

一 施設ノ名稱、種類、位置、規模及構造

二 施設ノ經營方法及收支豫算

三 施設開始ノ豫定日

四 附帶事業ヲ行ハントストキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ事業經營地ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

五 附帶事業ノ種類及規模

六 附帶事業ノ施行方法及收支豫算

七 設備ヲ有ストキハ其ノ名稱、位置、規模及構造

八 附帶事業ノ種類及規模

九 附帶事業ノ施行方法及收支豫算

十 設備ヲ有ストキハ其ノ名稱、位置、規模及構造

十一 附帶事業ノ種類及規模

十二 附帶事業ノ施行方法及收支豫算

事業經營地ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

一 施設ノ名稱、種類、位置、規模及構造

二 施設ノ經營方法及收支豫算

三 施設開始ノ豫定日

第五條 事業者醫療保護法第七條第一項ノ規定ニ依リ附帶事業ヲ行ハントストキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ事業經營地ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

一 附帶事業ノ種類及規模

二 附帶事業ノ施行方法及收支豫算

三 設備ヲ有ストキハ其ノ名稱、位置、規模及構造

第六條 醫療保護法第八條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スモノトス

一 協議ヲ爲スベキ相手方ノ住所及氏名(法人又ハ團體ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)

二 當該施設又ハ附帶事業ノ名稱、種類及位置

三 協議ノ時期

第七條 醫療保護法第八條第二項ノ規定ニ依ル決定ヲ受ケントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書正副二通ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

一 申請人及相手方ノ住所及氏名(法人又ハ團體ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)

二 申請ノ目的及理由

第八條 厚生大臣前條ノ規定ニ依ル申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付シ期間ヲ指定シテ

辯明書ヲ提出セシムルモノトス

施設又ハ附帶事業ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者アルトキハ厚生大臣ハ申請書ノ要旨ヲ其ノ者ニ通知シ期間ヲ指定シテ意見書ヲ提出セシムルモノトス

指定ノ期間内ニ辯明書又ハ意見書ノ提出ナキトキハ厚生大臣ハ申請書ノミニ依リテ決定ヲ爲スモノトス

副本ヲ送付スルコト能ハザルトキ亦同ジ

第九條 第六條第三號ノ協議ノ時期ヨリ一月ヲ經過シタル場合ニ於テハ第七條ノ規定ニ依ル申請書ノ提出ナキトキト雖モ厚生大臣ハ協議ヲ爲スベキ當事者雙方及前條第二項ノ關係者ヨリ期間ヲ指定シテ意見書ヲ提出セシメ決定ヲ爲スコトアルベシ指定ノ期間内ニ意見書ノ提出ナキトキ亦同ジ

第十條 決定ニハ理由ヲ附ス

決定書ノ謄本ハ當事者雙方ニ之ヲ交付ス

第十一條 事業者(醫療保護法第三條ノ規定ニ依ル事業者ヲ除ク)醫療保護事業ヲ開始シタルトキ又ハ事業者施設若ハ附帶事業ヲ開始シタルトキハ直チニ其ノ旨事業經營地ノ地方長官ニ届出ヅベシ

第十二條 事業者(醫療保護法第三條ノ規定ニ依ル事業者ヲ除ク)醫療保護事業ヲ休止セントストキ又ハ事業者醫療保護事業ヲ變更シ、施設ヲ休止若ハ變更セントストキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ事業經營地ノ地方長官ニ届出ヅベシ事業者附帶事業ヲ休止又ハ變更セントストキ亦同ジ

一 休止又ハ變更ノ理由

二 休止ノ場合ニ在リテハ休止ノ期間

三 變更ノ場合ニ在リテハ變更セントスル事項

四 患者又ハ妊産婦(以下被保護者ト稱ス)ノ處置

第十三條 事業者(醫療保護法第三條ノ規定ニ依ル事業者ヲ除ク)醫療保護法第九條ノ規定ニ依リ醫療保護事業ヲ廢止セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

一 廢止ノ理由

二 施設又ハ附帶事業ノ設備ノ處置

三 被保護者ノ處置

第十四條 事業者施設又ハ附帶事業ヲ廢止セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ事業經營地ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

一 廢止ノ理由

二 施設又ハ附帶事業ノ設備ノ處置

三 被保護者ノ處置

第十五條 事業者醫療保護事業、施設又ハ附帶事業ノ經營ニ必要ナル資金ヲ得ル爲寄附金ヲ募集セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ事業經營地ノ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一 事業者ノ住所及氏名(法人又ハ團體ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)

二 事業成績ノ概要並ニ其ノ年度及前年度ノ收支狀況

況

三 事業計畫及收支豫算

四 寄附金ノ募集ヲ必要トスル理由

五 募集スベキ金額

六 募集ノ方法

七 募集ノ區域及期間

八 募集従事者ヲ置ク場合ハ其ノ住所、氏名、履

歴、募集擔當區域及報酬

前項ノ場合ニ於テ事業經營地ガ二以上ノ道府縣ノ區域ニ涉ルトキハ厚生大臣ノ許可ヲ受クベシ

前二項ノ規定ニ依リ許可ニハ條件ヲ付スルコトヲ得

第十六條 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ募集シタル者(當該事業ノ承繼者ヲ含ム)ハ募集ヲ完了シタルトキ、募集期間滿了シタルトキ又ハ募集ヲ中止シタルトキヨリ二週間以内ニ其ノ收支ヲ寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官廳ニ報告スベシ

第十七條 第十五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ募集シタル者(當該事業ノ承繼者ヲ含ム)ハ其ノ寄附金ノ處分ニ付左ニ掲グル事項ヲ具シ寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官廳ノ許可ヲ受クベシ

一 處分スベキ金額

二 處分ノ目的及方法

前項ノ規定ニ依リ寄附金ノ處分ニ付許可ヲ受ケタル者(當該事業ノ承繼者ヲ含ム)ハ其ノ寄附金ニ依リ得タル財産ヲ處分セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官廳ノ許可ヲ受クベシ

一 處分スベキ財産及其ノ見積價格

二 處分ヲ必要トスル理由

三 處分ノ方法

第十八條 醫療保護法第十一條第一項各號ニ掲グル者醫療又ハ助産ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ本人又ハ親族其ノ他ノ縁故者ヨリ市町村長ニ對シ申請シ醫療券ノ交付ヲ受クベシ

一 醫療又ハ助産ヲ受クベキ者ノ氏名、生年月日及職業

職業

二 居住地又ハ現在地

三 醫療又ハ助産ヲ受クベキ事由

市町村長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ申請ナキ場合ト雖モ醫療券ヲ交付スベシ

第十九條 醫療券ハ診療券及助産券トス

醫療券ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 市町村長ハ被保護者ニ付醫療保護室帳ヲ作成スベシ

醫療保護室帳ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 左ノ場合ニ於テハ被保護者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ツベシ

一 居住地又ハ現在地ニ異動アリタルトキ

二 世帯ノ構成ニ異動アリタルトキ又ハ收支ノ狀況ニ著シク異動アリタルトキ

三 醫療又ハ助産ヲ受クベキ事由消滅シタルトキ

被保護者死亡シタルトキハ同一世帯ニ在ル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ツベシ

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ被保護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ハ直ニ其旨收容ノ委託ヲ爲シタル事業者ニ報告スベシ

一 被保護者死亡シタルトキ

二 被保護者醫療保護法第十三條各號ノ一ニ該當スト認メタルトキ

三 前二號ニ掲グル場合ヲ除クノ外醫療又ハ助産ノ廢止又ハ停止ヲ要スト認メタルトキ

第二十三條 左ノ場合ニ於テハ事業者(市町村タル事業者ヲ除ク)ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ報告スベシ

一 施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託シタル被保護者死亡シタルトキ

二 施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託シタル被保護者死

亡シタルトキ

二 醫療保護法第十三條ノ規定ニ依リ醫療又ハ助産

ヲ受ケシメザルトキ

三 前二號ニ掲グル場合ヲ除クノ外醫療又ハ助産ヲ廢止又ハ停止シタルトキ

第二十四條 事業者被保護者ヲ醫療保護法第十四條ノ規定ニ依リ收容ノ委託ヲ爲シタルトキハ收容ノ委託ヲ受ケタル者ニ就キ必要ナル報告ヲ求メ又ハ收容ノ狀況ヲ視察スルコトヲ得

第二十五條 地方長官ハ其ノ指定シタル醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助産ニ關シ帳簿書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徴シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二十六條 地方長官醫療保護法第十七條ノ規定ニ依リ醫療券ノ割當ヲ爲スニ當リテハ事業者ノ資力並ニ施設及被保護者ノ狀況ヲ考慮シ各事業者ニ付其ノ發行セラルベキ地域及其ノ地域毎ニ發行セラルベキ數ヲ定ムベシ

前項ノ地域ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第二十七條 事業者ハ其ノ發行シタル醫療券ヲ前條ノ規定ニ依リ定メラレタル地域毎ニ關係市町村長ニ送達スベシ

第二十八條 醫療保護法第十八條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ガ市町村長ヲシテ行ハシムルコトヲ得ル事務概ネ左ノ如シ

一 事業者 施設又ハ附帶事業ニ付必要ナル調査ヲ爲スコト

二 醫療券ノ割當及發行ニ關シ必要ナル調査ヲ爲ス

コト

三 事業者相互並ニ事業者トノ聯絡ヲ圖ルコト

四 地方長官ノ指定シタル醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆及事業者相互並ニ是等ノ者トノ聯絡ヲ圖ルコト

第二十九條 方面委員ハ左ニ掲グル事務ヲ行フベシ

一 市町村長ノ行フ認定ニ關シ必要ナル調査ヲ爲スコト

二 市町村長ノ行フ醫療券ノ交付ニ付之ヲ補助スルコト

三 市町村長ニ對シ被保護者ノ狀況ヲ通知シ且其ノ醫療又ハ助産ニ關シ意見ヲ具申スルコト

四 前條各號ニ掲グル事項ニ付市町村長ヲ補助スルコト

五 醫療保護法第十六條ノ規定ノ適用ニ關シ市町村長ニ意見ヲ具申スルコト

第三十條 醫療保護法又ハ本令ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ對シ認可若ハ許可ノ申請ヲ爲シ又ハ届出、報告其ノ他書類ノ提出ヲ爲サントスル場合ニ於テハ事業經營地ノ地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第三十一條 道府縣又ハ市町村醫療又ハ助産ノ費用ヲ徵收シ又ハ其ノ償還ヲ命ズル場合ニ於テハ其ノ費用ノ計算書ヲ添へ納付スベキ金額及其ノ期限ヲ指定スベシ

第三十二條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ之ヲ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ適用ス

附則

第三十三條 本令ハ醫療保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ス

第三十四條 醫療保護法第三十一條第一項ノ規定ニ依リ引續キ其ノ事業ヲ行ハントスル者ハ醫療保護法施行ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ旨事業經營地ノ地方長官ニ届出ヅベシ

第三十五條 醫療保護法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ認可申請書ニハ第三條第一號乃至第四號ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

第三十六條 救護法施行規則中左ノ通改正ス

第三十七條 母子保護法施行規則中左ノ通改正ス

第三十八條 削除

第三十九條 削除

第四十條 削除

〔參照〕

昭和六年八月十日 内務省令第二十號救護法施行規則抄録

行規則抄録

第十一條 市町村長ハ其ノ指定シタル醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助産ニ關シ帳簿書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徴シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

昭和十二年十二月四日 内務省令第五十四號母子保護法施行規則抄録

保護法施行規則抄録

第八條 市町村長ハ其ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ醫療ニ關シ帳簿書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徴シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

厚生省人口局の「結婚に於ける健康

問題の指導指針」の刊行

厚生省人口局に於ては國民優生に關する問題、所謂「優生結婚」の問題に關し世上時に見受けられないでも

ない誤解に答へその趣旨と程度とを解説せる「結婚に於ける健康問題の指導指針」なるパンフレットを刊行したが、之を再録すれば以下の如くである。

結婚相談に於ける健康問題に關する

指導指針

結婚指導に當りては厚生省優生結婚相談所にて定めたる結婚十訓の趣旨を根幹とするは勿論なるも其の健康問題に關し保健所相談所等に於て指導を行ふ方針は大體次の指針によること。

- 一、一生の伴侶として信頼出来る人を選べ
- 二、心身共に健康な人を選べ
- 三、お互に健康證明書を交換せよ
- 四、悪い遺傳の無い人を選べ
- 五、近親結婚は成るべく避けよ
- 六、なるべく早く結婚せよ
- 七、迷信や因襲に捉はれるな
- 八、父母長上の意見を尊重せよ
- 九、式は質素に届は當日

一、生殖能力

(イ) 健全なる生殖能力を有することは優生結婚の必要條件なるを以て生殖能力欠損の疑あるものにつきては専門醫の診療を受けるやう指導すること。

- (1) 婦人にありては腹部疾患、生殖器炎症、發育不全等は生殖能力欠損を來すこと多きを以てかかる既往症あるもの及び月經異常例へば無月經、初潮遲遠、月經不順、月經痛等あるものに

つては専門醫の判断を求むること。

- (2) 男子の生殖能力欠損の主たる原因は淋病による精管閉鎖なるを以て淋病就中淋菌性副睾丸炎ありたるものについては精液検査により精子の有無を確かむること。

(ロ) 生殖能力を缺くものは同じく生殖能力を缺くもの同志又は遺傳病患者と結婚するやうに指導すること。

二、結核

(イ) 結核體質並びに之が遺傳の存在無きことを一般に徹底せしむる様指導すること。

(ロ) 結核患者の結婚は健康診断の結果を基礎として結婚後の生活條件等を考慮に入れ指導すること。

- (1) 開放性結核患者は治療するまで原則として結婚せぬ様指導すること。
- (2) 傳染の虞なき輕症結核患者の結婚の可否は個別の場合に當り症状、結核豫防知識、生活狀態、職業等を顧慮して判断すること。
- (3) 症状に依り尙治療を要するものに就ては適當期間結婚を延期し療養に努むる様指導すること。

と。

(ハ) 結核婦人の妊娠につきては從來危險が過大視され結婚が拒否され避妊、妊娠中絶が濫用せられたる傾向があるを以て行き過ぎぬ様指導すること。

三、性病

(イ) 性病に關する診断は臨床的診断、血清反應

- 検査等を綜合して行ひ必要あれば専門醫の診察を受ける様指導すること。

(ロ) 性病感染又は感染の危險ある機會を有したる既往歴あるものについては特に綿密なる診断を行

ひ現在性病なしと認められ又は傳染の危險なしと認められざる限り結婚せざる様指導すること

(1) 梅毒罹患の既往症なきもの又は梅毒罹患の危險ある機會を有せざるものは一回の血清反應検査にて陰性なれば結婚を可とすること。

(2) 梅毒罹患の既往症あるものについては早期に效果的治療を受け血清反應陰性となり六ヶ月後再検査して尙陰性なれば結婚を差支なしとすること。

一般に既往症を有するものは六ヶ月の間において二回血清反應を檢し何れも陰性なれば可とすること。

尙充分效果的なる治療を終了し治療後二ヶ年間何等梅毒症狀を現はさず経過せるものは血清反應陰性とならずとするも専門醫が診断して傳染の危險なしと認められたる場合は結婚を可とすること。

(3) 梅毒に罹患したる婦人にありては配偶者に傳染させる危險が消失しても胎兒に傳染させる危險は更に數年も長く残ると認められる場合あるを以て將來妊娠せるときは早期に豫防的治療を受けるやう指導すること。

(4) 先天梅毒に罹患せる者は充分なる治療を終了し居れば假りに血清反應が陰性とならずとも結婚して差支なしとすること。

(5) 淋病の既往症なき者は一回の検査にて異常なきときは結婚を可とすること。

(6) 淋病の既往症を有する者は一ヶ月の間を置いて二回精密なる検査を行ひ異常なきとき初めて結婚を可とすること。この期間中適當回数専門的な診察を行ひ必要な人工誘發法を試みることに。

(7) 軟性下疳に罹りたる者は症状消滅後一ヶ月以上経過せる場合に結婚を可とすること。

(8) 第四性病(鼠蹊淋巴肉芽腫症)に罹りたる者の、傳染の危険消滅の時期は個別の場合に當り専門家の認定により決定すること。

四、癩

(イ) 癩は遺傳病にあらざることを徹底せしむる様指導すること。

(ロ) 癩の潜伏期は大體十年以内と見られるを以て癩患者のありたる家庭内に於て癩患者と密接な接觸を有したるものも、その後十年以上殊に十五年以上も経過せるものは結婚差支なしとすること。

尙發病年齢は十一歳乃至三十歳が最も多きを以て疑あるものは三十歳を超えてより結婚する様指導すること。

五、遺傳病

(イ) 遺傳病はその強度及び惡質の程度によつて國民健康保險組合普及狀況一覽

婚の可否を判断すること。その標準は國民優生法によること。

(ロ) 國民優生法の對象となり得るが如き強度且惡質なる遺傳病患者の結婚は次の如く指導すること。

(1) 生殖可能の遺傳病患者は生殖不能の遺傳病患者又は他の生殖不能者と結婚するやうにすること。

(2) 生殖不能の遺傳病患者は遺傳病患者(生殖能力の如何を問はず)又は他の生殖不能者と結婚するやうにすること。

(ハ) 前項に準ずる惡質の遺傳病患者もなるべく生殖不能者と結婚する様に指導し若し生殖可能者と結婚すれば子孫が發病する危険あることを指示すること。

(ニ) 表面健康なるも強度且惡質なる遺傳病の素質を有する處ありと見做される者の結婚は次の如く指導すること。

(1) 雙方共國民優生法の對象となるが如き同一の遺傳病の素質を有すと認められるときは結婚を避けるようにすること。若し結婚したるときは一方が優生手術を受けて生殖不能となる様に指導すること。

導すること。

(2) 生殖不能の素質者と遺傳的に健全なる者との結婚は差支なしとすること。

(3) 遺傳病の素質を有すと認められるものは原則としてその疾患の發病危険年齢を大體過ぎてより結婚する様指導すること。

右の年齢は精神分裂病、躁鬱病にありては三十歳、癩癩にありては二十五歳とし、他の疾患にありても夫れ夫れ醫學的經驗上決定すること。

(4) 一卵性雙生兒の一方が發病してゐるときは他方は表面上健康でもなるべく健康者と結婚せぬ様にすること。

(ホ) 血族結婚はなるべく避くるやうに指導すること。

保險院の國民健康保險普及狀況調

保險院の發表になる昭和十六年七月末日現在に於ける國民健康保險組合の普及狀況一覽を掲ぐれば別掲の如くで、本制度創設の昭和十三年以降毎年度その數を増加し現在の組合總數一千三百を超え、被保險者數三百九十三萬に近い。

(昭和十六年七月三十一日現在)

道府縣別	設立數	上記内譯		聯合會設立地方	設立年度區別				被保險者數
		普通	特別		十三年	十四年	十五年	十六年	
北海道	三三三	三三二	一	◎	六	一〇	七	一六二、四九八	
青森	四七	四六	一	◎	四	一三	二〇	二〇、四三二	
岩手	二七	一	一	◎	六	七	四	九一、六一三	
宮城	二〇	一七	一	◎	三	四	六	八一、五九〇	

廣島	山口	山島	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
二八	五四	五四	一四	三五	二七	九	一七	一一	二五	四五	一六	八	九	九	一、三一一
二七	四六	四六	一三	三五	二七	八	一四	九	二四	四一	一六	八	七	九	一、〇五四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一七
一	八	八	一	一	一	一	三	三	一	四	一	一	二	一	二四〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三五
六	五	二	四	三	三	三	四	四	三	七	三	二	一	二	一七三
六	二	二	三	八	九	一	六	二	一	六	三	一	二	三	二八三
一〇	二九	二九	七	二二	一〇	二	五	一	一〇	二〇	六	二	三	二	四八五
六	八	八	二	一	五	二	二	一	一	二	四	三	三	二	三七〇
七二、四五六	一四六、五六三	一四六、五六三	五〇、一〇九	九六、八四六	六九、二五四	一九、八九九	五四、〇四二	四〇、〇四〇	六六、五七四	一二三、五〇八	五三、二八八	五二、三五〇	三九、六五五	七三、六二五	三、九二七、〇二四

(備考) 昭和十五年度前設立の被保険者数は昭和十六年三月末日現在数にして昭和十六年度設立のものは内議當時の数なり。

尚、昭和十三年度(同年八月より翌年三月末日まで)より昭和十五年度に到る三ヶ年中に設立の認可又は代行の許可ありたる組合の設立認可又は代行許可申請書に基き集計されたる

「国民健康保険組合の概況」中よりその一部を掲ぐれば以下の如くである。

一、年度別組合数、組合員数及び被保険者数

年 度	組合数	組合員数	被保険者数
昭和十三年度	一七三	九三、六五六	四九八、三七三
昭和十四年度	二八三	一三二、六八一	七六二、一九五
昭和十五年度	四九〇	二五四、七三九	一、四〇九、六二四
計	九四六	四八一、〇七六	二、六七〇、一九二

二、組合の一般状況

(一) 昭和十三年度

種 別	組合員数	普通	特別	代行	計(平均)	
					被保険者数	療養の給付費
一組合當	五三一	二、三五九	四九〇	二、九四九	二、九二四	五四七
被保険者	二、九一七	三、〇四〇	二、九四九	二、九四九	二、九四九	五四七
一人當年	一・八〇	六・四八	一・七〇	一・七〇	一・八七	一・八七
組合員	三・三八	七・〇一	三・一八	三・一八	三・四一	三・四一
療養の給付	九〇日の組合	四四	一	一八	一八	六二
支給期間	一八〇日の組合	六八	三	六	六	七七
療養の給付費	其の他の組合	三〇	一	六	六	七七
療養の給付費一部負担割合		三二%	二七%	三二%	三二%	三二%

(一) 昭和十四年度

種別	組合員數		被保險者數		療養の給付費	療養の給付費一部負擔割合
	普通	特別	普通	特別		
一組合當	四八一	二、〇一〇	二、七三九	三、二六〇	三、〇二八	二、七八五
被保險者	一、八三三	四、〇〇七	一、九二二	一、八六六	三、八〇〇	三、六〇〇
一人當年	三、五五五	五、三三一	三、八〇〇	三、六〇〇	八、九〇〇	八、一〇〇
組合員	七四	一〇〇	七四	一〇〇	九〇日	九〇日
療養の給付	七四	一〇〇	七四	一〇〇	九〇日	九〇日
支給期間	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日
療養の給付費	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日
療養の給付費一部負擔割合	三、四	三、五	三、四	三、五	三、四	三、五

(二) 昭和十五年度

種別	組合員數		被保險者數		療養の給付費	療養の給付費一部負擔割合
	普通	特別	普通	特別		
一組合當	五一六	八五六	二、八七七	三、〇五四	二、八六四	二、八七七
被保險者	二、一九一	二、〇〇〇	二、一九一	二、〇〇〇	三、九一〇	三、九一〇
一人當年	三、九一〇	五、五七〇	三、九一〇	五、五七〇	四、一六〇	三、九一〇
組合員	八四	九二	八四	九二	九〇日	九〇日
療養の給付	八四	九二	八四	九二	九〇日	九〇日
支給期間	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日
療養の給付費	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日	一八〇日
療養の給付費一部負擔割合	三、五	三、五	三、五	三、五	三、五	三、五

三、加入割合別組合數

加入割合	普通	特別	代行	計
以上	三	一	一	四
四〇%—五〇%	三	一	一	四
五〇%—六〇%	二	一	一	三
六〇%—七〇%	一〇七	一	三	一一〇
七〇%—八〇%	一五五	二	四	一六一
八〇%—九〇%	二二八	二	三	二三三
九〇%—一〇〇%	三三八	一	六	三九七
全員加入	六二	三	二	六七
計	七八五	一〇	一五一	九四六

五、療養の給付支給期間別組合數調

支給期間	普通	特別	代行	計
九〇日	三五	一	一	三六
一〇〇日	三五	一	一	三六
一一〇日	一	一	一	三
一二〇日	一	一	一	三
一三〇日	一	一	一	三
一四〇日	一	一	一	三
一五〇日	一	一	一	三
一八〇日以上	一	一	一	三
計	七五	一〇	一五一	九四六

七、療養の給付費年額別組合數

被保險者一人當療養の給付費年額	普通	特別	代行	計
二、〇〇〇—二、五〇〇	三	一	一	三
二、五〇〇—三、〇〇〇	六	一	一	三
三、〇〇〇—三、五〇〇	一五	一	一	一七
三、五〇〇—四、〇〇〇	二七	一	一	三〇
四、〇〇〇—四、五〇〇	二九	一	一	三二
四、五〇〇—五、〇〇〇	三六	一	一	三九
五、〇〇〇—六、〇〇〇	三八	一	一	四二
計	七五	一〇	一五一	九四六

四、醫師の有無別組合數

種別	普通	特別	代行	計
醫師在住町村	五〇六	一〇	八五	六〇一
無醫村	二七九	一	六六	三四五
計	七八五	一〇	一五一	九四六

六、療養の給付費一部負擔割合別組合數

一部負擔割合	普通	特別	代行	計
以上	一	一	一	三
二〇%—二五%	二	一	一	四
二五%—三〇%	一	一	一	三
三〇%—三五%	一	一	一	三
三五%—四〇%	一	一	一	三
四〇%—四五%	一	一	一	三
四五%—五〇%	一	一	一	三
五〇%—六〇%	一	一	一	三
計	一	一	一	三

六〇〇—七〇〇	二	一	一	四
七〇〇	二	二	—	四
計	七八五	一〇	一五一	九四六
最 高	八〇〇	八・五七	六・〇〇	八・五七
最 低	二〇〇	四・〇〇	二・三三	二・〇〇

八、保険料年額別組合数調

被保険者一人 當保險料年額 円以上 円未満	普通		特別		代行	計
	普通	特別	普通	特別		
一・〇〇—一・五〇	一三二	一	一	二	—	一四三
一・五〇—二・〇〇	三三四	一	—	三六	—	三六一
二・〇〇—二・五〇	一九五	—	—	四六	—	二四一
二・五〇—三・〇〇	一六〇	二	—	三八	—	二〇〇
三・〇〇—四・〇〇	四三	—	—	六	—	四九
四・〇〇—五・〇〇	三	二	—	—	—	五
五・〇〇—七・〇〇	二	—	—	—	—	四
七・〇〇	—	—	—	—	—	一
計	七八六	一〇	一五一	九四六	—	—
最 高	五・九二	一〇・九七	三・五四	一〇・九七	—	—
最 低	四・九	八・五	六・八	四・九	—	—

(備考) 被保険者一人當保險料は療養の給付費用一部費控割合及道府
縣市町村又は産業組合等の補助の有無に依り著しく異なる。

九、町村又は産業組合の補助を受ける

種 別	普通	代行	計
町村補助	五六二	八六	六四八
産業組合補助	一〇	五八	六八
計	五七二	一四四	七一六

住宅營團の昭和十六年度事業計畫

住宅營團の昭和十六年度に於ける事業計畫は七月十日大藏省の正式認可を得て確定發表せられたが、今年度計畫として東京、大阪、名古屋、福岡、仙臺の五都市を中心に合計三萬戸の住宅を豫算一億一千五百五十萬八千圓(敷地買収費を含む)を以て建設せられることとなり、早きは來春二月頃に完成することとなつた。

住宅様式は木造、瓦葺、平家又は二階家で、規格は六様式中最大の(へ)號型は本年度は之を除き、二乃至四室の小規模のもののみとし、(い)及び(ろ)號は貸家用、(は)號型は貸家、分譲兩用、(こ)及び(ほ)號型は分譲用である。概ね三百戸程度を一集團として建設せられる。防空及び保健上相當の庭を附屬せしめるので、道路敷地を含めて一戸約五十坪、一集團一萬五千坪程度のものとなる豫定で、各種厚生施設も附屬せしめられる筈である。各支所別建設戸数を示せば次の如くである。

支所別住宅建設戸数

支所別	建設戸数	い	ろ	は	に	ほ
東京支所	三〇〇〇	三〇〇〇	四〇〇〇	二〇〇〇	六〇〇	—
大阪支所	二〇〇〇	三〇〇〇	三六〇〇	一〇〇〇	四〇〇	—
名古屋支所	三〇〇〇	八〇〇	八〇〇	一〇〇〇	四〇〇	—
福岡支所	三〇〇〇	八〇〇	八〇〇	一〇〇〇	四〇〇	—

仙臺支所	一〇〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
合計	三〇〇〇〇	七六〇〇	七六〇〇	九四〇〇	一〇〇〇〇

尙、今年度は主として軍作業廠、軍需工場、生産力擴充工場に働く勞務者を對象とすることとなつてゐる。又、家賃又は分譲月賦は一律には決定し難いが、概ね左の如くに定めらるゝこととなつてゐる。

型式別住宅建設戸数及び家賃

型式	一戸の標準坪數	間數程度	一戸當り平均所要敷地	家賃または分譲月賦
い	九	二	二〇	一五—一六
ろ	一二	二—三	三五	二〇—二三
は	一五	三	五三	二五—二八
に	一八	四	七七	三一—三七
ほ	二一	四	九〇	四三—四四

右表中(い)、(ろ)及び(は)は家賃で、敷金はその二ヶ月分、(に)及び(ほ)は土地付十九ヶ年分譲月賦の計算、之には二、三回分の保證金を要する。尙、(は)號型は分譲もするがその場合は家賃より二、三圓高となる。

尙、上記各支所別建設戸数の各府縣別割當數は次の如く、

東京支所管内(一萬三千戸)	六、五〇〇戸
東京府	—
神奈川県	四、二〇〇戸
千葉県	一、〇〇〇戸
埼玉縣	一、三〇〇戸
大阪支所管内(一萬戸)	—

大阪府 三、五〇〇戸

兵庫縣 三、〇〇〇戸

京都府 一、五〇〇戸

廣島縣 二、〇〇〇戸

名古屋支所管内(三千戸)

愛知縣 二、五〇〇戸

三重縣 三〇〇戸

岐阜縣 一〇〇戸

靜岡縣 一〇〇戸

福岡支所管内(三千戸)

福岡縣 一、五〇〇戸

山口縣 六〇〇戸

大分縣 一〇〇戸

長崎縣 六〇〇戸

鹿兒島縣 二〇〇戸

仙臺支所管内(一千戸)

宮城縣 六〇〇戸

岩手縣 三〇〇戸

青森縣 一〇〇戸

又、右の内特に東京支所管内の各府縣内決定敷地を示せば次の如くである。

東京府

田無町谷戸 六、四〇〇坪

同 北原 六、三〇〇戸

同 下宿 一〇、〇〇〇戸

武藏野町關前 三、七〇〇戸

同 境 一三、〇〇〇戸

調布町上布田 一〇、〇〇〇戸

江戸川區鹿骨町 六、〇〇〇戸

神奈川縣

川崎市上平間 一〇、〇〇〇坪

同 南加瀬 一五、〇〇〇戸

同 古市場 一〇、〇〇〇戸

横濱市上大岡 一五、〇〇〇戸

同 神奈川區駒形町 一五、〇〇〇戸

同 保土ヶ谷區鶴峰 一五、〇〇〇戸

平塚市 三二、〇〇〇戸

千葉縣

千葉市検見川町 四〇、〇〇〇坪

同 松波町 一五、〇〇〇戸

松戸町南花島 一五、〇〇〇戸

木更津町 二、四〇〇戸

埼玉縣

蕨町 五〇、〇〇〇坪

財團法人人口問題研究會編輯「人口問題」第四卷第一號の刊行

財團法人人口問題研究會の編輯になる雑誌「人口問題」は此度紙型を國定規格B5判に改装、昭和十六年八月十日第四卷第一號を發行したが、その内容目次を掲ぐれば次の如くである。

時論
太平洋土着民族と西洋文化
朝日新聞社委員 藤田進一郎

満洲人口食糧問題の一考察
貴族員議員 公爵 岩倉具榮

研究
フアルの人口論

人口問題研究所企畫部長 經博 中川友長

北海道の人口と移住者
北海道帝國大學教授 上原徹三郎

出生指數並びに死亡指數とその計算法に就いて
東大理學部囑託 武藏高松講師 理博 小野勝次

母性保護の課題
東京帝國大學教授 醫博 白木正博

人口の心的資質と都市計畫
東大理學部副手 厚生省囑託 醫博 瀨木三雄

人口分散と衛生都市
内務省都市計畫東京地方委員長會技師 石川榮耀

四國地方八市人口補給地域の算定
大阪商科大學教授 金谷重義

人口問題研究所研究官 館 稔

人口問題研究所研究員 上田正夫

人口問題研究所研究員 島村俊彦

資料
若干の初期北海道拓殖論
商工省囑託 吉田秀夫

アメリカ社會と人口移動(一)
アメリスムイルヒ以前の獨逸官房學派の異材ベツヘル
米林富男

紹介
人口問題研究所研究員 増田抱村

野間海造氏の新著「日本の人口と經濟」を讀む
人口問題研究所研究員 増田抱村

岡崎博士「新東亞確立と人口對策」

農村の出生力觀察に對する統計的一示唆

記事

會報、消息、受贈圖書書目、新會員紹介、會費領收報告

統計

昭和十五年十月一日現在道府縣群島嶼市區別人口
自第一回至第五回國勢調査年道府縣別人口
自第一回至第五回國勢調査年市別人口

財團法人中央社會事業協會の第一回社會事業研究發表會の開催計畫

財團法人中央社會事業協會に於ては今秋を期し研究發表會を開催することとなつたが、その要領を掲ぐれば次の如くである。

趣旨

いまや世界は未曾有の轉換期に際會し我國また世界新秩序建設の一環として新東亞建設のため國を擧げて高度國防國家の完遂に邁進しつゝあるが之がためには汎く國民厚生の問題が重視されねばならない。

このときに當り本協會に於ては左記の要項に依り社會事業を中心とする國民生活の確保並に人的資源の保護育成に關する研究會を開催し以て社會事業研究の促進をはかると共に當局の國民厚生に關する施策の参考に資したいと思ふ。

汎く有志の積極的參加を切望して已まぬ次第である。

要項

- 一、主催 財團法人中央社會事業協會
- 二、目的 社會事業研究を爲す者に研究發表の機會を提供し且之が相互の研究討議を行ひ斯業の發達に資せんとす
- 三、會場 東京市麴町區三年町一番地 社會事業會館
- 四、日時 昭和十六年十月十日(金)十一日(土)二日間
- 五、日程 (略)
- 六、參會定員 約百名
- 七、研究發表 研究發表は「人的資源の保護育成」「國民生生活の確保」の二部會に分ち一人當約二十分を以てその要領を説明すること
- 研究發表希望者は發表要旨を八百字以内に認め昭和十六年九月十日迄に道府縣、朝鮮、臺灣、樺太、關東州各地方社會事業協會若しくは之に準ずる團體を経由して本協會へ提出すること
- 八、參會申込方法 (略)
- 九、會費 不要
- 十、費用 旅費其の他の費用は參加者の負擔とす
- 十一、資料 研究發表要項、參考資料等は印刷に附し當日參會者に配付す
- 本發表に關する記録は之を取纏め雜誌社會事業其他に適宜發表の豫定
- 十二、其の他 會期中懇談會、晚餐會等を開催の豫定

北米合衆國に於ける國勢調査圖書室の設置

北米合衆國に於ける第八回米國科學會議に於ては、

國際統計研究所、國際勞働局、國際聯盟、倫敦大學經濟學部等在來の人口統計學的調査機關が目下その機能停止せざるを得ざるに到れる現狀に鑑み、米國聯合統計研究所を設立し、又米國議會圖書館内に世界人口學文庫を創設すべきことを提案その具體化に着手するに到つたが、右提案と同時に又國勢調査圖書室の設置を議決、國勢調査局、カーネギー財團及び議會圖書館の後援を得て昨一九四〇年九月十六日議會圖書館内に正式にその設置を見るに到つた。本事業は國勢調査局のダン、米國人口協會のロリマー、米國聯合統計研究所組織委員會のライス、米國統計協會のラング及び議會圖書館文書部長チャイルド(委員長)の諸氏よりなる委員會の管理下に置かれてをり、今後世界各國の人口問題、特に國勢調査の資料蒐集と印刷物其他の撒布の中心體として發展することをその主目的としてゐるが、その具體案として左の如き條項が擧げられてゐる。

- 一、議會圖書館内に斯る資料を集中せしめること
 - 二、圖書室の文獻の完備を計ること
 - 三、圖書館外の各所に散在する資料の綜合的文獻を製作すること
 - 四、學者及び一般の兩者を對照とする廣汎なる索引の作製とその提供
 - 五、官廳用國勢調査資料の文獻又は案内書の編纂とその發行
- 又、カーネギー財團法人の支出にかゝる補助金を得て一名一ヶ年の期限附で特許研究員制度を設け、若干の大學教授を任命する方針を採つてゐる。
- (The American Journal of Sociology Jan. 1941 所載)